

平成 2 2 年第 4 回西予市議会定例会会期日程表

会期 1 2 月 2 日 (木) ~ 1 2 月 1 7 日 (金)

(会期 1 6 日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
1 2 月 2 日	木	本会議 (開会)	・ 理事者提案説明
1 2 月 3 日	金	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 即決議案採決及び委員会付託
1 2 月 4 日	土	休 会	
1 2 月 5 日	日	休 会	
1 2 月 6 日	月	常任委員会	
1 2 月 7 日	火	常任委員会	
1 2 月 8 日	水	常任委員会	
1 2 月 9 日	木	常任委員会	
1 2 月 1 0 日	金	常任委員会	
1 2 月 1 1 日	土	休 会	
1 2 月 1 2 日	日	休 会	
1 2 月 1 3 日	月	休 会	
1 2 月 1 4 日	火	休 会	
1 2 月 1 5 日	水	休 会	
1 2 月 1 6 日	木	休 会	
1 2 月 1 7 日	金	本会議 (閉会)	・ 委員長報告 ・ 質疑 ・ 討論 ・ 採決

平成22年第4回西予市議会定例会会議録（第1号）

- 1.招集年月日 平成22年12月2日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 会 平成22年12月2日
 午前10時00分
 1.散 会 平成22年12月2日
 午前11時54分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一朗
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

- 11番 嶋川 武文

1.会議録署名議員

- 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.地方自治法第121条により
 説明のため出席した者の職氏名

- 市長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 上甲 悦子
 総務企画部長 宇都宮 又重
 産業建設部長 藤中 彰

- 生活福祉部長 上甲 憲章
 教育部長 兵頭 三樹
 明浜総合支所長 上田 甚正
 野村総合支所長 河野 数義
 城川総合支所長 山崎 秀敏
 三瓶総合支所長 三好 幸二
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 河野 敏雅
 財政課長 宗 正弘
 企画調整課長 宇都宮 松夫

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係 佐藤 陽一郎

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

（23番 二宮 元、24番 坂本隆重）

2 会期の決定

（12月2日～12月17日 16日間）

3 議案第108号 西予市新庁舎電気設備工
 事変更請負契約について

4 議案第109号 西予市二及漁港利用調整
 施設の指定管理者の指定
 について

5 議案第110号 西予市支所及び出張所設
 置条例制定について

6 議案第111号 西予市過疎地域自立促進
 特別基金条例制定につい
 て

7 議案第112号 西予市木質ペレット製造
 施設設置条例制定につい
 て

8 議案第113号 西予市城川地域育英会設
 置条例の一部を改正する
 条例制定について

議案第114号 西予市三瓶地域育英会設
 置条例の一部を改正する
 条例制定について

- | | | | |
|-----------------|--|----------------|--|
| 議案第 1 1 5 号 | 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 3 2 号 | 平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 1 1 6 号 | 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 3 3 号 | 平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 1 1 7 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 3 4 号 | 平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 1 1 8 号 | 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 3 5 号 | 平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 議案第 1 1 9 号 | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 1 3 6 号 | 平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号） |
| 9 議案第 1 2 0 号 | 西予市遊子川財産区議会設置条例制定について | 追加 議案第 1 3 7 号 | 西予市獣肉処理加工施設条例制定について |
| 議案第 1 2 1 号 | 西予市土居財産区議会設置条例制定について | | |
| 議案第 1 2 2 号 | 西予市高川財産区議会設置条例制定について | | 本日の会議に付した事件 |
| 議案第 1 2 3 号 | 西予市魚成財産区議会設置条例制定について | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| | | 2 | 会期の決定 |
| 1 0 議案第 1 2 4 号 | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について | 3 | 議案第 1 0 8 号 西予市新庁舎電気設備工事変更請負契約について |
| 1 1 議案第 1 2 5 号 | 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更に
ついて | 4 | 議案第 1 0 9 号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定
について |
| 1 2 議案第 1 2 6 号 | 平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号） | 5 | 議案第 1 1 0 号 西予市支所及び出張所設置条例制定について |
| 1 3 議案第 1 2 7 号 | 平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号） | 6 | 議案第 1 1 1 号 西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定につい
て |
| 議案第 1 2 8 号 | 平成 2 2 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号） | 7 | 議案第 1 1 2 号 西予市木質ペレット製造施設設置条例制定につい
て |
| 議案第 1 2 9 号 | 平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） | 8 | 議案第 1 1 3 号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する
条例制定について |
| 議案第 1 3 0 号 | 平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） | 議案第 1 1 4 号 | 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する
条例制定について |
| 議案第 1 3 1 号 | 平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） | 議案第 1 1 5 号 | 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定につ
いて |

- | | |
|---|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 議案第108号 西予市新庁舎電気設備工事変更請負契約について |
| 4 | 議案第109号 西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について |
| 5 | 議案第110号 西予市支所及び出張所設置条例制定について |
| 6 | 議案第111号 西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について |
| 7 | 議案第112号 西予市木質ベレット製造施設設置条例制定について |
| 8 | 議案第113号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第114号 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第115号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について |

- 議案第 1 1 6 号 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 1 7 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 1 8 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 1 9 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 1 2 0 号 西予市遊子川財産区議会設置条例制定について
- 議案第 1 2 1 号 西予市土居財産区議会設置条例制定について
- 議案第 1 2 2 号 西予市高川財産区議会設置条例制定について
- 議案第 1 2 3 号 西予市魚成財産区議会設置条例制定について
- 1 0 議案第 1 2 4 号 西予市過疎地域自立促進計画の策定について
- 1 1 議案第 1 2 5 号 八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更に
ついて
- 1 2 議案第 1 2 6 号 平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）
- 1 3 議案第 1 2 7 号 平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 1 2 8 号 平成 2 2 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 9 号 平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 0 号 平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 1 号 平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 3 2 号 平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 3 号 平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 4 号 平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 5 号 平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 3 6 号 平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）

追加 議案第 1 3 7 号 西予市獣肉処理加工施設条例制定について

開会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長 ただいまの出席議員は 2 3 名であります。これより平成 2 2 年第 4 回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがありません。三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

平成 2 2 年第 4 回西予市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

師走に入りますと、何かしら慌ただしさを感じつつ、いつの間にか年の瀬を迎えてしまうというのが我々日本人の常であろうと思っております。

本年 1 年間を総括するにはまだちょっと早いのですが、あえて振り返りますと、我が国にとっては、先を見通せない不安から抜け出すことができなかった混迷の 1 年の間だったのではなかろうかと思います。長引く景気停滞や急激な円高により、外需に大きく依存している日本経済の活力がそがれ、新卒採用の手控えから 9 0 年代の就職氷河期を上回る超就職氷河期の到来も心配されており、日本の将来に対する悲観論が先行して、国民は自信を失いつつあるように思えてなりません。

政治的には、昨年の歴史的な政権交代の熱気が一変し、ことしの参議院選挙では民主党が大きく議席を減らし、ねじれ国会が再現されることとなりました。菅総理は、個別の政策や法案ごとに野党の協力を求める考えを明らかにされていますが、国民生活向上のための政策協議が政局化し、予算執行さえままならない状態に陥らないよう、

再考の府と言われる参議院が与・野党の真摯な議論の場として機能することを願わざるを得ませんし、また強く期待をするところでもございます。

県政では、ご案内のとおり、１１月２８日、県知事選挙で中村時広氏が有効投票数の約７８％を集め、第６代愛媛県知事に当選されました。新知事は、直近まで県都松山市長として卓越した行政手腕を発揮されておられ、その地方自治に対するすぐれた見識に疑いの余地はありませんが、加戸前知事が常々標榜されてきた県民目線の行政を継続発展させるとともに、少子・高齢化や地域経済の疲弊が顕著な南予の過疎対策及び農林水産業を中核とした産業活性化に特段のご配慮とご支援をお願い申し上げたいと存じます。

市においては、合併時の新市まちづくり計画において、旧５町の枠を超えた新市の統一事業と位置づけられている新庁舎建設及びケーブルテレビ事業が着々と進展した１年でございました。

来年度には、組織機構改編後のまちづくりの拠点施設と情報の過疎対策の第一歩となる光ケーブル網が完成し、行政もまた新たな第一歩を踏み出すこととなります。

そのほか、新宇和病院の建設等の重要な事案も順次進展してまいりました。これもひとえに議員各位のご理解とご支援のたまものであると存じます。ここに衷心より厚くお礼を申し上げます。

さて、今定例会でございますが、事前に通告のございました８人の皆様から一般質問をお受けするとともに、条例制定７件、同改正７件、補正予算１１件など合計２９件を上程し、ご審議をお願い申し上げるものでございます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますとともに、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりであります。お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりであります。

（日程１）

○議長 まず、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に２３番二宮元君、２４番坂本隆重君、この両名を指名いたします。

（日程２）

○議長 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から１２月１７日までの１６日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から１２月１７日までの１６日間と決定いたしました。

（日程３）

○議長 次に、日程第３、議案第１０８号「西予市新庁舎電気設備工事変更請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第１０８号「西予市新庁舎電気設備工事変更請負契約について」提案理由の説明を申し上げます。

西予市新庁舎電気設備工事におきましては、平成２１年１１月２０日に議会の議決を受け、株式会社四電工宇和島営業所と総額２億２、３６５万円で工事請負契約を締結し、工事を進めているところであります。

新庁舎につきましては、厳しい財政状況を考慮し、庁舎備品など使用できる設備はできる限り再利用する方針のもと、必要最小限の設備導入を計画し、新庁舎建設の経費節減に努めることとしておりました。そのような中、西予市議会から新庁舎議場システムの改修要望を受け、旧システムを活用した場合の耐久性及び今後の改修費用等を総合的に検討したところ、新たな音響システムを導入すべきと判断したことから、２、２３６万５、０００円を増額して、工事請負金額を２億４、６０１万５、０００円とし、工事変更請負仮契約を去る１１月１９日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第108号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第108号は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第108号「西予市新庁舎電気設備工事変更請負契約について」は原案のとおり決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第109号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第109号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市二及漁港利用調整施設は、漁港内に係留しているプレジャーボート等の係留場所を確保することにより、水域利用の調整を行い、水産業の一層の発展を促すとともに、豊かな自然を活用した海洋性レクリエーション地域の基地として位置づけ、憩いと交流機能のある施設として、地域の活性化を図ることを目的に設置された施設であります。

本施設の管理につきましては、地方自治法第244条の2第3項に規定する施設管理者に行わせることとしておりましたが、今回、指定期間の満了に伴う次期指定管理者の選定を行う必要が生じ

たため、11月16日に開催いたしました西予市産業建設部指定管理者審査委員会において、審査の結果、現在の指定管理者であるササキマリン株式会社を非公募により選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、ササキマリン株式会社が、平成20年7月の施設供用開始以来、短期間でありながらも、長年類似の施設を運営してきた実績と豊富な経験を生かし、施設の運営管理に前向きな姿勢と意欲的な取り組みがなされてきたこと、さらに同社は地域と密着し、地域振興及び地域の発展に寄与することを経営の基本理念ととらえており、人的、物的能力を持った会社であり、その経営に対する積極的な姿勢が見られること、以上の理由から、ササキマリン株式会社が公の施設としての効果を最大限発揮でき、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有していることから、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定期間につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3カ年としております。

ササキマリン株式会社の概要及び運営方針につきましては、別添の参考資料をご参照いただきたいと存じます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第109号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第109号は原案のとおり決定することに

賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第109号「西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について」は原案のとおり決定をいたしました。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、議案第110号「西予市支所及び出張所設置条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第110号「西予市支所設置条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成23年度から本庁支所方式へ移行することに伴い、今後の円滑な行政運営を図るため、現在の各総合支所を各支所へ、各支所を各出張所へ呼称の変更を行い、本市の行政組織機構につきまして定めるものであります。

また、本条例の制定にあわせ、総合支所の廃止を行うことから、西予市総合支所等設置条例を廃止することといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程6）

○議長 次に、日程第6、議案第111号「西予市過疎地域自立促進特別基金条例の制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第111号「西予市過疎地域自立促進特別基金条例の制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律につきましては、平成22年3月17日に公布、同年4月1日より施行され、引き続き本市が過疎地域の指定を受けました。

ご案内のとおり、今回の法改正により過疎対策事業債のソフト事業への拡充が追加されております。

具体的には、同法第12条第2項において、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全で安心に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業について、市町村の過疎地域自立促進計画に定めるものとされており、また必要に応じて基金の積み立てを含むものとされております。

これに基づき、本市におきましては、基金を活用するソフト事業として、中・長期的な地域医療の確保という点に重点を置いた事業を計画いたしました。

本基金につきましては、平成22年度から25年度までの4年間において2億円を積み立て、平成25年度から基金の取り崩しにより事業を実施し、過疎地域自立促進特別措置法の執行後においても引き続き活用するものでございます。

また、基金の積み立てを行わないソフト事業につきましては、別途本市の過疎計画に定めておりますが、今後必要に応じて、改正法の趣旨に沿った形で新たな事業を追加する予定でございます。本案は地方自治法第241条の規定に基づき、基金の効果的な運用と活用を図るため本条例を制定するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

（日程7）

○議長 次に、日程第7、議案第112号「西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第112号「西予市木質ペレット製造施設条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、9月議会で契約、議決をいただきました西予市木質ペレット製造設備設置の設計施工一括工事につきましては、計画どおり来年3月竣工に向け造成工事、製造機械の製作、建物改修の設計施工に取りかかっております。

この製造施設は、森林整備による間伐に伴い発生する林地残材や製材端材等の未利用資源を活用

し、地産地消のエネルギーとしての木質ペレット及びおが粉の製造並びに販売を行い、林産物の付加価値を高め、林業を初め地域産業の活性化を図ることを目的としております。

施設の運営につきましては、原材料の購入から製造、販売までの工程を一連で行うことが効率的であることから、林業事業体等の民間のノウハウを利用した指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行う計画といたしております。本条例は地方自治法第244条の2第1項の規定により、本施設の設置及び管理に関する基本的な事項を定めるため制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第113号「西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第119号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの7件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 議案第113号「西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第114号「西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議案第113号及び議案第114号は、育英会理事の呼称の変更に伴い、それぞれの条例の一部を改正するものであります。

西予市城川地域育英会及び西予市三瓶地域育英会では、育英会役職員に総合支所長が含まれておりますが、平成23年度から本庁支所方式へ移行することに伴い、総合支所長から支所長へと役職の呼称を変更することから、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議案第115号「西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成23年度から本庁支所方式へと移行することに伴い、西予市公民館組織の見直しを行い、本条例の一部を改正するものであります。

西予市中央公民館は、新庁舎建設のため昨年取り壊しし、条例廃止としておりますが、現在も旧町ごとに中央公民館が1館ずつ設置されている状況にあり、適正な定員管理による組織のスリム化及び事務の効率化を図る上で障害となっておりました。このことから、明浜中央公民館及び城川中央公民館を廃止するとともに、野村中央公民館及び三瓶中央公民館については地区公民館機能を有していることから、地区公民館として設置することといたします。

また、西予市中央公民館については、現在新庁舎建設のため取り壊しし、当該条例から廃止としておりますが、来年11月の改築にあわせ、条例の改正を行う予定であります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第116号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市老人憩の家は、市内在住の老人の教養の向上、レクリエーション等の場を供与し、心身の健康増進を図り、明るく楽しい老後を保障することを目的として設置され、野村地区及び三瓶地区にそれぞれ1施設を有しております。

今回の改正は、老人憩の家2施設の管理運営形態の統一を図ることを目的とし、利用時間や休館日、さらには施設の目的外使用における使用料の徴収を明確にし、施設の適切かつ効率的な管理運用を図るものでございます。具体的には、利用時間を午前8時30分から午後5時15分、休館日を毎週日曜日とし、祝日及び年末年始に統一し、目的外使用に関する使用料の徴収を市内類似施設と同様に、1部屋1時間150円とするものであります。

続きまして、議案第117号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本県の最低賃金の時間額が今年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を月額2,000円増額改定するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 九鬼公営企業部長。

○九鬼公営企業部長 議案第118号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成23年度から本庁支所方式へと移行することに伴い、公営企業部に上水道、簡易水道事業を担当する水道課を設置し、各支所における水道事業所管課を産業建設課に統一するため所要の整備を行うものです。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 中野消防本部消防長。

○中野消防本部消防長 議案第119号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、小規模なグループホーム等の用途を有する共同住宅を対象にして、住宅用火災警報器の設置を免除する規定を追加するため本条例の一部を改正するものであります。

近年、共同住宅の一部を利用して、小規模なグループホームなどの福祉施設を開設する、いわゆる複合型居住施設が増加しております。このような施設における防火上の安全対策を確立するため、消防法令の基準の見直しが行われ、複合型居住施設用の自動火災報知設備の設置が認められることになりました。

本条例では、従来型の自動火災報知設備が設置された場合には住宅用火災警報器の設置を免除する規定がありますが、これに加えて、複合型居住施設用の自動火災報知設備を設置した場合にも同様に免除することができることとするため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明が終わりました。

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第120号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」から議案第123号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山崎城川総合支所長。

○山崎城川総合支所長 議案第120号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」、議案第121号「西予市土居財産区議会設置条例制定について」、議案第122号「西予市高川財産区議会設置条例制定について」、議案第123号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

遊子川財産区を初めとする旧城川町の4財産区の議会につきましては、平成16年の合併による西予市の発足時に引き続き議会を存続させるため、東宇和郡城川町遊子川財産区ほか3財産区議会設置条例を暫定施行して運営してまいりました。このたび土居財産区において、人口の減少に伴い、財産区議会議員の定数を8人から5人に削減する必要が生じたこと及び旧城川町の各財産区事務の円滑化を図るため、新たに本市の条例として遊子川財産区、土居財産区、高川財産区及び魚成財産区に議会を設置する条例を財産区ごとに制定しようとするものであります。

本条例の制定については、地方自治法第295条の規定により、知事が市議会に提案し、その議決を経ることとされており、本条例については愛媛県知事が議会設置の必要性を認めたことから、本提案をいただいたものであります。

なお、暫定施行している東宇和郡城川町遊子川財産区ほか3財産区議会設置条例につきましては、城川町の各財産区議会においてそれぞれ廃止の手続を行うことといたしております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、議案第124号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第124号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、西予市過疎地域自立促進計画を作成するものでございます。

国においては、過疎地域の対策として、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定して以降、4次にわたる10力年の時限立法措置により、今日まで産業基盤、生活環境整備等を初め、行財政、税制上の特別措置など総合的な施策を講じられ、逐次地域社会の活性が図られてまいりました。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年4月に施行され、平成22年度をもって失効するものでありましたが、引き続き人口減少や高齢化等により維持が困難な集落の増加や生活扶助機能の低下、身近な地域交通の不足といった安心・安全にかかわる問題が以前にも増して深刻化しているという過疎地域からの厳しい声を踏まえ、平成28年3月31日までの6年間の失効期限の延長や、過疎対策事業債のいわゆるソフト事業への拡充等を含め、同法の一部を改正する法律が平成22年3月17日に公布され、同年4月1日から施行されました。これにより、本市が引き続き過疎地域に指定されましたが、過疎対策事業債を初めとする過疎地域自立促進のための財政上の特別措置を活用する場合は、法に基づく市町村計画を策定することとなっております。このため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、新たに西予市過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

(日程11)

○議長 次に、日程第11、議案第125号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第125号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画は、平成13年度を開始年度とし、平成22年度を最終目標年度とする第4次広域市町村圏計画でござい

ます。国が定めた広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱に基づき作成したものでございますが、国のふるさと市町村圏構想はその役割を終えたものとして、平成21年3月31日をもって要綱が廃止されました。八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画が平成22年度をもって計画期間が満了することから、その対応として関係市町村において協議をしまいましたが、国の方針として広域市町村圏施策が当初の役割を終えたとの評価がある以上、この計画を再度見直す必要がないという結論に達しました。これを受けまして、今回ふるさと市町村圏計画の策定等に関する事務と同計画に基づく広域活動計画の事業の実施に関する事務を共同処理事務から削除することとし、これに必要な規約の改正を行おうとするものでございます。

なお、ふるさと市町村圏基金事業につきましては、規約第13条に基づき、引き続き設置し、現行の事業を継続していくこととしております。

また、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止後も、要綱としては定住自立圏構想推進要綱が残りますので、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合は、今後当該要綱等を参考にしながら適宜協議を進めてまいりたいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時42分)

○議長 再開をいたします。(再開 午前10時54分)

山崎城川総合支所長。

○山崎城川総合支所長 それでは、ちょっとこの場をかりまして訂正のお願いを申し上げます。

先ほどご提案申し上げました議案第120号から議案第124号までの財産区の設置条例の提案者でございますが、ちょうど県議選のさなかでありまして、まだ未定でございました。当時の……

(「知事選よ」と呼ぶ者あり)

県知事選の選挙中で、加戸知事を提案者にしてありますが、12月2日提出でございますので、中村時広氏に訂正をそれぞれお願いしたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

(日程12)

○議長 次に、日程第12、議案第126号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。三好市長。

○三好市長 議案第126号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、国の来年度予算編成の動向について少し触れたいと存じます。

追加経済対策を柱とした国の補正予算が去る11月26日に成立したことから、民主党政権にかわって初の本格的予算編成が活発化しておりますが、未曾有の財源不足とねじれ国会の状況下で、戦後最も厳しい予算編成とも言われており、与党や各省庁関係者の予算配分をめぐる攻防が熾烈をきわめることは予想されています。

概算要求においては、各府省一律1割削減、「元気な日本復活特別枠」要望(政策コンテスト)と従来の予算編成になかった新機軸をさまざまに打ち出されておりますが、要求総額が過去最高の9兆6千746億5千万円に上っております。

また、政府は6月に平成23年度から3年間の歳出歳入の大枠を示す中期財政フレームを閣議決定しました。これにより、新規国債発行額は、平成22年度の約4兆4千億円を上回らないよう全力を挙げ、それ以降も着実に縮減させることや、国債費を除く一般会計予算の歳出規模について、平成23年度から3年間、平成22年度当初予算の7兆1千億円を上回らないようにすることなどを主な内容として、新規施策や減税を実施する場合は恒久財源の確保を前提とするペイ・アズ・ユー・ゴー原則など財政規律を守るルールも規定し、財政再建路線に大きくかじを切ることとなっています。

しかしながら、平成23年度の最終的な歳出総額が前年度並みの9兆2千億円程度となるについても、歳入が4兆円以上不足する見込みとなっています。その背景として、税外収入の減少があり、税収は増加するものの、霞が関埋蔵金と言われる特別会計の積立金や剰余金——これにつきましては、平成21年度で9兆2千億円、平成22年度で10兆6千億円等がありましたが——等の税外収入が大幅に下回る——平成23年度には4兆1千億円と言われておりますが——ことが予想されております。

そこで、歳入歳出の差額である約4兆円を超える財源の確保において期待されているのが、一般会計と切り離された特別会計を対象とした事業仕分け第三弾であり、10月下旬から11月にかけて実施されたところであります。

前半の事業仕分けについては、3特別会計、9勘定を廃止する判断がされたところでありますが、無駄な事業も生み出しにくくする効果は大きなものの、財政効果は限定的だとの見方がされております。その中で、交付税及び譲与税配付金特別会計において、制度の抜本的な見直しとの結論が出ており、特別会計への経理区分を廃止するという意味ではなく、地方交付税制度をゼロベースで見直すとの地方財政そのものを揺るがせかねない大変厳しい結論となっており、懸念しているところでございます。

また、地域主権改革の柱である一括交付金化につきましても、都道府県は平成23年度から、市町村は平成24年度から導入されることや、従来の補助金総額の確保については不透明な状況であり、予算編成過程における今後の動向を注意深く見守るとともに、6月に閣議決定された財政運営戦略において、地方公共団体に対して国の基本方針に準じた財政の健全な運営が要請されることから、当市の来年度予算編成に適切に反映させていく必要があると考えております。

それでは、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ9億1,353万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億7,383万5,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましても、人事院勧告に準じる人件費調整、早期勧奨退職者及び定年退職者に係る退職手当組合負担金、小・中学校耐震補強事業費、過疎対策事業に係るソフト事業費、バイオマスペレット生産利活用事業費、地域振興基金の積立金、そのほか早急に対応すべき課題を中心として計上しております。

その主な内容でございますけれども、まず総務費につきましても、勧奨退職者7名及び定年退職者15名に係る退職手当組合特別負担金、生活保護法、住民基本台帳法の改正等に伴う電算システム開発及び職員共用端末更新に係る経費、CATV整備事業における三瓶サブセンター発電機更新に係る経費、生き生き集落づくり事業における川

津南地区に対する集落支援活動事業補助金を計上しております。総額で1億1,257万6,000円となっております。

次に、民生費では、保険基盤安定繰入金の申請額確定に伴う国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、認知症グループホーム2施設に対するスプリンクラー等整備に係る補助金、障害者自立支援給付費の利用者人数の増加等による負担金の増額、支給対象見込みの児童数の増加による子ども手当に係る経費、入院医療やがん手術等診療報酬内容の高度化と被保護者数の増加による生活保護医療扶助に係る経費を計上しております。総額で1億854万円となっております。

次に、衛生費では、人事院勧告に準じる人件費調整等のための土居診療所勘定繰出金、電子カルテ遠隔操作導入委託に係る惣川診療所勘定繰出金、明浜総排水等施設修繕に係る上水道事業会計繰出金、新市立病院建設における設計業者選定審査に係る宇和病院事業会計繰出金を計上しております。総額で327万円となっております。

次に、労働費では、愛媛県緊急雇用創出事業における西予市まちづくり市民アンケート調査のための臨時職員雇用に係る経費を計上しております。総額で50万2,000円となっております。

次に、農林水産業費では、野村町貝吹蔵良地区で実施しております県営畑地帯総合整備事業の事業費拡大に伴う負担金、愛媛県森林林業木材産業づくりの事業を受け建設中の木質ペレット製造施設において生産される木質ペレットの有効活用による循環型まちづくりを推進するための游の里健康保険センター及びデイサービスセンターの老朽化した重油ボイラーを木質ペレット対応ボイラーに転換するための施設整備に係る経費を計上しており、当施設では年間200トンの木質ペレットの使用を見込んでおります。総額で7,719万9,000円となっております。

次に、土木費では、県生活道路改良整備事業6路線に係る事業量増加に伴う県営道路事業負担金、道整備交付金事業における市道石城地区101号線改良事業の減額及び市道馬地惣財久線改良事業、市道安尾線改良事業の増額調整に係る経費、処理場維持管理事業費調整に係る公共下水道特別会計繰出金を計上しております。総額で90万7,000円となっております。

次に、教育費では、野村小学校、中筋小学校、河成小学校、遊子川小学校、高川小学校の屋内運動場の耐震補強工事に係る経費、野村中学校の屋内運動場及び校舎の耐震補強工事に係る経費、来年度開催予定の第17回かまぼこ板の絵展覧会における募集に係る経費を計上しております。総額で2億4,007万6,000円となっております。

次に、災害復旧費では、6月から7月にかけて停滞した梅雨前線豪雨により、農地5カ所、農業用施設5カ所、林業用施設1カ所及び公共土木施設30カ所について災害復旧に係る経費を計上しております。総額で1,718万6,000円となっております。

次に、諸支出金では、西予市地域振興基金積立金、過疎地域自立促進特別措置法の改正によりソフト事業に係る過疎対策事業債の活用が可能になったことから、地域医療の確保、日常的な移動のための交通手段の確保及び集落活性化等を図るための財源とすることを目的とした過疎地域自立促進特別基金積立金を計上しております。総額で3億5,034万7,000円となっております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして、歳入予算についてご説明をいたします。

まず、使用料及び手数料では、CATV整備事業における西予CATV株式会社との光ケーブルの長期的使用契約に基づく使用料の増額分を計上しております。

国庫支出金では、障害者自立支援給付事業に係る国庫負担金、子ども手当支給事業に係る国庫負担金、生活保護扶助事業に係る国庫負担金、小・中学校耐震補強事業に係る国庫負担金を計上しております。

次に、県支出金では、国民健康保険基盤安定事業における保険税軽減分に係る県負担金、游の里健康センター及びデイサービスセンターにおけるペレットボイラー整備に係る林業木材産業構造改善事業費県補助金を計上しております。

次に、繰入金では、明浜町地域ふるさと基金、西予市地域振興基金からの繰入金、上下水道事業会計からの利益譲与納付金を計上しております。

次に、市債では、過疎対策ソフト事業において新たに設置する過疎地域自立促進特別基金事業や従来事業の財源組み替えを行う要援護者台帳システム事業、中小企業振興資金利子補給事業、病

院群輪番制病院運営事業等に係るもの、バイオマスペレット生産利活用促進事業に係るもの、小・中学校耐震化事業に係るもの、災害復旧事業に係るものを計上しております。この上で、歳出に不足します財源措置としまして、財政調整基金１億３４２万８，０００円の繰り入れを行っております。

以上が主な歳出となっております。

また、債務負担行為補正においては、平成２３年度の議会だより印刷製本費、広報せいよ印刷製本費、新庁舎建設に伴う庁舎備品整備事業、庁舎電話交換機更新事業、新庁舎への引っ越しに伴う庁舎物品運搬事業の追加と移設事業費の増加に伴う庁舎ネットワークシステム改修業務委託料の変更を行っております。

以上、説明いたしましたけれども、詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 宗財政課長。

○宗財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

１６ページをお開き願います。

２款１項１目３節退職手当組合負担金１億４００万円ですが、勧奨退職者７名分及び定年退職者１５名分に係る退職手当組合特別負担金であります。

１７ページ、５目１５節工事請負費１２１万７，０００円ですが、平成２３年４月からの本庁支所方式への移行に伴う各総合支所の庁舎内案内板設置工事費及び書類保管のための城川総合支所議場跡の床改修工事費であります。

９目１８節機械器具費５７７万９，０００円ですが、老朽化による職員共用端末３５台の更新に係る経費であります。

１２目工事請負費１，７７６万円ですが、ＣＡＴＶ整備事業における三瓶サブセンター工事設計見直しによる停電用発電機更新のための経費であります。

１９ページをお開き願います。

９目限界集落対策事業８１万円ですが、生き生き集落づくり事業において、城川町、川津

南地区が集落づくり計画に基づき設置する災害用備蓄倉庫設置に対して、集落支援活動事業補助金を交付するものであります。

２０ページをお開き願います。

３目地域介護・福祉空間整備交付金事業５６５万３，０００円ですが、既存の小規模福祉施設、認知症グループホーム２施設に対するスプリンクラー自動火災通報装置等の整備に対するの補助金であります。

財源は全額国庫補助金を充当しております。

２１ページ、３款１項４目１９節障害者自立支援給付費負担金１，６４９万円ですが、非課税世帯の利用者負担無料化等により、サービス利用者数が増加し、給付費負担金が増額となったものであります。

２２ページをお開き願います。

２目子ども手当支給事業１，２０３万８，０００円ですが、支給対象見込み児童数の増によるものであります。

２３ページ、３款３項２目２０節医療扶助費６，１００万円ですが、入院医療やがん手術等診療報酬内容の高度化と被保護者数の増による生活保護医療扶助に係る経費であります。

２６ページをお開き願います。

４款５項１目宇和病院事業会計繰出事業９９万９，０００円ですが、新市立病院建設におけるプロポーザル方式による設計業者選定に係る経費を繰り出すものであります。

２７ページ、６款１項５目県営畑地帯総合整備事業５５２万５，０００円ですが、野村町貝吹蔵良地区で実施しております県営畑地帯総合整備事業の基幹農道等の事業費増に伴う負担金であります。

２８ページをお開き願います。

６款１項９目明浜ふるさと創生館管理運営事業２２２万４，０００円ですが、老朽化によるボイラーの更新及び資材・製品用ハウス倉庫購入に係る経費を委託料として支出するものであります。

６款２項２目バイオマスペレット生産利活用促進事業７，５３９万８，０００円ですが、愛媛県森林林業木材産業づくり事業により建設中の木質ペレット製造施設において生産される木質ペレットの有効活用による循環型まちづくりを推進するため、老朽化している游の里健康センター

の一般温浴施設及びデイサービスセンター給湯用の重油ボイラーを木質ペレット対応ボイラーに交換するための施設整備に係る経費であります。

30ページをお開き願います。

8款1項2目県営急傾斜崩壊防災対策事業99万円ですが、明浜町俵津、下谷地区及び新田地区における県営急傾斜崩壊防災対策事業における給付金であります。

8款2項1目県営道路事業負担金事業791万円ですが、県生活道路改良整備事業宇和地区2路線、明浜地区、野村地区、城川地区、三瓶地区各1路線に係る事業量増に伴う7%分の事業費負担金であります。

33ページをお開き願います。

10款2項3目小学校施設耐震化事業1億3,990万1,000円ですが、平成22年10月に閣議決定された国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を受けて、23年度以降に計画をしておりました構造耐震指標の低い野村小学校、中筋小学校、河成小学校、遊子川小学校、高川小学校の屋内運動場の耐震補強工事の前倒しを行うものであります。

10款3項3目中学校施設耐震化事業9,750万7,000円ですが、小学校施設耐震化事業同様、野村中学校の屋内運動場及び技術教室棟の耐震補強工事の前倒しを行うものであります。

35ページをお開き願います。

2目文化財保護推進事業15万1,000円ですが、野村町鳥鹿野の市指定記念物、鎌田ヶ城趾の古木伐採に係る補助金であります。

3目全国かまぼこ板の絵展覧会事業228万4,000円ですが、来年度に開催予定の第17回全国かまぼこ板の絵展覧会におけるチラシ、ポスター印刷、郵送料等募集に係る経費であります。

36ページをお開き願います。

11款1項1目農地災害復旧事業90万円ですが、本年7月11日から15日にかけての梅雨前線豪雨による野村地区3カ所、城川地区2カ所に係る事業費の2分の1に対する市単独災害復旧事業費補助金であります。

2目農業用施設災害復旧事業100万円ですが、同じく城川地区5カ所に係る事業費2分の1に対する市単独災害復旧事業費補助金であります。

3目林業用施設災害復旧事業10万円ですが、同じく城川地区1カ所に係る事業費の2分の1に対する市単独災害復旧事業費補助金であります。

37ページ、11款6項2目公共土木施設単独災害復旧事業1,518万6,000円ですが、本年6月25日から26日にかけての梅雨前線豪雨による宇和地区10カ所、野村地区7カ所、城川地区13カ所の災害復旧に係る経費であります。

38ページをお開き願います。

13款2項1目西予市地域振興基金事業3億円ですが、地域振興に要する経費の財源に充てるために基金の積み立てを行うものであります。

なお、この財源は合併特例債を充当しております。

39ページ、1目過疎地域自立促進特別基金事業5,000万円ですが、地域医療の確保、日常的な移動のための交通手段の確保、集落活性化等を図るための財源とすることを目的として新たに設置するものであります。

なお、この財源は過疎地域自立促進特別措置法改正によりソフト事業への充当が可能となった過疎対策事業債を充当しております。

次に、歳入でございますが、戻りまして10ページをお開き願います。

12款1項1目1節情報基盤施設使用料883万4,000円ですが、CATV整備事業における西予CATV株式会社との光ケーブルの長期的使用契約に基づく使用料の増加分であります。

13款1項1目3節扶助費国庫負担金4,455万円ですが、生活保護扶助事業に係る診療報酬内容の高度化と被保護者数の増に対する国庫負担金の増額分であります。

11ページ、1目1節地域介護・福祉空間整備交付金565万3,000円ですが、宇和町と野村町内の認知症グループホーム各1施設に対するスプリンクラー等整備に係る補助金であります。

7目1節学校建設費国庫補助金5,649万6,000円ですが、歳出で説明しました小学校屋内運動場5校分の耐震補強事業に係る補助金であります。同じく2節学校建設費国庫補助

金2,979万4,000円ですが、中学校屋内運動場及び校舎1校分の耐震補強事業に係る補助金であります。

12ページをお開き願います。

14款2項5目2節林業木材産業構造改善事業費県補助金3,769万8,000円ですが、游の里健康センター及びデイサービスセンターの木質ペレット対応ボイラー施設整備に係る補助金であります。

9目1節学校管理費県補助金17万5,000円ですが、林業振興、環境教育等を推進するため、野村小学校に設置予定のペレットストーブ1台に対するバイオマスペレット利用促進事業費補助金であります。

14ページをお開き願います。

17款6項1目公営企業会計繰入金160万円ですが、上水道施設整備におきまして、一般会計で出資債を借り、上水道事業会計に出資しており、その出資に対する利益剰余納付金であります。

20款1項2目1節要援護者台帳システム事業520万円、4目1節中小企業振興資金利子補給事業1,200万円、15ページの11目1節在宅当番医制運営委託事業610万円、休日夜間急患センター運営負担金事業680万円、小児在宅当番医運営事業80万円、病院群輪番制病院運営事業830万円につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の改正によりソフト事業が起債対象となったことから、一般財源から過疎対策事業への財源組み替えを行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明が終わりました。

(日程13)

○議長 次に、日程第13、議案第127号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第136号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」までの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 議案第127号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整、授産場製品販売増に伴う事業収入及び加工用原材料費の調整、自動販売機設置に伴う土地貸付料の調整で、歳入歳出それぞれ38万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,936万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、人件費の調整として、施設授産場費の一般管理費で職員手当等の人件費を6万1,000円減額し、授産場製品の販売増に伴い、事業費の加工用原材料費を45万円増額いたしております。

歳入では、事業収入の手袋加工賃収入及び手袋売却収入を299万5,000円増額、並びに自動販売機設置による財産収入の土地貸付料2万1,000円を増額し、事業収入及び財産収入の増額に伴い、一般会計繰入金262万7,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第128号「平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、住宅新築資金貸付債について繰上償還を行うことによるもので、歳入歳出それぞれ24万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ844万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、住宅新築資金並びに改良資金に借り入れしている公債費の元金24万1,000円と利子3,000円を増額いたしております。

歳入歳出につきましては、一般会計から24万4,000円を繰り入れさせていただいております。

続きまして、議案第129号「平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の調整、保険証のカード化に伴う事業費の計上、国保連合会における新審査支払いシステム導入に伴う国保連合会負担金の増額、保険基盤安定事業申請額の決定による繰入金の増額であります。

歳出では、一般管理費の職員手当等を26万3,000円減額、需用費を91万円増額、連合

会負担金を９０９万６，０００円、諸支出金の償還金を１３９万４，０００円それぞれ増額いたしました。

歳入では、国庫支出金の特別調整交付金を９０９万６，０００円、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金を１，７７５万７，０００円、職員給与等繰入金を６４万７，０００円それぞれ増額し、財政調整基金繰入金を１，６３６万３，０００円減額いたしました。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ１，１１３万７，０００円を増額し、事業勘定歳入歳出予算の総額を５７億９，１４４万６，０００円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、補正の主な内容は、人事院勧告に伴う人件費の調整、嘱託職員賃金、各種委託料及び基金積立金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明をいたします。

惣川診療所の歳出では、一般管理費の委託料を１５万８，０００円増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を１５万８，０００円増額し、歳入歳出予算の総額を１，４１０万１，０００円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費の人件費を８５万８，０００円減額し、社会保険料を３６万７，０００円、嘱託職員賃金を２４４万６，０００円増額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を１９５万５，０００円増額し、歳入歳出予算の総額を１億２，０９１万６，０００円といたしました。

次に、遊子川診療所の歳出では、医業費の医療検査委託料を３万円増額し、予備費を同額減額いたしましたので、総額の変更はございません。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の人件費を１９万円減額し、予備費を同額増額いたしましたので、総額の変更はございません。

次に、周木診療所の歳出では、基金積立金を５，０００円増額いたしました。歳入では、財産収入の基金積立金利子を５，０００円増額し、歳入歳出予算の総額を４，８６６万８，０００円といたしました。

続きまして、議案第１３０号「平成２２年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による職員手当等の減額及び職員の産休に伴う代替職員の人件費を増額するもので、歳入歳出それぞれ６６万４，０００円減額し、歳入歳出予算の総額を６億３４２万円とするものであります。

歳入につきましては、事務費に係る一般会計繰入金を６６万４，０００円減額し、歳出につきましては、職員手当等９９万円を減額、臨時雇い賃金２７万７，０００円、社会保険料４万９，０００円を増額いたしております。

続きまして、議案第１３１号「平成２２年度西予市介護保険特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告による人件費の減額調整を行うもので、歳入歳出それぞれ２１６万７，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を４８億７，１０２万３，０００円と定めるものであります。

内訳といたしまして、歳出では、総務費の総務管理費で人件費を２１６万７，０００円減額いたしました。歳入では、一般会計繰入金を２１６万７，０００円減額いたしました。

以上、５議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第１３２号「平成２２年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、供用開始処理区における新規加入金の増額とそれに伴う繰入金の減額、施設整備費の増額、人事院勧告に伴う人件費の減額で、歳入歳出の総額を４億７，５２１万５，０００円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設整備費で県当局との県道及び河川の占用協議において、アスファルト復旧幅の変更に伴い、１８０万円を増額、人事院勧告に伴う人件費５９万２，０００円を減額いたしております。

歳入につきましては、農業集落排水加入に伴う負担金３０９万円の増額とこれに伴う一般会計繰入金３０９万円の減額、施設整備費の増額に伴う市債１７０万円、分担金３万９，０００円、一般

会計繰入金 6 万 1, 0 0 0 円を増額し、人件費の減額に伴う一般会計繰入金 5 9 万 2, 0 0 0 円を減額いたしております。

続きまして、議案第 1 3 3 号「平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の調整及び野村処理区と宇和处理区の事業内容の変更等による減額で、歳入歳出予算からそれぞれ 5 3 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算を 9 億 5 1 3 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設管理費で汚泥処理施設の修繕料 8 0 万円の増額、処理場維持管理委託料及び公共下水道接続奨励金の 5 6 6 万 5, 0 0 0 円を減額、施設整備費で工事請負費と原材料費の組み替え並びに給料等の人件費を 4 9 万 8, 0 0 0 円減額いたしております。

歳入につきましては、分担金及び負担金 6 6 0 万円の減額と一般会計繰入金 1 2 3 万 7, 0 0 0 円を増額いたしております。

以上、2 議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 九鬼公営企業部長。

○九鬼公営企業部長 議案第 1 3 4 号「平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告により人件費の減額調整を行うもので、歳入歳出からそれぞれ 1 9 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 2 億 9, 8 8 8 万 7, 0 0 0 円と定めるものであります。

歳入につきましては、人件費の財源である一般会計繰入金 1 9 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳出では、事業費の総務管理費で給料、職員手当等の人件費 1 9 万 5, 0 0 0 円を減額いたしております。

次に、議案第 1 3 5 号「平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

第 2 条の収益的収入につきましては、一般会計

から上水道事業会計に負担、補助すべき経費を定めました繰り出し基準に基づきまして、児童及び子ども手当に係る経費に対しまして、補助金 1 9 4 万 9, 0 0 0 円を増額し、総額を 6 億 1, 9 9 4 万 9, 0 0 0 円といたしております。

収益的支出につきましては、人事院勧告に伴います人件費の調整、臨時職員雇用に係る経費、公用地登記委託料等 1 9 万 1, 0 0 0 円を増額し、総額を 6 億 1, 3 0 0 万円といたしております。

第 3 条の資本的収入及び支出につきましては、明浜上水道におきまして、老朽化により故障しました水位計及び流量計の取りかえ工事に係る経費を計上しております。

資本的収入につきましては、一般会計からの補助金 2 8 9 万 8, 0 0 0 円を増額し、総額を 4, 5 7 1 万 1, 0 0 0 円といたしております。

また、資本的支出に建設改良費 2 8 9 万 8, 0 0 0 円を増額し、総額を 3 億 6, 8 0 8 万 6, 0 0 0 円といたしております。

第 4 条では、議会の議決を得なければ流用することのできない経費である職員給与と費を 3 0 万 3, 0 0 0 円減額し、総額を 1 億 2, 5 7 3 万 9, 0 0 0 円といたしております。

第 5 条では、他会計からの補助金について使途及び金額を改め、2, 1 0 3 万 9, 0 0 0 円といたしております。

次に、議案第 1 3 6 号「平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、新病院の建設事業に係る設計監理業者選定に係る経費を増額するものであります。

第 2 条の資本的収入につきましては、新病院建築に伴う出資金として 9 9 万 9, 0 0 0 円を増額し、資本的収入の総額を 1 億 5, 7 2 2 万円といたしております。

また、資本的支出につきましては、新病院建設事業に係る設計監理業者の選定に当たり、設計監理業者の企画、提案力等を判断し、特定する簡易公募型プロポーザル方式を採用し、その手続を厳正かつ公平に行うための西予市新市立病院設計監理業者選定審査委員会の関連費用として 9 9 万 9, 0 0 0 円を新たに計上いたしました。これにより資本的支出につきましては、建設改良費として 9 9 万 9, 0 0 0 円を増額し、資本的支出の総

額を2億9,499万円といたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時47分）

○議長 再開いたします。（再開 午前11時50分）

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第132号の「平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」の書類の中に、第2ページでございますが、農集という不適切な文字が入っております。削除していただきたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長 ただいま市長から提出されました議案第137号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第137号を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第137号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第137号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市獣肉処理加工施設においては、獣肉処理加工施設新築工事、厨房機器設備をそれぞれ発注し、計画どおり来年3月竣工に向け事業を進めているところであります。

現在、西予市では、有害鳥獣による農作物への被害が増加傾向にあり、果樹、水稻、野菜を中心に3,000万円を超える被害となっており、この被害は農業者の営農意欲の低下などを通じ、耕作放棄地の増加をもたらし、さらなる鳥獣被害を

招くという悪循環にあり、中山間地域を中心に被害額以上の影響を及ぼす深刻な問題となっております。

このような状況から、有害鳥獣に対する侵入防止対策及び駆除を行っているものの、今後個体数削減を目的とした捕獲を積極的に行う必要があり、捕獲体制の整備にあわせ、捕獲後の獣肉の処理及び有効活用を図るため、獣肉処理加工施設を整備するものであります。

施設の運営については、獣肉の搬入から加工、販売までの工程を一連で行うことが有効であることから、民間のノウハウを利用して指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を行う計画といたしております。本条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、本施設の設置及び管理に関する基本的な事項を定めるため制定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

あす12月3日は午前9時から一般質問及び質疑を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時54分

平成22年第4回西予市議会定例会会議録（第2号）

- 1.招集年月日 平成22年12月3日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成22年12月3日
 午前9時00分
 1.散 会 平成22年12月3日
 午後3時01分

1.出席議員

- 1番 兵 頭 竜
 2番 二 宮 一 朗
 3番 兵 頭 学
 4番 明 智 祥 勝
 5番 井 上 勲
 6番 小 野 正 昭
 7番 松 山 清
 8番 宇都宮 明 宏
 9番 松 島 義 幸
 10番 元 親 孝 志
 11番 嶋 川 武 文
 12番 沖 野 健 三
 13番 森 川 一 義
 14番 藤 井 朝 廣
 15番 浅 野 忠 昭
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 昭 義
 20番 梅 川 光 俊
 21番 菊 地 ミスギ
 22番 大 竹 忠 盛
 23番 二 宮 元
 24番 坂 本 隆 重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 九 鬼 則 夫
 会 計 管 理 者 上 甲 悦 子
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章

教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明浜総合支所長 上 田 甚 正
 野村総合支所長 河 野 数 義
 城川総合支所長 山 崎 秀 敏
 三瓶総合支所長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 河 野 敏 雅
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 岩 本 明 定
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第120号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」の訂正について
 議案第121号「西予市土居財産区議会設置条例制定について」の訂正について
 議案第122号「西予市高川財産区議会設置条例制定について」の訂正について
 議案第123号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」の訂正について
 2 一般質問
 3 議案第110号 西予市支所及び出張所設置条例制定について
 4 議案第111号 西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について
 5 議案第112号 西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について
 6 議案第113号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第114号 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について
 議案第115号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 1 1 6 号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について		議案第 1 3 3 号	平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 1 1 7 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について		議案第 1 3 4 号	平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 1 1 8 号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について		議案第 1 3 5 号	平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
	議案第 1 1 9 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について		議案第 1 3 6 号	平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）
7	議案第 1 2 0 号	西予市遊子川財産区議会設置条例制定について	1 2	議案第 1 3 7 号	西予市獣肉処理加工施設条例制定について
	議案第 1 2 1 号	西予市土居財産区議会設置条例制定について	1 3	陳情第 1 7 号	食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書
	議案第 1 2 2 号	西予市高川財産区議会設置条例制定について		陳情第 1 8 号	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情書（意見書あり）
	議案第 1 2 3 号	西予市魚成財産区議会設置条例制定について		陳情第 1 9 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書（意見書あり）
8	議案第 1 2 4 号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について		陳情第 2 0 号	内需を拡大して安定した雇用の創出を求める陳情書（意見書あり）
9	議案第 1 2 5 号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更にについて		陳情第 2 1 号	最低保障年金制度創設を求める意見書提出の陳情書（意見書あり）
1 0	議案第 1 2 6 号	平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）		陳情第 2 2 号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書（意見書あり）
1 1	議案第 1 2 7 号	平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）		陳情第 2 3 号	（仮）林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書
	議案第 1 2 8 号	平成 2 2 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）		陳情第 2 4 号	西予市立三瓶小学校仮校舎建設について
	議案第 1 2 9 号	平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 4	要請第 2 号	2 0 1 0 年 社会保障の拡充・改善を求める要請書
	議案第 1 3 0 号	平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）		要請第 3 号	T P P 交渉参加反対に関する要請書
	議案第 1 3 1 号	平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）			
	議案第 1 3 2 号	平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）			

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|--|-------------|----------------------|
| 1 | 議案第 1 2 0 号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」の訂正について | 議案第 1 2 3 号 | 西予市魚成財産区議会設置条例制定について |
| | 議案第 1 2 1 号「西予市土居財産区議会設置条例制定について」の訂正について | 8 | 議案第 1 2 4 号 |
| | 議案第 1 2 2 号「西予市高川財産区議会設置条例制定について」の訂正について | 9 | 議案第 1 2 5 号 |
| | 議案第 1 2 3 号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」の訂正について | 1 0 | 議案第 1 2 6 号 |
| 2 | 一般質問 | 1 1 | 議案第 1 2 7 号 |
| 3 | 議案第 1 1 0 号 西予市支所及び出張所設置条例制定について | | 議案第 1 2 8 号 |
| 4 | 議案第 1 1 1 号 西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について | | 議案第 1 2 9 号 |
| 5 | 議案第 1 1 2 号 西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について | | 議案第 1 3 0 号 |
| 6 | 議案第 1 1 3 号 西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 3 1 号 |
| | 議案第 1 1 4 号 西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 3 2 号 |
| | 議案第 1 1 5 号 西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 3 3 号 |
| | 議案第 1 1 6 号 西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 3 4 号 |
| | 議案第 1 1 7 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 3 5 号 |
| | 議案第 1 1 8 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 1 3 6 号 |
| | 議案第 1 1 9 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について | 1 2 | 議案第 1 3 7 号 |
| 7 | 議案第 1 2 0 号 西予市遊子川財産区議会設置条例制定について | 1 3 | 陳情第 1 7 号 |
| | 議案第 1 2 1 号 西予市土居財産区議会設置条例制定について | | |
| | 議案第 1 2 2 号 西予市高川財産区議会設置条例制定について | | |

- 陳情第 18号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情書（意見書あり）
- 陳情第 19号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書（意見書あり）
- 陳情第 20号 内需を拡大して安定した雇用の創出を求める陳情書（意見書あり）
- 陳情第 21号 最低保障年金制度創設を求める意見書提出の陳情書（意見書あり）
- 陳情第 22号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書（意見書あり）
- 陳情第 23号 （仮）林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書
- 陳情第 24号 西予市立三瓶小学校仮校舎建設について
- 14 要請第 2号 2010年 社会保障の拡充・改善を求める要請書
- 要請第 3号 TPP交渉参加反対に関する要請書

開議 午前9時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりであります。

（日程1）

○議長 まず、日程第1、議案第120号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」の訂正についてから議案第123号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」の訂正についての4件を一括議題といたします。

訂正の理由について理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮企画調整課長 議案第120号「西予市遊子川財産区議会設置条例について」、議案第121号「西予市財産区議会設置条例制定について」、議案第122号「西予市高川財産区議会設置条例制定について」、議案第123号「西予市魚成財産区議会設置条例について」の4議案の訂正について説明申し上げます。

前愛媛県知事加戸守行氏が平成22年11月30日に辞職し、同年12月1日から中村時広氏が新たな愛媛県知事に就任されたところであります。本4議案につきましては、愛媛県知事名による提案であり、提出日が平成22年12月2日でありますので、今回の提案者、愛媛県知事中村時広で提出されるべきありましたが、前知事名で印刷提出していたため、西予市議会会議規則第19条第1項の規定により別紙のとおり訂正をお願いするものでございます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、このたびの訂正につきまして、深くおわび申し上げますとともに、今後の議案調整につきましては、十分注意してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第120号から議案第123号までの4件の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第120号から議案第123号までの4件の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言時間は申し合わせの発言時間15分以内をお願いいたします。質疑については3回までとし、あわせて10分以内をお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、6番小野正昭君。

小野君。

○6番小野正昭君 先ほど議長の許可をいただきましたので、このたびは平成21年12月8日閣議決定が行われた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」の一環でもあり、また現在問題化している幼・保一体化を基軸した件につき質問をいたします。

さて、先般平成22年11月2日付愛媛新聞にも幼稚園廃止へ、2013年度以降こども園に移行と掲載をされておりましたのは、ご案内のとおりであります。政府は、平成22年1月29日、子ども・子育て新システム検討会議を開催し、基本的な方向を少子化対策会議に報告をいたしております。

その要旨は、幼・保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築にある。この会議の議長は、内閣府特命大臣である国家戦略大臣と少子化対策大臣が共同議長となっております。その一つは、その目的は、1つ、すべての子供への良質な生育環境を保障し、子供を大切にする社会はもとより、新システムの中に幼稚園、保育所の一体化を継承する。1つ、すべての子供に質の高い幼児教育・保育を保障するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保し、新たな指針を創設。私は次の項目に注目をし関心を持っておりますけれども、1つ、幼稚園、保育所の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)新たな指針に基づき幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化、この垣根を取り払いが重要だと私は思ってお

ります。1つ、新システムのもとで幼児教育・保育を一体化した幼・保一体化給付(仮称)を創設するとなっております。

この問題化されている幼稚園は、国においては文部科学省、当市では教育委員会の所管であり、また保育所について厚生労働省、当市は生活福祉部、社会福祉課が担当をいたしており、子供に関係のない役所の縦割り行政の代表の一つでもあります。その根拠は、学校教育法第3章第22条から第28条に規定され、その22条に、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とするとあります。

一方、保育所は、児童福祉法第35条第3項、第4項により、市町村はあらかじめ都道府県知事の認可を得て保育所等の児童福祉施設を設置することができるとあります。その沿革を見ますと、当初は保育所の原点は託児所がその原点のようで、我が国におきましては、一般的に最も古いといわれる託児所は、明治23年新潟市で赤沢鍾美、仲子夫妻が始めた新潟静修学校付設の託児所施設であります。

また、保育所の目的は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分な保育のできない児童を家庭の保護者にかわって保育することにあります。端的に言えば、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うもの、保育所はその沿革から見ても、家庭の保護者にかわり保育することであります。

しかしながら、設置当時とは社会環境が大きく変化した今日、また少子・高齢化が急速に進んでいる現在、先ほど申し上げましたすべての子供に質の高い幼児教育・保育を保障するための幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、幼稚園、保育所の垣根を取り払う、そのことにより幼児教育・保育の一体化が重要視されているのであります。私もかねてより、現在の幼稚園及び保育所のあり方に対し、社会環境が著しく変化し、また急速に変化しようとしている今日、現行法は現行法として、何ら子供たちに関係がなく、我が国の、また西予市の将来を託す宝である子供たちの環境、その他において、公正・公平になるような法改正及びシステムづくりが急務だと考えております。市長はこの幼・保一体化につきどのようにお

考えか、お伺いをいたします。

それに伴い、当市はこの件につき現在どのような取り組みをいたし、どの程度具体化しているのか。また、現在幼稚園と公立保育所において、園児の体力向上施策について、大きな差異があるやに聞き及んでおりますが、現実はどうなのか。そのようなことがあるのであれば、なぜか、その根拠及び内容はどうなっているのか、お伺いをいたします。

市長は関係する行事の祝辞の中で、西予市を背負って立つ皆さんに大きな期待をしておりますとよく述べられております。先ほど申し上げましたとおり、子供たちには全く関係なく、大人の決まりや都合等で園児たちを健全に保育する観点からも、公正・公平が損なわれてはならないと私は思っております。この点もあわせて質問をいたします。

以上、幼稚園、保育所の一体化に関する件についてお伺いをいたし、今回の一般質問といたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

師走に入りまして残すところ1カ月をもう切ったような状態になりました。平成22年、非常に自然現象も政治も経済も安定を欠く一年であったかなというような思いがあります。西予市では、ご案内のとおり、新庁舎が一日一日積み重なってまいっております。来春には完成の運びとなります。希望に胸が膨らんでいるところでございます。

本日はご多忙にもかかわらず、また年末のお忙しい中早朝より傍聴に来られた方々、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

本日の一般質問でございますが、通告のあった8名からお伺いをすることになります。意見を積み重ねることで西予市のあしたにつながることを願ってやみません。

それでは、最初に小野議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の現在どのような取り組みをいたし、どの程度具体化しているかということについてのお答えでございますが、幼・保一体化は、

政府が先般方針を明らかにしたもので、早ければ来年の通常国会において提出されるものと伺っております。この制度は、2013年度以降順次移行するとの方針であり、10年間の移行期間が設けられるものであります。現在、西予市においては、具体的な取り組みはしておりませんし、動きもありませんが、西予市の児童福祉施設の現状でございますけれども、保育所が18施設あり、内訳としまして、公立保育所・園でございますが10施設、民間8施設、一方幼稚園でございますけれども、8施設ありまして、公立幼稚園が6、民間が2施設で、それぞれ保育指針、教育要領に基づき、就学前における保育教育を行っているところであります。

市の取り組みといたしましては、以前、さきに国が打ち出しておりました認定こども園について協議をしたところでありますけれども、西予市の現状には見合わないということもあり、断念した経緯がございます。その後平成20年度には、児童福祉施設の民営化の答申を打ち出し、教育委員会部局においては、小学校の統廃合の基本方針が固まったことを契機に、昨年度から西予市教育委員会部局と、例えば保育所における預かり保育の実施など、西予市独自の児童福祉施設のあり方について、西予市の身の丈に合った児童福祉施設運営のあり方について協議を行っているところでございます。今後、国の動向を見据えた中で、教育委員会と市長部局が連携を保ちながら、また小学校の統合計画や公立保育所の民営化あるいは統廃合なども勘案しながら、ゼロ歳児から就学前児童の幅広い子育ての支援ができるように取り組まなければならないとやはり考えております。

次に、2点目でございますけれども、幼稚園と保育所において、園児の体力向上施策について大きな差異があるが、現実はどうか、その根拠及び内容はというご質問でございますが、小野議員の言われますとおり、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的としており、保育所は共働きなどの理由により家庭において保育ができない子供に対して、個々の家庭にかわって養護及び教育を一体的に提供することを目的としております。このように目的が異なっているために、保育内容、保育時間、保育料金、対象児童、施設基準等それぞれ異なっております。

しかし、保育所においては、制度上、教育を目

的とする施設でありませんが、満3歳児以上の子供に対しては、幼稚園教育要領との整合性を図った保育所指針に基づき教育を行っております。幼稚園の場合、週に1回幼児体育専門の教員を配置して教育を行っているところでございます。

3点目の公正・公平が損なわれないにつきましては、幼稚園と保育所の異なった施設が一体化することで、市町村からの補助割合や保護者の負担割合も同じ水準になり公平を確保できるものと考えております。

「しろがねもくがねも玉も何せむにまされる宝子にしかめやも」、万葉の歌人であります山上憶良の詩を引用しましたが、まさに子供は地域、国の宝であります。安心して子育てできる町、西予市を目指していく所存でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 6番小野正昭君。

○6番小野正昭君 再質問を二、三点行いたいと思いますが、質問の前に、私たちは市民の有権者の選良を受けてこの場で発言をさせていただいておるのは、言うまでもございません。したがって、我々議員は、市民の、また有権者の目となり耳となり口となって公僕として代弁者としてここで発言をさせていただいておるものと私はかねてより思っております。

今回の質問は、父兄のほうから実はこういうふうな問題があるのよということを再三再四私の耳に入りましたので、私なりに勉強をし、今回の質問に至ったわけであります。

そこで、私はかねてより人権にしてもいろいろな面にしても世の中に平等ということは難しいなと。しかしながら、先ほども申し上げましたように、公正・公平はできると、私はこのように考えております。

そこで、先ほどの市長の答弁にもありましたが、幼稚園においては週に1回専門のインストラクターを派遣して体力向上を図っていると。そのとおりであります。保育所にはないのです。

そこで、第1点目の質問をいたしますが、平成21年度と22年度の比較をした場合、市立幼稚園の補助金は、平成21年度の実績が652万5,000円、今年度が891万5,000円ふえとるんです。

しかしながら、保育所は、昨年度のいわゆるこれは需用費のほうなんですけれども、消耗品で約63万1,000円の減、賄材料費で約184万4,000円の減、私は三瓶ですので、三瓶のことを申し上げますと、この2つを合わせて82万4,000円マイナスになっとるんです。ということは、保育所はなぜか——教育委員会に聞いてみますと、市立幼稚園のほうは前年度に準じてというふうなことを聞きましたが、公立、市立です、の保育所はなぜか少しずつ減額、園児の減少もあるでしょうけれども、なぜか少しずつ減少されてる、これはちょっとどういうもんかなということで、まず1点その理由をお伺いをいたします。

それから次、2点目ですけれども、担当部長にお伺いをいたしますが、11月22日付の愛媛新聞の10面、これをお読みになったかどうか、お伺いをして、再質問といたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今小野議員の再質問の中で、予算が減額になっておるということですが、これは三瓶の保育園ということじゃなしに、全園それぞれ現状の予算も含めて減額をさせていただいておるところでございます。

あわせて11月22日の10面、大変申しわけございませんが、私どういう内容の記事が載っておったか、存じておらないところでございます。

また、その10面の記事につきましては、議員さんのほう、ぜひご指導をいただいたらというふうに思います。

○議長 6番小野正昭君。

○6番小野正昭君 実は部長、これがそうなんです、後から見とってください。それは、愛媛新聞さんがここにもおいでますけども——わざわざ保育園に来ていただきまして、スポーツ名人がやってきたというふうなことで、三瓶保育所にスポーツ名人が来て、遊びを通じて楽しい体力づくりのいわゆる講習ではない、催しといたしますか、遊びといたしますか、そういう行事をしとるんです。先ほど言いましたように、幼稚園は週1回専門家の体育の指導者が来て体力の向上を図ってる。保育

所にはそういうふうな予算がないんです。ですんで、これは三瓶スポーツクラブがスポーツクラブの経費からわざわざ招聘をして、保育園児のためにスポーツ名人を招聘して、いわゆる遊びを通じて親子で体力の向上に努めてせないかないと、これは市長がよく言われる同じように三瓶町の宝ですから、西予市の宝ですから、少しでもそういう機会を与えてやりたいというスポーツクラブの配慮です。このいわゆる冊子を見ますと、第2回目は西予市の宇和児童館、第4回にも西予市の宇和児童館には2回来とるんです、ことし。三瓶町は1回初めて我々が——我々といいますか、スポーツクラブが気づいて呼んだんです。やはりそういうことを予算がないから保育所は呼べんのです。こういうふうな、いわゆる体の基礎をつくる、体力をつくるということは、体を動かすということは、脳の活発化にもつながるわけなんです。特操教育になるわけです。やはりそういうことを行政として、何回も言いますが、子供たちには罪がありませんから、公正・公平になるべく扱っていただけるような配慮をしていただきたいなど。これが行政のきめ細やかな行政のあり方ではないかなと、私はそういうふうに思っております。いずれこちらのほうの教育委員会のスポーツクラブについての質問は、後日日を改めてやらせてもらいますけれども、今回の質問は以上で終わります。

○議長 答弁いいですか。

(6番小野正昭君「結構です」と呼ぶ)
次に、10番元親孝志。
10番元親君。

○10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきますと思います。

今回の質問は、地域主権時代の西予市の取り組みについてということでお伺いをしたいと思えます。

今社会的問題になっております環太平洋戦略的経済連携協定すなわちTPPが、日本の農業を根本から変えようといたしております。政府・与党は前向きに検討したいとしていますが、JA中央、JF全漁連を中心とする14の団体はTPP

交渉への参加に断固反対する考えであります。いずれが正しいのか一個人では容易に判断できませんが、前原外務大臣が言ったGDPに占める農業生産高1.5%を守るために98.5%の他の産業を犠牲にしていいかどうかといった趣旨の発言は、いまだに経済至上主義を最優先した考えであり、極めて遺憾であります。考えてみなければならないのは、98.5%の産業が維持できているのは、1.5%の農林漁業が裏でしっかり支えているからこそ維持することができているという視点が欠如しているのではないのでしょうか。グローバル経済において、農業だけを聖域化することが果たして正しいのかどうかは、意見の分かれるところではありますが、食の安全保障を短絡的に経済至上主義とてんびんにかけていいいのかどうか、一人一人が十分時間をかけて議論する必要があると思われま。

時系列で見れば、この問題と並行する形で名古屋市では、国連生物多様性条約第10回締約国会議が開催されました。2002年のオランダのハーグで採択された締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させるとした国際目標は、残念ながら達成できなかったと結論づけました。1970年から今日に至るまでに、野生の脊椎動物は、その3分の1が失われたと報告書を発表しています。人類は生物多様性の恩恵を将来にわたって受けるには、今後10年から20年の間に、人類のあらゆる努力が必要不可欠と結論づけております。国連生物多様性条約第10回締約国会議の最終日に、日本政府が提唱する里山イニシアチブと2020年までを国連生物多様性の10年とする決議案が合意に至り採択されました。国内では絶滅のおそれがある動植物の半分が里山に生息するといわれ、中山間地域での農業を営む価値が、改めて注目されつつあります。しかし、現実には、中山間の里山は既に荒廃し、日本が里山のイニシアチブをとることは容易でないのが現状であります。

話はTPPに戻りますが、TPPに参加しなかった場合と参加した場合のそれぞれの試算が公表されております。経済産業省の試算では、TPPに参加しなかった場合には、実質GDPで10.5兆円の損失が出るとしているのに対し、農水省の試算では、参加した場合には農業生産額が4.1兆円、現在の約50%減少し、食料自給率にお

いては、現在の40%が14%に減少し、国が目標とする食料自給率50%とはおよそかけ離れてくと結論づけております。TPP参加の問題も生物多様性の問題も西予市にとって非常に重要であり、同時にこれらの問題は、意外と表裏一体の関係にあることに気づきます。経済を優先されて中山間地域の農業を死に追いやるのも、里山を放置して生物多様性を死に追いやるのも、基本的な考えは同じであります。果たしてこれでいいのかどうか、真剣に考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

話を西予市について考えてみたいと思います。

昨年9月に民主党は歴史的な政権交代を実現いたしました。地域主権を前面に打ち出したの選挙は、自民党を歴史的敗北に追いやりました。地域主権はこれに先立って、平成12年に地方分権推進一括法が施行されました。平成の市町村合併の理念は、あくまでも地方分権を推進するための合併であったと考えております。合併協議会が策定した西予市まちづくり計画の中にも、地方分権という言葉は随所に出てきます。地方分権を推進するためには、とにかくにも合併によって行財政の効率化、合理化を進めるとともに、財政規模を拡大し、行財政能力を安定強化することがまず先決であると、西予市まちづくり計画書の中でもうたっております。

しかし、合併をすれば周辺地域が寂れる、現に昭和の大合併によって、当時の村はことごとく疲弊しました。その経験則から合併には反対という声は全国的に相当根強くありました。

しかし、国は合併をすれば率のよい合併特例債が使え、新しい分権社会のまちづくりができると主張しました。

しかし、合併と同時に三位一体の改革で、結局財源と権限を移譲しない形式だけの地方分権改革に終わりました。そこで民主党は、地方分権をさらに進化させて、地域主権を主張しました。地方分権と地域主権の根本的な違いは、地方分権とは、あくまでも今までの国の仕組みを維持した上での分権改革であるのに対して、地域主権とは、国の仕組みそのものを変えることによって、地域の自立・独立を確立しようとするものであります。戦後60年余りの間、国主導のまちづくりは、合理的で画一的なまちづくりを基本として、全国一律のまちづくりが形成されました。その結

果、どこの市町村も金太郎あめとやゆされるようになりました。しかし、このまちづくりは、結果的に非効率で無駄が多く、当然の結果として、本来持っていた町の個性を犠牲にして、あげくには国家財政を逼迫させる結果となりました。地方分権を進めるための市町村合併という大義名分はどこにいったのでしょうか。これでは何のための合併だったのか納得がいきません。平成の大合併は、あくまでも地方分権の推進、そのための行財政力の強化のための合併であったということを再確認する必要があります。政権交代があって、地方分権は地域主権になりましたが、いずれにしても、地域主権を確立することが、合併後の今のまちづくりの本旨であることを理解しておかなければならないと私は思っております。

そこで、以下の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目として、我が国がTPPへ参加するかしないかは、日本の将来を大きく左右する極めて重要な問題であります。西予市において、国がこれに参加した場合の西予市が受ける影響をどのように予測されているのか、お伺いをいたします。

2点目として、生物多様性締約国会議において、里山イニシアチブが合意に至りました。これは中山間地域に住む西予市にとって、非常に希望が持てる歓迎すべきことであります。このことを西予市はどのように受けとめておられるのか。同時に、今後の国の動向を待たなければ一概には言えませんが、里地・里山は今後いろいろな分野でキーワードになってくると思われます。西予市が里山イニシアチブを他の市町村に先駆けてとるくらいの気概を持って取り組んではどうかと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

3点目として、市町村合併は基礎自治体の財政力強化が最大の目的であったことは、さきに述べたとおりであります。

そこで、合併後の平成16年からことし9月の決算期までの6年間の一般会計合計額を合併前の財政シミュレーションと実際の決算額とを比較してみますと、この6年間で財政計画では、総合計1,666億2,200万円、実際の歳入決算額では1,592億5,800万円、73億6,400万円の差があります。これは三位一体の改革による影響だと思われますが、これでは本来の約

束と違います。

一方、野村町を例にとれば、合併前の平成15年度の一般会計額は72億2,000万円でした。平成22年度の野村町へ配分されている総予算規模は概算で約40億円余りになっております。単年度で30億円程度減額されたこととなります。これでは町が疲弊するのも当然であります。合併後10年を経過すれば、段階的に交付税はさらに減額されますが、この現実をどのように理解すればいいのか、お伺いをいたします。

4点目として、合併協議会では、合併の必要性について4つの理由を掲げておりました。その第1番目に、地域の一体化による総合的施策の展開と活力の向上を掲げ、西予市の特性を活用した地域の魅力と競争力を高める必要があるためと書かれておりますが、合併後は逆に地域の魅力と競争力は日増しに低下している感がありますが、この現実をどのように受けとめられているのか、お伺いをいたします。

5点目として、同じく合併の必要性について、少子・高齢化に対応した健全な地域社会づくりを理由に掲げ、若年人口の減少に歯どめをかけるために、若者に魅力のある教育や職場の確保、商業やレクリエーション地区の整備、子育て支援などの施策を合併による広域的な行政圏の中で総合的に実施する必要があるためと明記されておりますが、これらのことは具体的にどのように進行しているのか、お伺いをいたします。

6点目として、新市まちづくりの土地利用機構については、新市全体のゾーニング構成として、三瓶・明浜町を中心とした「オレンジ・海洋ゾーン」、宇和・野村の「みのりとまちの交流ゾーン」、それから野村・城川の「緑のいやしゾーン」に西予市を3つのブロックに分けて地域の活性化を推進しますと計画されておりますが、例えば緑のいやしゾーンとして、山間地の豊かな森林や美しい溪流、ダム湖、四国カルスト高原の雄大な景観などのすぐれた環境を生かし、山間・高原レクリエーション地域として、憩いと交流の機能の発展を図るゾーンとしますとありますが、合併後これといった取り組みは感じられません。今後の計画をお伺いいたします。

7点目として、地域の連携と住民参加のまちづくりでは、地域の自治組織の強化と題して、合併を契機に住民の自治と自立意識を高め、地域の自

立にとって望ましい自治組織のあり方を検討し、強化しますとありますが、田舎まで無縁社会と言われるような時代になって自治組織の強化は非常に重要なことだと思いますが、具体的な構想は進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

8点目として、行政組織の効率化は、総務・企画などの管理部門などのスリム化による組織の効率化と事業実施部門や住民窓口部門の充実によるサービスの高度化を推進するとありますが、来年度から実施される本庁方式の人員配置を見ると、逆に管理部門が強化されて、事業実施部門や住民窓口部門がスリム化されているように思えてならないのですが、所見をお伺いいたします。

9点目として、公共施設の適正配置と整備については、本所、支所間は、高度情報ネットワークと適正な人員配置によって緊密に結び、多様な行政ニーズにこたえる強化的な行政サービス体制を整備しますと計画書ではなっておりますが、今回の配置を見ると、各支所の専門性が極端に低下してくる可能性があるように感じますが、所見をお伺いいたします。

最後に、西予市は来年度より本庁方式に移行します。合併の目的の一つである基礎自治体の財政力の強化のためには、財政効率の追求は不可欠であります。

しかし、財政効率はよくなったが、弱者は切り捨てられたでは困ります。国は地方分権といっておりますが、西予市内は逆に中央集権化しているのではないかとさえ感じます。合併の理念にのっとり、西予市内の分権あるいは地域主権を検討すべきだと思いますが、理事者の考えをお伺いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の質問についてお答えをさせていただきますが、何せ10の質問がありますので、それぞれ私のほうとそれぞれ部長で答えさせていただいたらと思っております。

私のほうは、4、5、6と7、8、これについてまず答えさせていただきますが、質問のご趣旨が新市建設計画の総合的な成果、検証と今後のまちづくりという大きなテーマであると思います。私のほうから今言いましたとおり、5点のお答えをしたいと思います。個別詳細にお答えするに

は時間的制約がありますので、総括的な答弁になるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。

まず、ご質問の４点目、合併後の地域の魅力と競争力の低下でございますが、ご承知のとおり西予市のまちづくりは、合併時の建設計画をベースとして平成１７年度策定の総合計画に基づいて推進しているところでございます。総合計画の推進管理は、市民基点・成果重視の視点から、１８４の基本事業に３５１の成果指標を設定し、西予市まちづくり報告として公表をしているところでございます。この報告書で、順調、良好でないと言われた施策事業が全体の３％程度でありますので、客観的に見れば、合併後のまちづくりは、比較的順調に進んでいると見るべきであり、私は地域の魅力と競争力が日増しに低下しているとの認識はございません。

また、建設計画で掲げました地域の一体化による総合的施策の展開と活力の向上につきましては、旧町単位では困難な大型事業等が合併により可能となり、結果として効果的に事業を推進された事例も多く、一定の成果につながっているものと考えております。

次に、５点目の若年人口の減少に歯止めをかけるための施策の進行状況についてでございますが、建設計画では、少子・高齢化に対応した健全な地域社会づくりのために、総合的な若者支援対策が重要であると位置づけております。事業の推進状況を具体的な事例で説明するには非常に困難ですが、一例として、雇用対策では、ふるさとハローワークの設置が求職活動の利便性向上につながっていますし、産業創出課で実施している合同就職面接会、若者や女性のスキルアップ講座の開催も一定の効果をもたらしています。

また、子育て支援として、宇和保育園内の子育て支援センター開設、延長保育の拡大や土曜保育、学童保育などの取り組みも実施しているところでございます。

さらに、乳幼児医療では、３歳以上就学前の外科医療費の無料化にも取り組みました。総合的な取り組みが必要でありますので、今後とも施策提言や効果的事業の推進についてご協力をいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、６点目の新市全体のゾーニング構成によ

る今後の計画についてのご質問でございますが、ゾーニング自体は、地域のイメージを的確に表現しているのではないかと考えています。

そのゾーンイメージにマッチした事業の取り組みでございますけれども、「オレンジ・海洋ゾーン」では、漁港整備及びプレジャーボートやシーカヤックの施設の整備、ジュース加工施設の強化、海の駅潮彩館の新設などがイメージそのものの事業に該当するのではないかと考えておりますし、「みのりとまちの交流ゾーン」では、大規模な圍場整備もほぼ完了し、交流の基点となるどんぶり館の規模拡大、中町の重伝建選定などが目に見える成果であり、高速道路効果によって卸売業の誘致もありました。今後とも物流産業の集積に取り組んでいく考えてございます。

次に、「緑の交流ゾーン」でございますが、当時愛媛県計画のウエルネスゾーンとの整合性を考慮して位置づけたところでございます。代表的な事業が、城川町で計画であったクアテルメ宝泉坊の整備でありましたが、今後はグリーンツーリズム等周辺の農林業との連携を強化して、観光・健康・食の外部ニーズに対応すべくソフト事業の充実を図りたいと考えています。

なお、今後のハード事業として、獣肉を活用した特産品の加工施設、木質ペレット加工施設が具体化しつつありますことはご承知のとおりでございます。

次に、７点目の自治組織強化に向けた具体的な構成についてと１０点目の西予市内の分権あるいは地域主権の検討についてのご質問につきましては、関連がございますので、２つあわせて答弁させていただきますけれども、まず最初に、ご質問では、本庁方式や財政効率化の追求が、弱者の切り捨てとか市内中央集権化につながりかねないとするご指摘でございますが、私には全くその意図がないことをまず明確にしておきたいと考えております。現に周辺地域に集中する限界集落対策には積極的に取り組んでいるところでございますし、その効果、広がりが徐々にあらわれているところであると考えております。今後はその取り組みに加えて、自分たちの地域は自分たちの手での理念のもと、自主・自立の地域づくりを強力推進してまいりたいと思います。地域のことを一番よくわかるのは地域の方々ですので、地域が主体的に企画・実践する事業については、一定の条件

の下で優先的な予算措置を講じる仕組みをつくりたいと思っております。そうした地域尊重の施策を推進する上では、その受け皿組織として健全な自治組織が必要不可欠でありますので、育成強化のため、やる気のある自治組織には、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

まず以上、私のほうから５点の質問の答弁とさせていただきます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 それでは、私のほうからは、元親議員１点目の質問と２点目の質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、１点目の質問の国がＴＰＰに参加した場合の西予市の影響についてであります。国がＴＰＰに参加した場合の大きな問題点は、ＴＰＰが関税撤廃を大前提としている点であります。関税を撤廃した結果、自動車や電機製品などを中心とした輸出産業へのメリットと引きかえに、輸入農畜産物の攻撃にさらされる農業が大きな打撃を受けることは、農林水産省の試算によっても明らかであります。工業製品の輸出を主とした都市部の企業は恩恵を受けますが、第１次産業が主産業となっている地方の農村地域の経済は、深刻な打撃を受けることが予想されます。米価については、現在下落傾向にありますが、輸入関税が撤廃されれば、外食産業や加工米の分野では、安価な外国産米との価格競争に勝つことができず、生産過剰となり、ますます米価が下がると予想されます。

また、酪農や畜産業においても、牛肉、安価で品質格差のないバター、脱脂粉乳、チーズなどの輸入が急増し、国産牛や国産乳製品を圧迫することが懸念されております。西予市の中山間地域は、米づくりや畜産業を基幹産業としており、貿易の自由化が西予市の経済の衰退に直結していると考えております。自由貿易により国産の農畜産物の価格が下がり、農業所得が減少すれば、専業で頑張っていた農家が、兼業化や離農に追い込まれ、西予市の農業が壊滅するのではないかと危惧をしております。その影響は、地域経済だけでなく、兼業化や離農に伴い耕作放棄地が増大し、中山間地域の農業・農村が持つ水源涵養機能、洪水防止機能、自然環境の保全等の多面的機能が低下することにつながります。

また、外国産の農産物が流通することで、人が健康に生きるために最も基本的な問題であります食の安全が脅かされることになると考えております。

２点目の里山イニシアチブの取り組みについてであります。議員ご承知のとおり、名古屋市におきまして１９２カ国及びＥＵが参加し開催された生物多様性条約第１０回締約国会議で合意された内容は、大きな意義を持っていると思っております。強調されているのは、生物多様性の保全は、理念でなく、実行こそ重要であるという点であります。農業分野はもちろんのこと、一般企業も取り組みに弾みをつけるべきとされています。里山に見られた自然とともに生きるべき概念は、世界各地に見られます。昔ながらの知恵を使い、自然の恵みに寄り添いながら暮らす生活は、農業、林業、畜産、漁業で生計を立てている人々にとって維持され、独自の景観や文化を生み出してきました。

しかし、都市化等によってこのような景観や文化は失われつつあります。里山イニシアチブは、日本も含めた世界じゅうのさまざまな地域において伝統的な方法を学びながら、また現在に合う形で自然資源の適切な利用や管理の方法を探り、実践していくことで自然を守り、また人間も豊かで生活が送れるようになることを目指しています。このような中、現在西予市の取り組みは、ツル、コウノトリと共生する田園ロマンの里づくり、木質ペレットを利用した地球温暖化対策などありますが、今後も積極的に土地と自然資源を最適に利用、管理することを通じて、人間と自然環境の持続可能な関係の再構築を目指したいと考えております。

以上、１点目、２点目の答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 私からは、残りの３点についてお答えさせていただきます。

最初に、３番目のご質問、合併後１０年を経過した後の段階的な交付税減税等についてお答えいたします。

まず、西予市まちづくり計画における財政シミュレーションについてでございますが、これは合

併前の平成13年度決算をもとに平成16年度から平成25年度までの10年間について、新市における普通会計の財政計画を立てたものでございます。

議員ご指摘のとおり、平成14年度の改革断行予算以降、地方交付税額や国庫補助金は減少し、さらに平成16年度から平成18年度にかけての国の三位一体の改革では、地方交付税の大幅な減少を招きましたところで、自主財源が乏しい財政力の脆弱な本市にとりまして、厳しい財政運営を余儀なくされました。それにより歳出規模も大きく落ち込むこととなりました。特に建設計画に掲載しておりました普通建設事業費、補助費等維持補修費などの減少によりまして、各分野に大きな影響を与えたところでございます。

各町における予算規模と旧町の予算規模を単純に比較することはできませんけれども、同様の影響があったものと理解しております。

平成20年度から平成22年度にかけては、国の緊急的な経済対策等により、一般財源は一時的には回復しておりますが、総合計画に伴う建設事業費や公債費、新たな行政課題への対応により財政負担が増大しておりまして、財源不足を新たな市債発行や基金等の取り崩しで賄うという赤字基調の状態はまだ続いております。

また、平成22年度の普通交付税額では、旧5町が存在したものとして積算した合併算定がえと西予市全体で算定積算した一本算定の差額は、約22億円となっており、合併財政支援が完全になくなると極めて厳しい財政運営を迫られることになります。

さらに、政治経済情勢次第では、地方交付税の行方も不透明なことが想定されますので、今後とも行政評価システムや行政改革大綱に基づき、限られた財源の重点的・効率的配分に努めまして、総合計画の推進と持続可能な財政基盤の確立を図ってまいりたいと考えております。

次に、8点目、本庁支所方式の人員配置、9点目、支所の専門性の低下についてでございますが、関連がございますので、あわせてのお答えといたします。

本市は類似の地方公共団体と比べて職員数が非常に多く、それが財政を圧迫しておる一因であることから、現在定員適正化計画に基づき職員数の削減を進めているところであり、そうした状況の

中では、市の組織機構スリム化は、避けては通ることのできない問題でございます。行政組織のスリム化を図る上で一般的には、議員がおっしゃられた管理部門の整理が一番最初に上げられるところでございますが、当市においては、総務・企画などの管理部門は、早くから本庁支所方式に近い形態をとっておりまして、今回の組織改編では、主に管理部門以外の部署のスリム化を図っているところでございます。そうしますと必然的に、特に支所におきましては、課の統合もありまして、人員も減ることから、いわゆる事業実施部門や郵便窓口部門の人員が減るという現象があらわれております。

しかしながら、山積する地域課題、多様化し高度化する住民サービスや国、県からの移譲事務など、従来よりも高度な対応や情報収集、研究体制が必要となっており、さらには、現状を転換するための新たな施策の検討、推進する体制を整える必要もでございます。そのためには、当然のことながら、本庁に人と機能のある程度集中させる必要があり、限られた人的資源をどのように有効活用するかを念頭に組織の改編並びに人員配置に当たっているところでございます。

現在検討を進めております本庁支所方式による人員配置につきましては、点でとらえてみれば、支所において職員数が減、その分支所の専門性が低下と見えますけれども、本庁と支所の連携を線でとらえれば、支所では回答できないものであっても、本庁側で解決策を見出すことができる体制ができるということでもございます。つまり支所において基本的な機能を維持しつつ、本庁からの回答をスムーズに得る体制ができれば、住民の皆様にとっても、逆に高度なサービスを受けることができるとも言えるのではないのでしょうか。そのためのツールとして、本支所間を結ぶ情報ネットワークがございます。適正な人員配置により人的ネットワークの構築がそのためにあるという考えでおります。我々が目指す本庁支所方式では、このようにシステムを有効に活用して、本庁支所間の職員がそれぞれ連携し、機能することで、市民の皆様からのさまざまなニーズにおこたえしているとするものでございます。ご理解をいただきたいと思います。

以上、3点の質問に対する答弁といたします。

○議長 10 番元親孝志君。

○10 番元親孝志君 10 問の質問ということで多岐にわたりましたが、今ほど市の説明をいただきました。およそ理解する面あるわけですが、私は議員という立場で改めて申し上げておきたいと思いますが、合併前の合併協議会が策定した新市まちづくり計画、それから合併後の新市まちづくり建設計画、これはあくまでも行政と市民との約束、マニフェストであろうというふうに思っております。当然我々の立場からすれば、これをチェックしていくということは一つの義務でありますので、今後ともまた怠りなくチェックをさせていただきたいと思っております。

そこでまず、1 点市長にお伺いしたいんですが、寝た子を起こすようで、私もくどいかもしれませんが、今回の市町村合併というのは、基本的には国の財政が行き詰まって、何とか地方への交付税、補助金を減らしたいという目的が、ここが大きな目的であったというふうに思っております。しかし、これを前面に出したんでは、各自治体が納得しないので、これを後ろに隠して、そして表の対面は地方分権ということで、これは明治維新で言えば、国の権限を地方に譲るわけですから、まさしく大政奉還的な大きな変化であったと思っております。

しかし、残念なのは、せっかく国がこうして大政奉還をしようとするのに、地方の、例えば全国知事会を初めとする地方六団体といわれる組織は、意外とこの分権に対して弱腰というんですか、私は後ろ向きじゃないかなと。なぜせっかく国がこうやって分権をしてやろうというのに、地方はこれを喜んでとりにいかれないのかなと非常に疑問に感じますが、市長も全国市長会等に出られます。こういったことは私の考えが間違っているのか、現実どうなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えをいたします。

この合併の問題については、元親議員も非常にいろいろな立場でよく勉強されておられますし、それを踏まえてのご質問だとこのように思うわけ

でございますが、平成の大合併っていうのは、今おっしゃられるように、国の財政的な行き詰まり等々があってというご指摘は、私もそうだと思います。したがって、三位一体の改革で私どもが見せつけられたのは、国が地方に対して地方分権という名のもとで権限を移譲するという割には、財源が移譲がなかったということで混乱をしてしまったというのは、三位一体の改革であったと私は思っております。現に交付税があれだけ大幅に減になってしまいますと、私どもの県でも市町村でも財政的な方法論はとれなくなってしまったというのが、平成 16 年からの今日であったとこのように思っておりますが、ただ地方からの声が上がることによって、21 兆円あった地方交付税が 15 兆円台まで減った中で 18 兆円まで戻ってきたというのが、地方からの声がそこまで届いてきたと、そういう意味では、関係六団体がしっかりそういう声を張り上げていった、このように思っております。

そして、関係六団体の弱腰という言葉が、ちょっと私もどの辺を指摘されておるか、ちょっとその辺はわかりかねるところがあります。今までご案内のとおり、改革派の知事あるいは改革派のそれぞれ市長という強力な指導者のもとで私たち地方六団体も地方分権あるいは今のいわゆる地域主権に向かって動いております。どちらかといいますと、地方主権戦略会議を言われた今の国の政府のほうで、地域主権の戦略大綱に対して、十分な次の手当てをされていないというのが現実的な状況ではなかろうかなというのが私の認識でありまして、やはりそれは地域からやはりもう少し声を張り上げて権限の移譲とあわせて財源の移譲をしっかりとすることによって私たちは受け答えができるとこのように思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 10 番元親孝志君。

○10 番元親孝志君 先ほど 1 点目の質問で藤中部長のほうから答弁をいただきました。日本が TPP に参加した場合の西予市が受ける影響等について、結論からいえば、甚大なる影響を及ぼすという結論であったと思います。これはマスコミ等も明治維新に例えまして、黒船が日本の農業にやってきたというふうな表現をされておるぐらいシ

ヨッキングな話であります。そういった中で、市長は先ほど各地域に対して一生懸命努力をしておりますという答弁をいただきました。その言葉は私も認めるわけですが、しかし現実には、周辺地域、限界集落あるいは限界集落予備軍という現状の中で、非常に地域の活力の低下あるいはまたやる気、意欲の低下というものは日増しに高まっておるというのも事実であろうと思います。そういった中で、私が非常に力強い言葉を受けたなと思ったのは、先般中村知事が街宣にいられた折に、松山市が北条市と中島町を合併をした。その当時中島町の島民は、もうこれで島は終わったということを市長に再三言われたと。しかし、市長はあしげに中島町に通って、あきらめたらいかんと、それを繰り返し言ってるうちに、中島町は非常に元気な島になったというふうなことを言われておりましたが、やはりこういう状況になれば、我々も政治に携わる者の一人として、やはり何かここでアクションを起こさなければ、住民に対して申しわけない、そういう思い、私はいつも感じております。

そこで市長にお伺いしたいと思いますが、こういう現状の中で、やはりトップの言葉というのは非常に住民を勇気づけるわけでございますが、こういった住民に対して市長の将来に対する力強いメッセージをいただければと思いますが、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどの元親議員のご質問でございますが、地域が疲弊をしておるということに対する認識は、皆さんもともども持っておられることだと思います。先般も私も中村現知事が立候補されるに当たって、一緒に街宣もさせていただきました、その折は皆さんも一緒に回っていただいたところでございまして、その折に中村現知事が言われた中島町の問題についても、非常にいい優しい言葉でその地域の活力について語られたのを私もきのうのように思い出しておるところでございます。私は中村知事を応援するに当たって、このように一つ私どものほうから提言をさせていただきました。といいますのは、中村現知事が都市型の知事である。大学も含めて、あるいは今までの議員経験、市長経験でも都市型である。だから私

どものほうに一番わかっていただきたい、いわゆる過疎地域、半島、離島についてしっかり対応をやってほしいということを私は提言として知事に政策的に提案をお願いをして私は行動を起こしました。それについてはご理解をいただいた上でやっていただいたものだとは私は認識をしておるところでございます。やわらかい頭の持ち主でございますし、政治手腕、行政手腕もすぐれた方でありますので、私どもの言葉について真摯に受けとめて、新しい愛顔（えがお）あふれる愛媛をやっていただくもんだとは私は認識をしておるところでございます。私どもも西予市の中においても、そのことを踏まえて、しっかりとともども住民の方々に疲弊しない地域、限界集落に対する問題としては、心の空洞化をなくすために一生懸命私も努力をしていきたいと思ひますし、またＴＰＰに関する問題についても、皆さんのお声を真剣に受けて中央に向けて言葉を発信していく行動も起こしたいと思っておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 １０番元親孝志君。

○１０番元親孝志君 最後にもう一点だけお伺いしたいと思います。

基本的に一般質問で、私は重箱の隅をつつくような話はするつもりはないんですが、１点だけ、別宮副市長にお伺いしたいと思います。先ほどまちづくりの土地利用構想についてゾーニング構成という話をさせていただきました。これは私どものエリアとそれから城川町が対象エリアになるんですが、まさしくこの地域、緑のいやしゾーンであろうというふうに思っております。そういう中で、やはり一つの拠点が要るわけで、先ほどクアテルメ宝泉坊が一つの拠点としてつくりましたよという話であったわけですが、それと並行して、旧城川町時代につくられた三滝ロッジというのがあります。これは現在指定管理者になっておるわけですが、これは非常に環境といい、建物といい、それから周辺もろもろ、私は申し分のないぜいたくな施設だというふうに思っておりますが、残念ながら現在指定管理者開店休業に近い状況になっております。これは非常にもったいない話でございますので、やはり私はここは行政指導なりが必要ではないかというふうに思っております。

す。そういったことを含めてこれをもう少し活用することによって緑のいやしゾーンが鮮明に世に出てくるんじゃないかというふうな思いがいたしておりますが、副市長も当時恐らく建設当時は携われたんじゃないかという思いもいたしますので、ちょっと副市長にお伺いしますが、今後のこの施設の今の現状とさらなる活用方法というのはないのかどうか、市は検討されたことがあるのかどうかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○議長 別宮副市長。

○別宮副市長 ただいま元親議員からお話がありました三滝口ロッジの関係でございますけども、確かに旧城川町のときに緑のいやしゾーンの一つとして設置をされたものでもございます。現在、松山市の河野さんという方に指定管理をお願いをしておるところでもございます。しかしながら、利用者が余りないということで、管理者が常時おれないという状況にあることもまた事実でもございます。景気もこういう状況でございますので、利用者も少ないという背景もあるかというふうに思うわけでありますけれども、先ほど市長のほうから答弁がございましたように、西予市のやはり緑いやしゾーンの一角として、今後やっぱり重要な施設ではないかということを考えております。現在、利用は非常に低調なわけでありますけれども、この施設を設置した経緯、また周辺の環境からして、やはりこの施設は今後とも何らかのやっぱり再生できるような道を模索すべきだとこのように現在考えておるところでございます。特に三滝口ロッジからずっと三滝溪谷に行きます道が万葉の道というのがございます。先ほど市長答弁の中で、山上憶良の万葉集ございましたけれど、ちょうどあの句が地質館までの間が万葉の道でございます。その上に向こうへ行ったところがまた地質館でございますので、そういう文化的な非常に物語的な環境にもあるかと思っておりますので、今後これの再生に向けてまた十分検討してまいりたい、このように考えたわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 三好市長。

○三好市長 今のご質問に対する関連について私もちょっとだけ発言をさせていただきたいと思えます。

今副市長が答えていただいたとおりでございますが、それとあわせまして、私はちょっと一つ、議員の皆さんと一緒に研究もしていただきたいと思うことがあります。三滝口ロッジの地域、地質館がございますが、ここは非常に日本の一番古い地層、いわゆる黒瀬川構造帯があります。私はジオパークとして申請できないだろうかと今研究を始めております。皆さん方ももしよかったら、その辺をともに考え、ともにできればというようなこともご提案をしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前 10 時 18 分）

○議長 再開をいたします。（再開 午前 10 時 29 分）

次に、2 番二宮一朗君。

二宮君。

○2 番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして 3 つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず、第 1 点目は、新庁舎の総合案内の設置について、9 月議会に引き続き 3 度目の質問になりますけれども、何とぞよろしくお願いをいたします。

いよいよ明春完成間近になった新庁舎に対し、市民の皆様の期待も高まってきているのではないかと思います。建設計画中や建設着工時点では、財政を考えたなら、無理して建てることはないんやないかと、また借金をふやすんやなあなどのご意見を聞いておりました。最近では、建物の全容が明らかになってきているからかなのか、いつできるんかななどと心待ちにされている声を頻繁に聞くようになってまいりました。この新庁舎の総合案内の設置に関して、過去 2 回の質問に対しての答弁は、設計上の無理があるとか、人員配置に余裕がない、また前回では、新庁舎のレイアウトからすると、専任の総合案内を配置するよりも、各窓口担当者、または 1 階の各部署に配属された職員が積極的に来庁者に声をかけるように徹底し

たほうが、来庁者のニーズの把握や職員の意識改革、さらには、市民との距離間の払拭の面でも効果的であり、総合的に住民サービスの向上につながると判断したとの答弁をいただいております。この前回の答弁、私には全く机上の空論であり、現場現実を理解されていないとしか思えません。三好市長や理事者の皆さんは、本気で専任の総合案内を設置するよりも、各部署の職員が来庁者に声をかけるほうが、効果的だと考えられているのでしょうか。1階のフロアに何人の職員が配置されるつもりかわかりませんが、その方たちが来庁者を気にしながらいい仕事ができるとは到底考えにくいと私は思います。

また、できない理由は幾らでも出てくるものですが、行政のあるべき姿勢としては、市民の皆さんのご要望に対してどうしたらできるのかとの考えに立って物事を進めていくべきだと考えますし、そうあってほしいと願っているのは私だけではないと思っています。

そこで、私なりにこのような考え方はいかがでしょうかという方法を提案させていただきたいと思います。

理事者に言われている設計上、総合案内のスペースが本当にはないのであれば、可動式の小さなカウンター、例えばこの演台の半分、3分の1程度の小さなものでもいいと思いますし、それでも無理なら、カウンターをなしにしても来庁された市民の皆さんにわかるような腕章をすとか、目につきやすいような名札をすとか、またははっぴを着て積極的に声かけをしてご要件を伺う方法などもあると思います。

また、総合案内への人員配置に余裕がないのであれば、ボランティアガイドをしていただける方を市民の皆さんから募集をする方法などもあると思います。

しかし、何よりも総合案内に職員を配置することが無駄だと言われる市民の声はないと私は確信をいたしております。そして、何よりも新しい庁舎が完成して、庁舎建設は無駄遣いではなかったなと市民の皆さんに喜んでいただくためにも、西予市の行政や職員の皆さんが新しい庁舎に見合うような、市民の皆さんからより信頼をいただくためにもぜひとも総合案内の設置を望むものであります。三好市長に総合案内に関する明確な答弁をよろしくお願いをいたします。

次に、光ケーブルを活用した独居高齢者・障害者の見守り対策についてお伺いをいたします。

現在西予市では、緊急通報等整備事業において、65歳以上のひとり暮らしの高齢者と障害者の見守り対策を行っていて、この事業は県内のどの自治体でも同じような手法で取り組んでいるようであります。西予市内の65歳以上の独居高齢者とひとり暮らしの障害者の方、合わせて約4,000人強の該当者に対して、制度を利用されているのは240名、6%しかありません。また、障害者に関して言えば、全く利用をされていないというのが現状であります。特に必要とされていないのなら、それはそれでいいのかもしれませんが、制度そのものに利用しづらい問題点などがあるのではないかと考えております。この件に関しまして、私は先月の9日、徳島県美馬市の光ケーブルを活用した事業を視察に行かせていただきました。美馬市は、平成17年3月に旧美馬郡内の3町1村が合併してできた人口約3万3,000人の市であり、特に私が興味を持ったのは、総面積が約367平方キロメートルの約80%が森林であること、また県都徳島市から約50キロメートルの位置にあること、豊かな自然と脇町のうだつの町並みなど数多くの文化財が残る歴史情緒あふれる町であるという点など、我が西予市と環境が似ているなと感じたからでした。その美馬市で光ケーブルを活用した独居高齢者の見守り対策をされているということを聞き、西予市の参考になるのではないかと思い視察をさせていただきました。美馬市は、合併時の現状と課題の中で、1つ目として、オフトーク通信や防災無線にかわる一元化された行政放送の必要性、2番目に、インターネット接続環境の地域格差解消、3番目、地上デジタル放送開始に伴うテレビ放送難視聴区域の解消のためなどの解決のため、美馬市地域情報化基盤整備事業を立ち上げ、光ケーブルが市内全域に張りめぐらされました。各家庭においては、音声告知放送端末機を設置、市役所からの行政放送や防災情報を一元的に発信することが可能となりました。その後課題の多かった独居老人対策の見直しの中で、音声告知端末のメーカーとの試行錯誤の末、天井への安否センサーを取りつけ、人の動きを察知し、緊急時の自動通報を可能にした仕組みができたとお聞きをいたしました。以前

は西予市と同じシステムを活用されておりましたけれども、1つ目として、電池交換の時期の実費負担が厳しく、利用者が減少傾向であると、2番目に、利用者のアクションにより発信を要するため、緊急装置のボタンを押すことができない等の課題があったとのことでした。

また、このシステムのサービスの中で一番の特徴は、センサー検知データをウェブで確認できる情報閲覧サービスがあるということでした。ひとり暮らしの高齢者や障害者の離れて暮らしている家族の方が、IDやパスワードをログインすることで、ほぼリアルタイムで利用者の状況を確認ができる。つまり市外や県外におられる子供さんたちが、西予市にいる親の状況、例えば大体何時ごろ起きて、何時ごろには寝ているんだなど把握ができることによって、かなり安心をされるんじゃないかと思いました。

また、美馬市の広報ネットワークサービスには、拡張サービスとして、火災センサーで熱を感知すると、消防署へ自動的に通報する火災通報や通報時に家族の携帯電話にメールを送信するメール通報などもあります。美馬市は全家庭に光ケーブルを引いたことで、今後健康・安全・安心などの新たな支援事業を予定をされておりました。私はこの視察で、光ケーブルは、高齢化や過疎化が進むこの地域に必要不可欠であるとともに、テレビやインターネットだけではない、まだまだ多くの可能性と希望が持てるものだと感じて帰ってまいりました。

そこで、以下の3点を質問をさせていただきます。

1点目、西予市の現在の独居高齢者と障害者の見守りシステムの現状認識と課題をどのように把握されているのでしょうか。

2点目、美馬市のような安否センサーを設置して対応することは、現在の西予市のシステムの中では可能なのでしょうか。

3点目、今後防災行政無線が未設置の野村・三瓶地区へは、美馬市と同様の音声告知端末等を設置することはできないのでしょうか、理事者の見解をお伺いをいたします。

最後に、生活保護世帯についてお伺いをいたします。

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に

応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限の生活を保障し、その自立を助長する制度であります。近年、受給世帯はリーマン・ショック以来の不況で、特に全国的にも増加をしているようですが、不況や失業等でやむを得ず受給されている方にとって、早期に自立に向けた行政の支援が特に必要ではないかと考えます。統計によりますと、受給世帯で育った子供さんが、将来受給世帯になる確率が高いと言われております。この貧困の連鎖を断ち切るためには、もちろん教育支援の充実が必要だと思われませんが、今の不況や雇用の厳しさを考えると、世帯主への受給環境からの脱出に向けた真剣なアドバイスや指導が必要だと思います。

そこで、次の点を質問させていただきます。

1点目、西予市の生活保護世帯の現状の中で、最近5年以内の数の推移と高齢者、障害者、母子家庭、またその他の内訳をお知らせください。

2番目、ことしの夏、全国では猛暑でお亡くなりになったり熱中症になられた方も少なくないと聞いておりますけれども、生活保護世帯のエアコンの設置率の状況と西予市の生活保護世帯の中で、この夏熱中症にかかれた方があったのかどうか、また把握をされているのかどうか、教えてくださいたいと思います。

最後に、受給世帯増加に伴い、ケースワーカーなどの人的な体制はどのようになっているのでしょうか。また、受給世帯への対応や——対応といいますのは、自立や貧困からの脱出への指導の現状とまた課題認識があればお聞かせをいただきたいと思っております。

以上、答弁をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私は二宮議員の3つの大きな質問の中の第2点目の光ケーブルを活用した独居高齢者・障害者の見守り対策に関する質問、以下3点についてお答えをさせていただきます。

まず、第1点目の西予市での現在のシステム、いわゆる緊急通報システムの現状認識と課題の把握についてお答えをさせていただきます。

西予市では、現在緊急通報等整備事業の実施により、65歳以上のおひとり暮らしの高齢者及び

身体障害者のある人を対象として、自宅に緊急通報装置を設置し、かつ同時に近所の方々に協力員となっただきまして、高齢者の見守り対策を実施しているところでございます。１０月末現在で、市内で２２３人の方にご利用いただいております。

そこで、ご質問のありましたシステムの現状認識と課題の把握についてでございますけれども、システムに関しましては、従来からＮＴＴの電話回線、これアナログ回線でございますが、を利用しております、緊急通報装置の機器自体もＮＴＴ回線対応のものであります。利用者のほとんどが独居老人であり、緊急通報装置については、安全で操作も簡単な現在のシステムがベストではないかと判断をいたしておるところでございます。

事業の実施に係る課題につきましては、利用者が減少傾向である点、認知症の方には適用できないなどの問題点を抱えておりますけれども、今後の問題点として認識しております。

また、ご意見をいただきました利用者負担につきましては、４年に１度の機器本体の電池代３，１５０円、２年に１度のペンダントの電池代３１５円のみでありまして、特に費用負担に対する苦情等は今は寄せられておらんという状況でございます。

次に、２点目の安否センサーの対応が可能かどうかについてでございますけれども、現在当市が緊急通報事業を委託している業者に確認しましたところ、現在のシステムに加えて安否センサーを取りつけることは可能との回答をいただきました。

一方で、ＣＡＴＶも利用しての安否センサーサービスの利用も可能とのことでございますが、この場合、ケーブルテレビ事業の通信サービスへの加入が必要になります。また、新たにインターネット対応型の機器装置の購入等、事業費の問題点も内包しておりますので、その調査研究を行う必要があるものと考えております。

それでは、３点目の今後の防災行政無線、戸別機器の未整備地区であります野村・三瓶地区への音声告知端末機の導入についてでございますけれども、現在のところ、音声告知端末機の設置は予定していない状況でございます。今後防災行政無線の戸別受信機の未整備地区である野村・三瓶地区については、平成２３年度に三瓶地区において

戸別無線機の代替の品として防災行政ラジオを全世帯に貸与する予定としております。

また、野村地区においては、平成２４年度以降に、現在のアナログ方式の防災行政無線からデジタル方式へ全面移行する予定としており、あわせて戸別無線機を全世帯へ貸与する計画といたしております。

以上、今後とも貴重なご提言、ご指導を賜りますようお願い申し上げます、第２点目の答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 二宮議員からの一般質問についてお答えいたします。

新庁舎の総合案内の設置ということで、さきの第３回定例会に続きましてのご質問ですが、さきの第３回の定例会で基本的には担当職員は置かない旨のご回答をさせていただきました。その理由につきましては、議員のおっしゃられますとおり、平成２１年度における市内部の行政組織機構検討委員会の協議の中で、職員数の減と事務量の増大が予想される中では、専属の総合窓口の設置は困難であろうという判断によるものでございました。

しかし、第３回の定例会後、総合案内の必要性につきまして、再度本庁支所方式移行に伴う組織機構の見直しとあわせて内部で検討いたしました。その中で、特に新庁舎完成後、しばらく後は庁舎内の部署の配置がわかりにくい、あるいは取扱窓口に変更があるなど、来庁者に不便をかける可能性についての意見が多く出され、来庁される市民の皆様方、特に高齢の方々についての配慮が必要だという判断がなされました。そこで、改めまして新庁舎での業務開始後、当面の間、総合案内を配置することで具体的な検討を行うことといたしました。現段階では総合案内の職員の担当について、職員を配置するのか、またはＯＢ職員あるいはその他の各種団体からボランティア的に協力いただける方を募るのか、また単に部署の案内にとどめるのか、あるいはそれ以上の対応まで行うのかなど未定の部分は多ございますけれども、現実的にどのような体制で臨めるか、全く検討段階ではありますけれども、まずは何らかの体制で総合案内を設置するということについて方向づけを

させていただきました。議員におかれましては、大変ご心配をおかけいたしました、今回の回答をもってご安心いただきたいと思います。

また、ご質問の中でもいろいろ提言をいただきましたが、総合案内の設置について、さらなるご提言がございましたら、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 二宮議員の西予市の生活保護世帯の現状についてお答えをいたします。

まず、西予市における生活保護世帯の現状ですが、平成17年4月から平成22年10月までの直近5年間の生活保護世帯数でございますが、平成17年4月の世帯数は216世帯、世帯人員は265人、保護率は5.8パーミルであったものが、平成22年10月末現在では、世帯数269世帯、人員325人、保護率は7.7パーミルとなっております。保護率をあらわすパーミルとは、千分率であり、1,000人中の保護者数をあらわしております。ここで、5年間で世帯数においては53世帯、世帯人員については60人の増となっており、平成16年4月の合併後、西予市が実施機関となって以降、年々増加傾向にあり、特に平成21年度からは相談、申請ケースが増大し、今年は既に申請ケースが現段階で46件となっており、当初予算見込みの50件に迫ろうとしております。

次に、保護世帯の累計状況でございますが、平成22年10月末現在の世帯累計の状況は、高齢世帯が133世帯、49.4%、次いで傷病世帯64世帯、23.8%、障害者世帯35世帯、13%、その他32世帯、11.9%、母子世帯5世帯、1.9%となっております。現在の雇用情勢や高齢化等により今後も生活保護受給世帯は増加するものと推測しております。

次に、生活保護世帯のエアコンの設置率についてでございますが、生活保護世帯のエアコン設置数については、現在把握はしておりません。ことしの猛暑で救急搬送された方が、明浜で1名あったことは確認しておりますけれども、幸いにも生命には別状がなく、安心したところでございます。現在、国レベルで熱中症対策の一環として、

夏季加算の検討がなされているところであります。

次に、人的体制や自立への支援、課題についてでございますが、現在の西予市の人的体制につきましては、査察指導員1名、ケースワーカー4名体制で実施をしております。1人当たりの担当ケースの基準は、郡部で65世帯、市部で80世帯であります。当市における現状では、67ケースであることから、実施体制は適正数であると判断をしております。

最後に、世帯への対応についてでございますが、稼働能力のある世帯については、月1回の訪問や西予市職業相談室への同行訪問等により、就労意欲の喚起も含めて指導しているところではございますが、求人倍率が0.5倍を切る管内においては、特にその他世帯の多くを占める50代後半から65歳までの方は、面接にまで至らないという極めて厳しい状況にあります。近年は年金受給資格のない者、若くしても精神疾患に罹患した者、離婚、母子といった申請世帯が多く、世相を反映した申請理由となっております。核家族化の進展により、扶養義務の履行について家族間、親族間の交流の希薄さがうかがえ、相互扶助機能の低下が懸念されているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 2番二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 ご答弁ありがとうございます。

まず、1点目として、総務部長のほうから新庁舎の総合案内の設置の状況、当面の間ですけれども設置を検討するというご答弁をいただきまして、本当にうれしく思っております。気分的にはやったという感じなんですけれども、ただ当面の間というのがちょっと気になりまして、また私こういう答弁をいただけたらと思っていなかったものですから、県内の西予市を除く10の市の状況を自分の目で見たり、インターネットで調べたり、知り合いに聞いてみたりということで調べてみました。近くで言えば八幡浜、あと四国中央、東温以外はすべて設置をされておりましたし、宇和島市、市長なんかも何回も多分行かれておると思いますけれども、宇和島市なんかは、本当もう入ったら2人、立派な総合案内で、市民の人がずっと

行ったら案内していただけるような立派な総合案内がありました。ぜひ新たな新しい庁舎にはこういうのが欲しいなと思いながら私は帰ってきたわけですけども、今言われた当面の間というのをちょっと払拭するために1点だけ。先ほども質問の中で言いましたけれども、1階のフロアの職員の方が、例えば当面の間がなくなって、来庁者の方に対応するということになった場合、私も昔金融機関でカウンターの中で仕事をしていたという経験から踏まえすと、みんなが来庁者の方に注目してたら、先ほども言いましたように、仕事もパソコンを見ながらぱっとこう、きょろきょろしながら仕事せないかなんというところで集中力がなくなる。先ほど言われた事務量のふえてきたときに、本当に間違いが起こるんじゃないかとそういう心配もするわけでございます。

また、対応される来庁者の方も、いろんな人が目を向けられることによって、だれに言ったらいいのかなという点もあります。ですから、ぜひ総合案内という決まった場所でしっかり対応できるように、当面じゃなくて、永久的に考えていただけたらと思っております。

それと、2点目、市長からの答弁をいただきました光ケーブル関係のお話ですけども、よく理解ができました。ただ安否センサーに関してですけども、取り付けが西予市のシステムでも可能ということですけども、現在光ケーブルの事業をしている中において、以前ちょっと松山議員のほうからも一般質問であったと思いますが、ケーブルテレビの加入が少ない集落、インターネットも含めて、にはケーブルを引かないというところがありました。だから、そういうところは今後こういう事業展開ができなくなるんじゃないかと心配するんです。ですから、せっかく光ケーブルを引くのであれば、やっぱり全地域に引いていただきたいし、もっと言えば、集落から離れたところで事業をされている方、例えば農業でも山のほうに倉庫があったり、そこを事務所がわりにしてパソコンを置いてインターネットで販売とかいろんな注文を受けるとか、そういうことが可能になるような、要するに将来、事業展開ができるようにやっぱりそういうところにも引けるような体制が僕は必要んじゃないかなというふうに考えますので、ぜひそういう——まだ事業が終わったわけではないんですから、ぜひそういうところ

も考え直していただきたいと思いますし、もう一点、美馬市で高齢者の対策を始められた時期、考えられた時期というのが、光ケーブルを引く事業の完成の半年前ぐらいに、せっかく引くんやから何かほかにも利活用できるんじゃないかという発想でこの高齢者の安否センサーというのを考えられて、先ほども言いましたように、音声告知放送端末の業者に何かいいもんないかなということをお願いをして、要するに独自で、オリジナルでこの機械をつくって、あのセンサーを、この事業を始められた。それがちょうど事業が終わる半年前ですから、西予市でいうたら、ちょうど今ぐらいですね、こういう時期に考え始めたということなんです。だから遅いということは絶対ないので、いいものがあれば取り組むようにぜひ今からも行政の中で考えていただければありがたいなと思っております。

3点目に、生活保護でしたか、生活保護の件、確かによく理解できました。

1点だけ、ケースワーカー——一番最初に言いましたけども、生活保護というのは、最低限の生活というのはもちろんあるわけですけども、文化的というところもあるわけですね、生活保護の中で。健康で文化的な最低限の生活を保障するという。私も何人かケースワーカーの方と市民の皆さんからのご相談の中でちょっと立ち会いをさせていただいたことがあったり、ケースワーカーの人にお話し聞いたりしたときにも、よく言われるのは、最低限の生活ですからねみたいな、そっちのほう物が物すごく強調され過ぎているんじゃないかなという気がします。昔から——最近をよく知りませんけれども、ぜいたく品は持ったらいかなんとかということで、エアコンもつけられないとか、そういう状況も以前からは聞いてはおります。ですから、今こういう地球規模の異常気象の中で夏の酷暑対策、またはそういう中での健康面を考えたときに、しっかりケースワーカーにはそういうところを把握した対応をしていただきたいなと望んでおりますので、その点もよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 まず最初に、総合案内の当面の間を永久的にという再度のご質問でございます。

当面の間というのは、先ほども申しましたとおり、当初の移行時のいろいろな高齢の方々に配慮が必要という以外に、最終的な形態として、できれば市民参加という方向で、女性等の応援も得て一緒にまちづくりという方向に持っていければというのが理想でございますが、最初の間は、どうしてもＯＢ含めて現役が入らなきゃいけないということがあろうかと思えます。やり方はまだ未定でございますけれども、例えば管理職があって順番と一緒に案内をするという方法を検討してまいりますので、効果、それから市民の方々に対しての評判、アンケート等を通じまして、見きわめた上で新たな方法を考えたい。その間は当面ということでご理解いただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、再質問の２点目の安否センサーの関係でございますが、これにつきましては、先ほどお答えしたとおりでございますが、まず根底にあるのは、光ファイバーを全世帯に通して初めて成る事業だと思えますので、そのことを踏まえながら今後考えなくてはいいませんが、またほかに、離れた地域等々についての事業をやる方についてのいろいろな措置ということもあられましたが、恐らく今後の――私どもが想像している技術的な問題で言いますと、光ファイバーは、いわゆる線を通してでなしに、そういうところに対しては無線的にできる可能性が出始めてあるのではないかなという情報の得ております。そういうことの中で今後考えられることがあったら、また私どもが踏み込める時期が来るのかわかりません。そういうご回答にさせていただきますが、それとあわせて光ファイバー等を利用した一つの私どもが実験事業を昨年１年間、それからこしやりました。いわゆる野村地区を対象としたリライアブル・タウン事業でございますが、これは信頼して老いる町という一つの大きな目的の中で、健康管理を光ファイバーを通して市の保健福祉と野村病院と愛媛大学とを一つのセットとして考えた上で、住民の方々の健康管理をやって

いこうというような目的でやらせていただいた事業でございまして、非常にすばらしいシステムが組めました。恐らく今の段階では、日本で一番のシステムを組んだと、大学の先生にも言っていただきましたが、そういう状況でありますので、こういうものが恐らく現実的になってくる時代に来ておるんだと思えます。したがって、私どもが今やっておりますＣＡＴＶ事業、光ファイバー事業は、大きな将来に対する一歩を今可能性として踏み出したとこのように思っておりますので、議員もご理解をいただいて、先ほどのようなご質問も大いにやっていただいて、ともにできるものならやっていくというような前向きな姿勢で考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 最後に、エアコンの件で再質問があったかと思えますけれども、エアコンの所有については、生活保護法においては縛りはございません。ですから、エアコンを所有している方が、たまたま生活保護の適用を受けられたということにおいて、取り外してくださいますかとということはいたしませんし、また新たにエアコンを購入していただく方については、保護費の中で節約といいますが、保護費の中であれば、エアコンの購入も認めておるということにつきましては、ケースワーカーの中で十分確認をしておるところでございます。

また、先ほど言われました最低の生活ということだけじゃなしに、今ほどのエアコン等も含めて文化的な生活ということにおいての相談にもケースワーカーには十分注意をしていくようにということで確認を今後もしていきたいとこのように思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長 ２番二宮一朗君。

○２番二宮一朗君 ありがとうございます。

まず、総務部長の総合案内の設置の当面の間についてのご答弁、将来市民参加を検討されているということで、私自身もそういうところが目指すところというか、あればいいなと思っておりますし

たんで、ぜひ今後そういう方向に進むようによろしく願いをいたします。

あと市長のほうからご答弁いただきました光ケーブルに関しての西予市の事業、今後無線というのも出てくるんじゃないかというような中で、市長もよくケーブルテレビの事業を始めるに当たって、過疎地域にあって情報の過疎化を防がなくてはいけないという言葉でケーブルテレビの事業がスタートしたように私は認識しておるんですけども、そういう点から、私も今回美馬市へ行かせていただいて、いろんな可能性というか、本当に過疎地でもまだまだ生きていくすべはあるんだなと。また、これがあればもっと元気になれるんだなというふうな可能性を感じてきましたので、しっかり行政のほうでは研究を重ねていただいて、そういう過疎対策、限界集落もありますけれども、そういうところに踏み込んでやっていただきたらと思っております。

最後、生活保護に関しましては、理解をいたしましたんで、ありがとうございました。答弁は結構でございます。

○議長 次に、１７番酒井宇之吉君。

酒井君。

○１７番酒井宇之吉君 通告いたしました件に質問させていただきます。

非常に本日は傍聴が例年より少ないようでございますので、少し精が出ませんけれども、実を申し上げますと、最近私の出身であります俵津地区にもＣＡＴＶが見れるようになりまして、そして私のこの発言もテレビで見ている方がおるということでございますので、そのあたりを考えまして、やはり見ていただいているなという意識を持ちながら質問をするというのは、非常に精の出るもんでございますので、気合を入れて質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

職員力の向上に向けての取り組みについてでございますが、市長の招集あいさつの中にもございましたけれども、非常に景気が低迷しておりまして、そして本年の大学生の就職率、高校生の就職率は本当に最悪の氷河期に入ったというごあいさつがございました。私が調べたところでも、本年の大学生の就職内定率、通告では５５％にしておりますけれども５７％ということでございますので、国のほうでも非常に苦労をして、浪人した人たち

も新規卒業生というような扱いをするかどうかというような議論をしているところでございますが、非常にこのような厳しい現状の中、西予市の採用試験の現況について、まずお尋ねします。

受験者数、そして年齢等、そして数年次ごとの合併から募集しているわけでございますので、そのあたりも含めた形で答えを願ったらと、かように思います。

優秀な人材が毎年採用されて、希望と期待を胸に西予市の将来を担っていける資質の方々が職員として採用されております。

そこで、職員力の向上についての取り組みについてお尋ねをいたします。

まず、当市における人材育成基本計画、そして昇任試験制度を取り入れているかどうか。また、ジェブリエスト制度——人事異動に際しての公開の場で自分はこうしたい、どちらへ行きたい、こういうことをやってみたいという自己希望をプレゼンすることでございますが、ジェブリエスト制度を取り入れているかどうか。そして、病気休暇の職員に対してのメンタルヘルスケア、これにつきましては、５町が合併して非常に転勤、そして非常に職務のなれない形がありまして、メンタルケアの必要な方が非常に多くなっていると聞いておりました。その現状をどのように解決してきたのか、人数につきましてもお答え願ったらとかように思います。

非常に大事なことでございますけれども、研修制度の実施、これは先ほどからいろんな総合受付の問題も出ておりますけれども、職員のやはり研修をどのようにして行っているのか、この点につきましてご説明をお願いとうございます。特に今申し上げました研修制度につきましては、職場外、職場内の研修、そして自己啓発研修、新人研修はどのようにしてしていますか。また、研修への参加への指導は、成果はどうでしょう。非常に新人研修につきまして申し上げますと、やはり就職したよと、合格したよと、ゴールだよと、人生設計できたよというような感じでとらえている新人がおるように聞き及んでおります。これからが市民のためには、就職が西予市の職員になったのが出発なんです。その出発のすばらしい資質を持った職員に対してどのような研修をしているのか、お尋ねを申し上げます。

大河も一滴の方向の集まりでございます。みんな

なが力を合わせて一つずつの方向で一歩でも自
力を上げようとする力がありましたら、西予市の
活性化も必ずやあると思います。職員のやる気
を起こさせる取り組みについて具体的な実施策を
お答えください。

また、以下の件について質問、提言をいたし
ます。

受験年齢の拡大、今現在 27 歳だと思ってい
ますが、松山市は 18 年度より 33 歳に上げてお
ります。そして民間企業と経験者採用制度、これ
につきましても松山市は 20 年度から採用して
おります。本年度 3 名の採用だと聞き及んで
おりますが。そして職場改善プログラム、職
場内での現状分析、上司に対する不平不満とか
部下に対する指導等々に問題解決方法をどの
ようになっているのか。

また、職員待遇マニュアルの作成、これにつ
きましては、先ほど二宮議員が総合案内の質
問がございましたが、ここにおられる市長初
めみんなができるのか、総合案内が、という
ところから出発していただきたいと思ってい
ます。我々議員も新しい庁舎の中で、それが
できるように努力するように努めなければな
らないと思っております。職員待遇マニ
ュアルの作成については、現在あるかもし
れませんが、全職員が総合案内できなく
ても、全職員ができるという能力まで上げ
る方法なんかを考えていきたい。これは努
力目標であろうかと思っておりますけれど
も、お願いいたします。

また、これからは提言でございますけれど
も、ある市長さんが、名札の裏に自分の年
間目標、月間目標、日々の努力目標、こう
いうものをこっそりと書いて、そして自分
の努力目標として銘記をして、心に深く刻
んで日々努力するんだというお話がありま
した。これにつきましては、非常に感銘を
いたしましたので、私も出会う職員の裏を
そっと見せてみいやということで見ます
けれども、そういう意識のこともハードの
部分でするのはいかがなと思ってい
ます。

そして、新人職員の民泊研修制度の導入
でございますが、私の家にも愛大の農学部
の生徒がここ 4 年ほどインターンシップで
来ております。これは農学部の必須科目で
ございますので、3 泊 4 日でやっており
ます。そこで、私のほうにお礼の手紙が来
ておりますけれども、大変お世話になり
ました。以下、略で、自分が農業という
ものについ

て何も知らないということを感じさせて
もらいました。何事も経験であり、実践
してこそわかること、見えることがあ
るということを今回の体験で改めて実感
することができました、という手紙を
いただきました。こういうことも踏ま
えて、以前野村町で民泊制度をとられ
たということを知り及んでおります
けれども、西予市におきましても、
新人職員につきまして、3 年間に一
度ぐらひは、西予市の市民のところに
民泊するなり研修するなりしていただ
いて研修制度を高めていく、こうい
う方法はいかがでございましょう。
そして、教育委員会の学校の先生に
つきましては、今年半ぐらいのスー
パーマーケットへ行ったり、そうい
う希望をして研修を出しているよう
でございます。教員の中でもその
ような努力をしておりますので、
現実自分の市民の生活がいかがか、
どんな問題を抱えているのか、肌で
感じるような研修制度を何とか取り
入れていただけないかなとこの
ように考えております。

また、新年度からの分庁職員の緊張感の
育成でございますが、本庁方式になり
まして総合支所から今度支所方式に
なります。課も 4 月 1 日から減
少の計画になっておりますけれど
も、今まで総合支所の中で職員と接
するときに、本庁ほどの緊張感がない
ということを感じてきました。これ
につきましても、やはり一番市民の
一番分庁の前線にいる市民がしっ
かりとその市民の考え方を肌で感
じるようなそういうような育成指導
ができないものか、そのようなこと
を考えておりますので、これにつ
きましても提言とさせていただきます。

非常に時間がなくなってきましたが、環
太平洋連携協定 T P P の参加への
考え方についてでございますが、
これにつきましては、元親議員が
一般質問でいたしましたが、私の
ほうは少し視点を変えて、市長の
考え方をお聞きしたいということ
でございます。

日本の浮沈にかかわる外交問題として、
日本の中で T P P への参加が
開国か否かのように論じられて
おります。これらにつきましては、
現在 N H K で坂本龍馬は済
みましたけれども、そして坂の上
の雲、ちょうど明治維新からその
あたりの非常に激動期のドラマ
が非常に我々を見せていただ
いております。その中で感じる
ことは、やはり T P P に
しても、国民全体が我が事
のように考える

力が弱まっている。明治維新のときには、一つ一つがみんなが自分のことのように考える力があつたではなからうかとかいうように感じております。これ最終的には、結果的には参加、不参加、慎重な対応を決めなければなりません。そして、我々資料をきょうは少し用意しましたけれども、これは都道府県農業会議篠原農業愛媛県会長が全国の農業会議に行かれたときの資料だと思っておりますが、薬師寺県議より全議員に配付されておりますので、読破されておるとおもいます。この中に詳しく出ております。そして、前原代表の非常に少数をけ散らしたような言葉、そしてまたありますのは、やはり農業の大切さというものを明確に農水省、産業経済省の数字を上げておりますが、こういう数字のもとで、今後日経新聞に出ておりますが、これから2011年3月までには、政府は非関税撤廃などに関する規制改革方針を決定、6月には、農業改革の基本方針を決定、そして11月には、ハワイでのAPEC首脳会議に向けての結論を出す。10月には農業改革の行動計画を決定するというようなシミュレーションを出しております、計画を。その中で戸別補償、機能不全も出ております。いろんな問題がこの問題で出ておりますが、対応次第では国も県も西予市も有史以来の影響があると思ひます。生活も変わってくるでしょう。場合によっては、日本農業の壊滅的な打撃も予想され、農村社会の存続すら危ぶまれると感じております。グローバル化された世界の競争社会の中で、西予市はどう進めばいいのか、不明な点は多々ありますが、TPPの対応について市長の所見を伺ひます。

国を治め、政治を行う者は、先見性を持ち、計画を持って実行する、昨今の愛媛新聞なんか毎日出てくる戸別補償、機能不全も、米価下落の一因の声、そして県内最低5万2,770人、農業再生本部設置へというようなことから、それからキーパーソンでは、県中央農業会長と鉄工業界組合長の理事長の消費者からの立場なんかも出ております。このあたりのもんも含めまして、多勢のために少数が死しても可なり、弱者救済というわけではございませんけれども、こういう政治はいかがかと私は考えます。国内改革を先行実施し、判断すべきであると思ひますが、市長の考えをお伺ひして、一時質問を中断いたします。

○議長 別宮副市長。

○別宮副市長 それでは、酒井議員の環太平洋経済連携協定TPPの参加の考え方について、まずお答えをさせていただきたいと思ひます。

ご質問の環太平洋経済連携協定TPPの参加への考え方でございますけれども、日本がTPPに参加し、関税全廃を受け入れた場合、農畜産物の生産額は、米や小麦、農畜産物などで年間約4兆1,000億円の減額、食料自給率カロリーベースで14%に落ち込むであろう、このような国内生産額に置きかえますGDPへの影響は年間7兆9,000億円と、こうなるであろうと今農林水産省の試算が出ているわけで、これに対しまして内閣府の試算では、農業分野へのマイナスの影響がある一方で、輸出産業などではプラスとなり、全体的に日本のGDPは0.48から0.65%ふえると試算をされているようであります。日本がTPPに参加することは、すなわち第1次産業を基幹産業とする地方を犠牲にして、都市部の輸出産業を優先するものであるというふうに考えており、地方の山間地域に位置しております第1次産業を基幹産業とする西予市といたしまして、水稻、野菜、果実、畜産等の生産に多大な影響を与えるTPPへの参加、これにつきましては、反対であるということを強く示さなければならないと思ひております。

今国が取り組まれている食と農林漁業の再生実現会議において、戸別補償制度の見直しや農業改革の基本方針が策定されない限り、今後とも機会あるごとに国に対して農林水産業政策の充実を強く要望していきたいとこのように考えているわけでありまひす。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、最初の質問ですが、職員力の向上についての取り組みについてお答えいたしたいと思ひます。

まず、今年の採用試験の状況についてお答えいたします。

採用候補者試験の受験者数でございますが、民間企業の採用動向の影響もあり、総じて増加傾向にございます。一般行政職では20年に51人、

21年に64人、22年に75人受験者数は確実にふえております。このような中で市民の目線に立った効率的で質の高い行政サービスを提供していくためには、高い能力や幅広い視野、公務に対する強い意欲を持った多様で有能な人材を確保するということが極めて重要な課題となっております。

本年の採用候補者試験につきましては、一般行政職、技士及び消防職並びに医療職の募集を行い、112人の申し込みに対し90人が受験いたしました。一般行政職等が9人、消防職2人、看護師5人の採用が内定いたしました。

受験資格年齢につきましては、一般行政職等と消防職は18歳から27歳、看護師は39歳までといたしましたが、一般行政職と消防職等の受験者の平均年齢は23.2歳でございました。

受験時の上限年齢につきましては、24年度採用試験時に改めて検討したいと思っておりますが、現況でも年齢幅を広く設けて、民間企業等経験者を含め優秀な人材の確保に努めているところでございますので、民間経験の有無や職歴で特別な採用制度を導入する考えは、現在ございません。

次に、研修の取り組みについてお答えいたします。

まず、年間の研修計画についてでございますが、職員で組織する研修委員会で、人材育成基本方針に基づいて年間の研修内容を協議いたしまして、計画的な実施に努めておるところでございます。

西予市における職員研修は、管理職が日常業務を通じて指導を行う職場内研修、それから階層別研修や専門研修機関へ派遣する職場外研修、さらには、自主的な研究を助成する自主研修制度がございます。

職場内研修では、何より学習的風土の職場環境が重要であることから、管理職に対する人材育成、メンタルヘルス研修を実施し、部下指導の充実を図っております。

職場外の研修では、公務員倫理やコミュニケーション能力、法務執行など各階層に求められる能力獲得向上を目指しております。

待遇については、マニュアルこそありませんが、繰り返し研修を実施し、取得を図っているところでございます。

また、外部への派遣につきましては、公的機関への長期派遣、本庁職員、総合支所職員を問わず、愛媛県研修所への計画的な入所、県外アカデミーへの自己申告参加制度、課内報告会の実施など自学意識の育成、研修成果の共有に努めておるところでございます。

自主研修では、職員の自己啓発の促進を推進しており、これまで3つのグループが限界集落対策をテーマとする活動に取り組んでまいりました。

なお、新規採用職員に対しましては、初年度に資源ごみ処理体験を含む年4回の研修を実施いたしております。

ご指摘の民間研修制度の導入についてでございますけれども、市民目線を身につけるという意味で、非常に有益であると考えております。成果や職務への還元性、派遣に伴うコスト等を勘案しながら今後十分見きわめてまいりたいと考えております。

昇任試験制度につきましては、近年行政に対する需要の多様化・高度化に伴って職員にもこれまで以上にさまざまな能力が求められておりますので、そのポストに適した人材をいかに選抜していくかが現在のところ重要なこととなります。当該制度こそ現在取り入れておりませんが、時期が来た段階で検討することといたしております。

また、ジョブリクエスト制度につきましては、これにかわるものとして自己申告制度を導入いたしております。毎年人事異動前に自己申告書を提出し、適材適所への人材配置及び職場の活性化を図る上での参考資料として活用しているところでございます。

次に、病気休暇、休職中のメンタルヘルスケア、人数についても具体的にということでございました。現在7名が休職中ということでございますが、所属長と人事担当課が連絡を密にしながら当該職員の復帰に向けた面談をその都度実施いたしております。職場不適用症状に陥ることを未然に防止するため、管理職には部下への気配りを促し、職員には関係資料を配布して、随時ストレスコントロールを呼びかけておるところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長 17番酒井君。

○ 17 番酒井宇之吉君 TPPにつきて、まず 1 点、その心意気っていいですか、問題意識がまだまだ未知なところでわかりにくいというところがありますけれども、県議会は 11 月の上旬に参加か不参加かということではなしに、慎重対応を求める意見書を全会一致で可決したということになっております。そして、私が民放を聞いておりますと、米の関税は 778%でございます。それが現実になんかどうなるかという話を当たらずとも遠からずだと思んですが、カリフォルニアのスーパーマーケットで売っている 10 キロのカリフォルニア米が、これ日本米を中心にしたのを生産しているのが大体日本円で 700 円で 10 キロが売ってるそうでございます。今日本のスーパーで大体 10 キロ 4,000 円からいろいろな値段はあるでしょうが 4,000 円から 4,500 円、そして 778%の関税で考えましても、実質カリフォルニア米が 700 円のものを経費を見て輸送コスト、保管料全部見たとしても倍の 1,500 円ぐらいになるというような予想がされておるといようなことが報道されておりました。日本の米は壊滅になると、そういうことはもうどこの報道もしておりますけども、どういう数字でどうなるかということとは述べられておりません。そして、私はかんきつの生産者でございますので、皆さん愛媛のミカンが和歌山に負けたと、生産量が、と言いますけども、これは温州ミカンだけなんです。私がリターンして帰ったときに温州ミカンは全国で 350 万トンでした。本年度は裏作でございますので 75 万トンを予想されております。これだけミカンは減ってるんです、かんきつ、温州ミカン。愛媛のミカンは、温州ミカンでは負けておりますけども、せとか、伊予カン、アマナツ全部入れますと、やはりそういうかんきつ類でいきますと断トツで 1 番なんです。そのかんきつなんか検疫法で守られておりますけども、関税自由化になりましたと、妨害虫の法的な問題がございますので、加工品にしないと輸入しませんが、正直申し上げまして、農政がレモンの自由化から始まりまして、オレンジ果汁の自由化、そして関税の今度は撤廃なんかがありますと、真綿で首を絞められるようにして農家はだんだんだんだん疲弊しました。ミカン農家の荒廃園もこれが一因しているということもあります。要するに飯が食えないんです。かんきつそして稲

作、特に畜産は専業農家が多いございます。かんきつも西予市では専業農家が多いです。飯が食えないんです。だからこれをどうしたらいいのかというたら、切実な形で皆さんがとらえてもらう。目をつぶりますと、地球の太平洋を挟んだみんなの国々がわいわい騒いで火事のように言うてる。ほんで日本の米は開国か否かと言ってる。そういう世界の中でふと目をつぶって、日本の片隅にある西予市の中で農業がどういふようになるのか、これを真剣に考えていかないと、私はだめだと思っております。これからいろんな動きが出てまいろうと思っておりますけれども、我々市民の生活をしっかり守っていただけるように私らも頑張ります。市民も協力していただくようにしていただきたい。行政の指導をよろしくお願い申し上げます。

そして、最初の質問でございますが、職員の研修参加で、私は重点的に 3 点を申し述べさせてもらったと、かように思っておりますが、名札の裏に自分が入れて、総務部長さん、日々努力している目標はどういうことを自己研さんするようにテーマにしておりますか。私は毎日ラジオ体操をすることを一つの日課といたしております。そういうことでもいい、禁煙を宣言しながらできない人がある。その人らにでも禁煙をすると決意をすると、そういうものを入れて自己研さんをするというような実行を行動力であらわすと、自己研修っていうのは行動力であらわす、こういうようを具体的に示してもらいたい。

そして、新人研修の民泊研修でございますが、民泊でなくてもいいです。例えば先ほども申し上げましたけれども、教育委員会が学校の先生をスーパーマーケットに半年行かせたり、行っていたり、そういうことをしております。挑戦的にやられる先生があられます。そういうのも含めてしっかりと市民の目線を学んでいただきたい。特に新人につきては、今面接があります、試験に。ありますけれども、非常に大学、そしてそれを訓練しながら何十回として訓練をして面接をいたします。それも何分かでしょう。その中ですばらしいのを、多分資質はすばらしいと思います。ただしこれからが玉を磨いて育て上げるのは、やはり教育、研修だと思います。この点も踏まえてひとつ今後のお覚悟を示していただきたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、酒井議員の再質問のＴＰＰに関する事柄を含めました農政のことについて、私の考えを少しだけ言わせていただいたらと思います。

まず、日本の農政の方向性がわからない。私も農家でありますし、また自分自身も行政のときに農業担当を９年半やった立場でございまして、非常に農政に対しては自分なりの考えを持っており人間であります。特に昭和４６年に減反政策が始まった。その後の後から考えますと、農業の構造改革の中で農地流動化を国は進めてきた。その農地流動化の大きな目標の中で、経営規模の拡大を国は進めてきたはずでありました。しかし、施策が転換をして政権が転換をした中で戸別補償という考えが浮上した。ここで今までやっていた経営規模拡大、農地の流動化は何であったかなというこの問題に行き当たるわけであります。日本の農政が方向性が見えない、これが皆さん、私どもが一番気にしておるところだと私どもは思っているわけであります。その中で、私は先般、農林水産省の官僚であった山下さんという方が、日本の農政の危機について訴えておる本がありますが、それを読まさせていただいて、なるほどなと思ったことがあります。日本の農林水産省を含めて政府が外国との一つの農政問題をやる中で隠してきた。それは何かと。農業の多面的な機能、公益的な機能の価値性を訴えてこなかった。それが山下理論の根本になすもんだと私は読みながら思ったところであります。恐らくこの価値性を出すことによって、ＴＰＰ等含めて日本の農業を守る価値はどこにあるかということ、恐らく国の段階で私どもは考えていただく、また地域からその多面的な機能、公益的な機能というのを訴えていくことが今の地で、私どもは西予市等々で果たされた役目であると、これは議員の皆さん方も市民に選ばれた立場でありますから、その辺をしっかりと踏まえてともにその重要な示唆をいただいた私は本だと思っておりますが、みずから農林水産官僚の中で考えられたことをそこに述べられている気が私は個人的にはしておりますが、日本の農政の中の大きな流れをもう一度私どもはしっかりして、私どもなりにやっぱり発信していく必要があるのかなと思っていただいております。この問題

を含めて皆さんと一緒にともに運動をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 新人研修、光る原石だというご意見、そのとおりだと思います。現在４月、７月、８月、１月、年４回に分けて新人研修を実施いたしております。先ほど申し上げましたとおり、職員人事研修計画を毎年立てますので、ただいまの意見、十分に参考にさせていただいて、新たな効果的な研修制度を構築してまいりたいと思います。

２点目の職員それぞれが目標を持って業務に取り組むようというご提言でございまして。非常に私自身頭が痛い目標設定でございまして、先ほどの答弁でも申し上げましたが、自己申告書というものを毎年正月前に出させております。その中身ですけれども、例えば現在の仕事の問題点、改善点、それから今後やりたい業務、それから自分の生かしたい能力、それからその他行政に対する全体の意見、こういう細かい内容、あなたはどうかということ、毎年全職員に提出させております。余談で聞くとところによりまして、市長が正月に読む楽しみな文書のようなものでございまして。そういうところで職員の自覚を促すという方法をとっておりますのでございまして。

西予市自体、目標とする職員ってもちろん計画に定めておりますけれども、行政のプロとしての意識を持つ職員であってほしい。市民から信頼される職員であってほしい。さらには、市民と協働する職員であってほしい。さらに、経営感覚を持つ職員であってほしい。最後に、新たなことに挑戦する職員であってほしい、この５つの目標に向かって職員計画、人材研修計画を組んでおるところでございまして。貴重な提言、きょうはありがとうございました。

○議長 １７番酒井君。

○１７番酒井宇之吉君 貴重な提言も実行に移さないと、これもいい提言ではなくなってしまうと思いますが、実を申し上げましたら、非常に西予市の職員になることをゴールのように考えているような感

じが少しします。これからが出発だという考え方のイメージをつくるためには、やはり部長にお尋ねしますけれども、今後職員の研修に参加することを義務づけて、そしてレポートを出させて、そしてペナルティーをとるか、そういうことをお考えかどうかを最後にお尋ねします。

これは、先般私も何人かで平成市議の会というのを愛媛県で組んでおります、皆さんの仲間内で勉強会を。その中に出了た中で、職員力の向上に向けての取り組みというのが、いろんな各市から出されました。その中で、やはり計画は組むけれども、それに対する知性、厳しさ、そういうものが感じられない。総合支所の総合案内についてもそうだと思うんです。そういうのを早く、できる人を早く教育してつくり上げる、こういうのはやっぱり管理者の仕事だと思ってます。

もう一つ、ＴＰＰにつきましては、先般私も全国を歩きながら今後の農業のあり方をイメージしていきたい、何言ってるだろうと私思うんですけれども、農業っていうのは、１年に１遍しか生産がないんです。工場生産っていうのは、一日に同じ生産が１００回も製品、同じように工程で流れていくやつを、年に１遍しか製品ないんです。ミカンなんかかんきつなんかもそう、米なんかもそうなんです。１年に１度しかない、１年に１度しか作業がないんですよ、同じ作業が。１０年たったって１０回しかないんですから。それを長い目で、しっかりした目で見ていただきたい。農業っていうのを本当にわかってないんじゃないかと。今まで日本の歴史の中で農業は、土農工商じゃないですけども、生かさず、殺さずの位置にいました。ただし、グローバルされた競争力の国がそういうようになったんですから、その中で生き残れる本当の農業政策を私は国へもしっかり議員としても言いますし、皆さんと一緒に頑張っていただきたいとお願いしまして、答弁は要りません。終わります。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前１時５０分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後０時５９分）

次に、４番明智祥勝君。

明智君。

○４番明智祥勝君 それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、買い物難民対策について伺いをいたします。

郊外型の大規模店との競争や深刻な不況による経営難などから地域にある店舗が閉店してしまい、地域住民、特に高齢者など車を運転できない人々が生活用品を購入することに困るという社会現象、いわゆる買い物難民が大きな社会問題となっております。西予市においても高齢化はますます進行し、切実な状況にあります。車を運転できない高齢者が、身近な場所で豆腐１丁も買えない、フードハザード食の砂漠という状況が、とりわけ高齢者世帯、独居世帯に増加しております。都市部でも２日間で３食のいずれかを食べなかった（食べられなかった）いわゆる欠食率は、週３回以下しか買い物に行かない（行けない）人の８．３％という数字があり、地方ではもっと厳しい状況の高齢者が数多くあると考えられます。

また、買い物に行きたくても交通手段であるバスがなく、やむを得ずタクシーを利用しなければならず、買い物にたびたび行けない、隣近所に頼めば用は済むけれども、いつもいつも頼めないという現実があります。買い物の苦勞で住みなれた地域から転居まで考える世帯があると聞いております。ますます過疎が進む大きな要因になるのではないかと懸念をしております。西予市総合計画にも暮らしを支え地域を結ぶ住みよい町が基本構想で提起されております。今まさに暮らしを支える施策を実行すべき時期ではないでしょうか。

買い物難民を定義した帯広畜産大学杉田聡教授によりますと、大型店は地域に対する責任を、また市民も地元の商店で買い物をするなど行動を変える必要があると述べられております。世論は官から民へという風潮がありますが、官が税を使ってでもしなければならぬ施策があると考えます。今まさに何よりも優先して市民の暮らしを支える施策を実行する時期ではないでしょうか。

また一方では、交通安全対策の観点から考えてみますと、高齢者運転免許証自主返納制度との連携があるのではないかと考えます。不幸にして高齢者の方が命を亡くす痛ましい事故が日々発生しています。ご承知のようにこの事業は、高齢者が車の運転免許証を自主的に返納すると、サービス店として登録された店や事業所等で運転経歴証明書を提示すると、各店舗独自のさまざまなサービ

ス、例えば宅配あるいは送迎などが受けられるものであります。

しかしながら、返納したくても免許がなくなると買い物にも病院にも行けないという高齢者世帯が多いという現実があります。この制度との連携には、公共交通の充実が最大の条件であることは言うまでもありません。

以下、買い物難民対策として4点についてお伺いをいたします。

まず1点目は、鳥取県の日南町では、ケーブルテレビを活用し、市民から地元の商店が注文を受け、品物を宅配するというシステムの実験が始められていると聞いておりますが、西予市においてもケーブルテレビ網の整備がなされており、このシステム等への対策ができないか。

2番目に、補助金を出せばよいというだけではなく、地域の世話やきを上手に掘り起こし、住民の知恵を生かすことも重要ではありますが、その呼び水として、2年ないし3年の限定でスーパーあるいはコンビニ等への移動販売車の助成措置は考えられないか。

3番目に、免許自主返納制度の現状がわかればこの現状と買い物難民サービスとの連携の模索はできないか。

4点目に、買い物難民対策とあわせて交通弱者に配慮した新たな交通システムの構築が急務であると考えますが、現在検討されているこの交通システムの進捗状況についてはどうか。

以上、4点についてお伺いし、質問といたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、明智議員、買い物難民対策についてのご質問についてお答えいたします。

ご質問のうち、1点目のケーブルテレビを活用した発注、宅配システムの件でございます。

ご指摘のありました鳥取県日南町のケーブルテレビ、CATVシステムを活用した高齢者買い物支援システムは、平成20年に国の補助を受けて実証実験を行ったものでございまして、高齢者の生活支援、地域商店の存続、ケーブルの多目的利活用を目的として行われたものでございます。

事業費は、システム開発費及び機器類の整備等

が1,738万6,000円、集配・宅配業務に係る人件費が年間255万6,000円となっております。このシステムは、ケーブルテレビに加入してインターネットを利用するものでございます。実験には56世帯が参加し、1世帯の月間平均利用件数は5件、平均購買額は5,660円という結果でございました。本市におきましても、システム構築は可能ではございますが、地元商店街の積極的な取り組みに加えて、初期投資と多額の集配・配送業務費が必要なこと、利用者はケーブルテレビに加入し、かつインターネット料金、本市であれば月額4,725円が必要となりますので、現時点での導入は難しいシステムであろうかと考えております。

次に、2点目のスーパー等への移動販売車の運行助成措置についてでございます。

現在策定中の新交通体系では、通学、通院、買い物、福祉移動を市内全域で極力確保できるよう検討を進めているところでございますが、すべてカバーできるものではございません。限界集落対策やその他の政策とあわせてしかるべき時点で検査、調査、検討をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の免許自主返納制度の現状と買い物難民へのサービスの連携についてでございます。

全国では商工会が中心となりまして、高齢者運転免許証自主返納支援制度をシステム化して、地域が一体となって運転免許証を自主返納した高齢者への特典サービス事業を開始した地域もございますけれども、運転免許証を自主返納は交通事故対策でございまして、必ずしも買い物対策とセットで市が行う事業ではないということとはご理解いただけたと思います。

しかしながら、買い物難民対策につきましては、返納以前の問題であり、安心して暮らせる地域づくりのためには、今後の大きな課題として取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、4点目の西予市における新交通体系の検討状況についてでございます。

今年度国の補助事業であります地域公共交通活性化再生総合事業の指定を受けまして、市内の公共交通を全面的に見直し、新たな公共交通体系を構築するため、地域公共交通総合連携計画を策定

することといたしております。その進捗状況につきましては、連携計画の協議機関であります地域公共交通活性化協議会及び幹事会において料金体系、連結地点の環境整備、交通空白地帯の解消、通学バスの機能強化等を基本方針として、通学、通院、買い物、福祉移動を市内全域で極力確保できる検討を重ねているところでございます。年度末までには、連携計画を作成することといたしております。

また、平成２３年度からは、国の補助制度等の動向にもよりまされども、連携計画に基づいた実証運行を行い、できるだけ家に閉じこもることなく、お出かけしていただけるような新交通体系を構築してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長 ４番明智祥勝君。

○４番明智祥勝君 １点だけ再質問させていただきます。

今ほど答弁をいただきましたように、それぞれケーブルテレビ等の活用等、実際には余り効果を発揮してないということのようですが、交通体系の整備をもちろん今検討されておりますので、このことに非常に期待するわけですが、ただお年寄りの先ほど申し上げました買い物難民というのは、毎日の食べ物が買えないという現実があります。ですから、これはあしたでいいとか、極端に言えば、そうではなくて、やっぱり今すぐ必要なことではないかと思うわけです。先ほど言われましたけど、できれば移動販売車ですね、こういうものにつきましたら、金額が高い、安いという表現はおかしいかもわかりませんが、やはり数百万円のその補助で、あとはその企業といいですか、その業者も自助努力でやってくださいよという、お互いの話し合いといいですか、やれば、僕はやっぱり受けてくれるところもあると思いますし、それともう一つは、団塊の世代の方が最近もう帰られてきて、その人たちをうまく使って、例えばそういう新しい起業をすとかという部分でも行政が働きかけることによってできるんじゃないかと思うわけです。特に先ほども申し上げましたように、くどくなりますが、やはり毎日の豆腐１丁、てんぷら１枚を買えない人をどうするかということは、やっぱり真剣に考えていかないけな

いんじゃないかと思いますので、今言いましたように、移動販売車というものについては、早急に検討していただきたいということだけ１点お願いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、明智議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

明智議員の買い物難民に対する視点というのは非常に重要な視点だと、私どもも西予市の中でも思っておりますし、限界集落の中でも、今モデルとしてやっているといるところもそれが大きな問題としていろいろ計画の中でも上がってくるもんだとこのように思っております。そういう中で、どういうあり方を今後は西予市の中で構築していくかというのは、今ほどおっしゃられるように、交通体系と別の次元で考えることが必要だと思えます。

ただ今ほど明智議員も日南町ですか、の事例も発表されましたが、あれのケーブルテレビというところを抜いて、商店街のタイアップという考え方をしますと、これは商店街の方々も実はビジネスチャンスではあるんです。既に京都のある商店街には、もう２０年ぐらい前から商店街の何軒か、それぞれ異業種の方々が一緒になってそれぞれに買い物の必要な人に電話をかけてそれで販売する、いわゆる生協的な方式みたいなことを既に２０年ぐらい前からやっておる京都のど真ん中の商店街もありますし、本来こういうビジネスチャンスを地元の商店街が、私はやるべきだと、これはビジネスチャンスだと思うんです。その辺のところの商工会にそれぞれ関係される方もおられますので、ぜひともそういうところも考えていただきたいことを私は思うわけであります。

そして、その上に市が、今ほど言われるような何らかの車を走らすというのは、必要な時期が来るのではなからうかなと。そしてあわせて、やはり地元には大きな関連もありましたＪＡさんのほうもそういう方向もあわせて考えて私どもと一緒に考える提言も私どもはいただくべきでないかなという気もいたします。そういう私は反対に、ビジネスチャンスはそこに転がっておることを皆さん恐らく余りにも無視されておるのかなという気もしないでもありません。そういうことを含めて回

答にさせていただきます。

以上です。

○議長 次に、24番坂本隆重君。

坂本君。

○24番坂本隆重君 21世紀は環境と福祉の時代と言われ、早くも10年を経過しようとしております。国においては、政権交代により事業仕分けを前面に盛んに行われ、政治主導、地域主権、地域主導と言われ、国の借金はいよいよ906兆円に膨らみ、また最近の円高は、経済のグローバル化とはいえ、1ドル90円前後に想定された金額が85円前後に高くなれば、1円高が何百億円の収益減となるのであります。いつまでも電機と自動車に頼って輸出に頼っておったら、中国に追い越され、痛い目に遭うのは見えております。

そこで、太陽光発電は、世界の市場として500兆円規模といわれ、環境省によると、企業は発電時の二酸化炭素の排出量が少ない太陽光や風力、木材など天然資源を使うバイオマス発電など、環境産業の市場規模は2000年度の約41兆円から2008年度には約75兆円に拡大、雇用規模も2008年度で約176万人と推定され、地域社会を牽引する柱となっています。我が国の太陽光発電の導入目標は、2030年に全戸建住宅の約3割に当たる1,400万戸に太陽電池パネルを設置するとされていますが、目標に対応して2008年から住宅用太陽電池パネル設置の補助金制度、また国交省は、平成23年1月から1年間に新築する省エネ住宅や改築工事について住宅エコポイントが加算できる設備の対象の拡大を発表、すなわち太陽熱システム、ソーラーシステムと節水型トイレ、高断熱浴槽を新たに追加し、省エネ性能がすぐれた住宅システムの導入を図ること等、余剰電力の固定価格買い取り制度、現状の電力料金の約2倍の価格の法制化などが行われ、これらの政策によって年間総発電量は20億キロワットに達していると推定されます。政府は伸びる成長産業として、新成長戦略で海外展開を含む環境関連ビジネスの拡大を目指し、2020年度までに新規市場、新規の雇用140万人を目標としているとしています。先日11月18日の国会の予算委員会でも、400億円前後の予算を計上と答弁をしております。太陽電池産業を

誘致している地方自治体も非常に多くなってきております。今後政府は、公立の小・中学校1万2,000校への設置を目標としています。特に公共施設は、地震、台風などの自然災害が発生したときに、避難所として指定されていることが多く、被災時の非常用電源としても活用、さらに、病院のサブ電源としての効用、それから電気自動車に至っては、先日11月18日ではありますが、トヨタが家庭用電源で蓄電し、100キロメートル走る小型自動車を発表いたしました。

また、先日12月2日愛媛新聞では、四電が松山太陽発電所が完成し、12月1日から営業運転を開始し、営業用メガソーラー発電所の稼働は四国で初めてであり、既設の300キロワットを合わせ、年間発電電力量は約220万キロワット時で、年間約700トンの二酸化炭素排出削減を見込むと同時に総工費は11億円であったと報道されております。そのほかさまざまな産業に活用されることだと思っております。

そこで、西予市は豊富な資源を有する太陽光など自然エネルギーや豊富な環境資源を市民や自治体、企業が目標を共有し連携して、ことしの3月に過疎法が6年の延長を見るに当たり、その過疎法改正に伴う変更点が何点か出てきております。その中に過疎対策事業債の追加対象施設、ハード事業に太陽光バイオマス熱源とする熱、そのほかの自然エネルギーを利用するための施設、具体的には、太陽光を電気に変換するための施設または設備、また太陽熱を給油、暖房、冷房、そのほかの用途に利用するための施設または設備に有効活用すれば地域は活性化し、雇用の創出、若者が定住できる西予市になるのではないかと私は思うのですが、市長のお考えをお伺いいたします。

次に、福祉バスの運用についてですが、この件については、一地区を実態をちょっと把握した場合に、私が住んでおります石城地区における福祉バスの件について一例を紹介して、今後のあり方を検討いただきたいと思います。

石城地区の農協の購買、金融がなくなり、近くの大型スーパーも閉店し、再開のめどが立っていません。このスーパーは、以前はタクシー、自転車での買い物をよく見かけたものでした。しかも特に買い物、先ほども一般質問に出ておりました

が、独居老人それから足を奪われた老人、そういった方が非常に買い物難民が多く、したがって、最近はやりの宅配を利用する傾向がふえております。その宅配は2,000円以上買わなければ宅配が無料にならないという条件つきでございます。そこで、石城地区においては、福祉バスが1日1回往復しております。その福祉バスが最近病院とか医者、それからスーパーに行くのに、非常に不便を感じておるといことなんです。というのは、最近卯之町5丁目に開業医が非常にふえて、そこへ通院される方が多くなっています。中には朝7時に出て、夕方5時に帰宅する人も出ております。調べてみますと、その改善策として、停車場を設けてほしいと市役所の申し入れたのですが、定期路線バスとの関係かもしれませんが、そこへ停車をすることはできないと。時間的な都合。そこを通過するだけやからそこへとまってもいいんじゃないかというような申し入れをしたのですが、そういうことは今現在においてできない。本当、住民にとっては切実な問題でございます。高齢者の交通難民、買い物難民を臨機応変に弱者救済のためにも、定期バスとの規制緩和ができないのか。それによって停車場が設けることができないのか、非常に残念に思います。したがって、市当局は、福祉バスの運行に当たって臨機応変に適正な場所であれば、要望であれば、即刻停車場を開設したらどうか、市当局の見解をお伺いいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 坂本議員1点目のご質問、太陽電池産業の立ち上げにつきましてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、太陽光活用型産業、とりわけ太陽電池産業につきましては、これからのエネルギー資源問題解決と同時に環境対策としてのCO₂削減にも資する有効な国家的産業として、世界各国がその事業開拓にしのぎを削っており、その実現化につきましても、急速な普及が見られているところでございます。今世界は低炭素化社会の構築に向けて大きく展開しており、あらゆる産業には、この取り組みが強く求められ、今後低炭素化や省エネルギーへの取り組みの成果が、各種産業、企業、ひいては国家の存亡につながると言っ

ても過言ではありません。この炭素化に向けてのエネルギー源として太陽光、バイオマス、原子力などの活用研究が日進月歩進められているわけでございます。このような中で本市としましても、平成22年2月にバイオマスタウン構想を策定し、地域に産する豊富なバイオマス資源を生かしていく取り組みに着手しているところでございまして、まずはこの確実な取り組み展開が今後重要であると認識をしております。

さらに、ご質問の太陽電池産業の立地につきましても、時代背景に照らしたとき、大変タイムリーで意義深いものと認識しておりまして、今後この産業立地の可能性につきましても検討を進めてまいりたいと存じます。

産業立地におきましては、企業の誘致という点では、県内に平成21年6月に松山市におきまして、県と松山市の共同誘致により、ソーラー発電部品の加工工場が立地したところでございますが、これには高度な各種条件整備が必要となってきますことから、今後県との連携等も含めながら供給、需要など各種の観点からソーラーエネルギー産業化の可能性を探ってまいりたいと存じますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。答弁いたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 2点目の福祉バスの運用に係る新たな停車場の設置要望についてお答えをいたします。

現在、宇和地区で運行しております福祉バスにつきましても、民間路線バスの廃止等に伴って生じた交通空白地帯における地域住民の交通手段の確保により、福祉の向上に寄与することを目的として、平成14年4月から運行開始し、現在に至っております。マイクロバス2台による宇和町内を運行し、1日1往復、宇和保健センターや市立宇和病院等の公的施設と各地区を結ぶ路線といたしております。議員さんからご質問のありました卯之町5丁目付近での新たな停車場の設置要望についてでございますが、簡潔に申し上げますと、この区間は民間バスが運行しておりまして、福祉バスの停車場としては適さないものと判断いたしております。先ほど述べましたとおり、基本的に福祉バスを運行させるに当たっては、交通

空白地域の交通手段の確保を目的として運行しているものであり、この区間は民間バスが運行しており、民間運行路線との競合区間においては、バスの乗りおりに制約を設けているものであります。

しかしながら、時代背景の変化とともに住民、特に高齢者の買い物や新規医療機関の開設に伴い、路線変更や停留所の設置要望も多く寄せられています。こうした中で、先ほど買い物難民対策のご質問の中で答弁いたしましたように、現在西予市内の公共交通を見直し、新たな公共交通体系を構築するために、地域公共交通総合連携計画を策定中でございます。当然宇和地区の福祉バスもその中に含まれておりますので、先ほどの停車場の新設要望も貴重なご意見として賜り、新たな福祉バスを含めた交通システムの構築に努めてまいりたいと思っております。今後とも貴重なご提言、ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長 24番坂本君。

○24番坂本隆重君 あらましご説明をいただきよくわかりました。ただその中にちょっと2点ほどちょっと再質問をさせていただきたいと思えます。

第1点目は、ここの新庁舎の建設に当たりまして、設計の段階で必ずや太陽熱そのパネルなり対応しなかったら将来はだめだということで、そのときにNEDOを引き合いに出しまして、実証事業をやったらどうかということを私は提案しましたら、理事者側からは、投資効率が非常に悪いと。だからそれは一応対応するようにはしておくけど、早晩は木質でやっていくということを聞いておったんですが、今度過疎法が一部改正、変更になっております。当時と今とは全然様子が違うのですが、当時ああいうようなことで、まだ先が見えておらなかったという現状を考えると私も納得したわけですけど、事は今非常に市場は変わってきております。したがって、今現実まだ完成していないんだから、当時はそれに対応しますということを理事者からはっきり聞いております。したがって、今からでもこの事業を立ち上げると、パネルを屋上に導入するというようなお考えはないでしょうか。

それともう一点、福祉バスの停車場でございますが、今は路線バスとの兼ね合いで停車場を確定はしてられないはずです。そして、路線バスにおいては、5丁目の場合は動木という場所でございますが、2カ所停車場を設けております。しかし、そこにとめてくれと僕は言うところではありません。今の福祉バスがどこへどういうような形でとめてあるかといえ、よくわかりだと思わんですが、スーパーの駐車場へ入っていったらどうですか。断りはしないと思いますよ、そのスーパーも。大きな広い駐車場を持ってるわけですから。そこへ入れてやったら、通るだけでいいんですから、そんな簡単なことがなぜできないか。それと、これが結局路線バスとの規制の緩和ができてないと、協定ができてないことなん。その範囲内じゃ福祉バスは違うんです。だからちょっと寄ればいいことです。これが発想の転換というんです。需要に基づく考え方です。それをひとつお願いしたいんですが、その件についてもちょっとご答弁をお願いしたいんですが。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、坂本議員の最初の再質問についてお答えをさせていただきますが、新庁舎に太陽光を生かすパネルをやってはどうかというご提案があったことは私どもも記憶をしております。

しかし、私どもは、今この新庁舎については、ここの地域特性からして、まだ太陽パネルを入れることによって有効活用はまだ事実上では少し低いかなという気はいたしております。そういうことで、今度は三瓶の支所の庁舎をやるときについて、太陽パネルの実験パネルとして屋上に今やっておるところでありまして、まず海岸端と宇和・野村・城川の年間の日照時間が全然違います。その辺のところからまず始めてみて、それが効率性があるとしたら、その方向へ一歩進めることもいいのではなからうかなということで、まず三瓶の支所のところの屋上に実験事業としてやっておるということもまずご理解をいただいたらとこのように思っておるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 再質問の福祉バスの件でございますが、1点確認をさせていただきたいと思いますが、今民間バスということをお願いしましたが、これは今ご案内のように、宇和島自動車との話し合いによりまして、競合区間といいますが、運行路につきましては、乗りおりの制約ということをお約束をされております。今坂本議員さんのほうからスーパーの駐車場という新たなご提案もあったところでございますが、これは先ほど申しましたように、地域公共交通総合連携計画の中で、スーパーへの乗り入れも含めて十分検討をさせていただきたいとこのように思うところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 次に、3番兵頭学君。

兵頭君。

○3番兵頭学君 ただいま議長からの発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、12月1日愛媛県知事に中村時広氏が就任されました。新聞のインタビューの中で、市町との上下関係はなく、市町との一体感を重視するとの発言があり、また前知事加戸守行氏の後継者ということでもあり、前知事同様、疲弊した南予に引き続き手厚い支援をお願いするものであります。

さて、西予市においても、広報せいよ12月号において、西予市マニフェスト評価を公表しており、これは三好幹二2008マニフェストの中間発表と解釈し、目を通させていただきました。その評価の中には、行政から見た評価と市民から見た評価に分けてあり、施策によっては、行政の評価が高く、市民の評価が低いものもあれば、逆の評価のものもありました。これは行政組織による内部評価委員会が評価したものであり、それぞれ専門職の評価と考えます。

一方、市民の評価は、目に見えることによる判断が多く、なかなか目に見えてこない政策などは、判断がしづらいのではと考えられます。このように行政と市民の評価が分かれていることを踏まえて2点の質問をさせていただきます。

1点目は、愛媛国体についてです。

2017年愛媛県で国体が単独開催されます。西予市では宇和町で一般女子ソフト、野村町で相撲が決定し、施設面での利用計画では、ソフトは宇和球場を改修し、相撲は乙亥会館を使用し、また宿泊関係では民泊を活用する計画と伺っており、それぞれの開催に向けて準備が進んでいます。ハード面は準備が間に合うとして、国体選手を西予市からより多く輩出するためのジュニア育成は、7年後高校生に該当する小学3年から5年生が該当しますが、このジュニア育成をどのように取り組もうとしているのか、またどのように取り組んでいるのか、伺います。

関連して、全国大会に出場する選手に対しての市からの補助が、1人当たり1万5,000円または市庁舎に掲げられる懸垂幕のどちらを選ぶようになっているが、ジュニアの場合、保護者も付き添っていくことがほとんどであり、旅費、宿泊費だけでも相当な負担になっております。市長が掲げるスポーツ立市構想の観点からも保護者の負担軽減ができないか、伺います。

2点目に、自主防災組織について。

近い将来予想される東南海・南海地震や局地的集中豪雨などの対策として、各地で自主防災組織が立ち上がり、西予市でも組織率96%となっておりますが、組織によっては活動がまちまちであり、2月末に起きたチリ大地震による津波では、避難勧告が出された南予5市町の避難率が2.5%と低く、原因として、住民の危機意識に問題があったと思います。このことから組織はあるが活動が低調なところが多く、行政も可能な限り指導をするべきだと思います。そして、1年に1度西予市全体で自主防災訓練を実施して、防災意識を高める必要があると思いますが、そのような計画があるのか、理事者の考えを伺い、質問いたします。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 兵頭議員の一般質問のうち、第72回愛媛国民体育大会についてお答えをいたします。

西予市で開催の国体競技種目として、相撲全種目、成年女子ソフトボールの2種目が内定しておりますことは、ご案内のとおりでございます。

1 点目のご質問の愛媛国体に向けて国体選手を西予市からより多く輩出するためのジュニアの育成についてお答えをいたします。

国体にかかわらずレベルの高い競技者、指導者、地元選手が全国大会を初め各種大会で活躍されることは、市民に夢と勇気と希望を与えてくれるものであり、その育成は重要であると考えております。市教育委員会におきましては、ジュニアスポーツ育成支援対策といたしまして、今年度は瀬戸内少年相撲大会の開催、愛媛ＦＣのマッチシティー時にエスコートキッズとボールボーイとしての参加体験、愛媛マンダリンパイレーツの公式試合終了後の野球教室の開催、大学ソフトボール部による技術指導、その他各種スポーツ大会の開催など、学校体育会、体育協会、愛媛ＦＣ、愛媛マンダリンパイレーツ、競技団体、大学等と連携し、ジュニア期のスポーツに対する関心を高める取り組みや競技力の向上を目指した取り組みを行ってまいりました。市教育委員会といたしましては、今後文化体育振興課内に国民体育大会準備室を設置し、２９年の愛媛国体開催に向けまして、より一層各種スポーツの大会の誘致やトップアスリートの学校への派遣、スポーツ教室の開催、各種大会への開催など、県教育委員会、学校体育会、体育協会、競技団体等のスポーツ関係団体と連携を密にして、総合的な取り組みを通して、競技力の向上とジュニアスポーツの育成を支援してまいりたいと考えております。

次に、２点目の全国大会出場選手に同行する保護者の旅費、宿泊費の負担軽減についてであります。現在の補助制度は、体育功労者に対する功績をたたえ、より一層の飛躍を期待することを目的として補助金または懸垂幕を支給しているところでございます。本市の補助対象基準は、近隣の市と比較しましても、補助対象者を広く適用している状況であることから、今年度は年度途中であります。補助金及び懸垂幕を合わせて４５件４７名の申請があり、そのうち小・中学生が１６名、高校生が１３名となっております。このことは当初の予想を上回り、喜ばしい状況となっております。市教育委員会といたしましては、限られた予算の中でスポーツ振興計画に掲げておりますジュニアスポーツの充実と体力の向上に向けた支援策を講じていくため、さきに申しあげました多くの事業や取り組みを優先して支援していきたい

と考えております。このことから、議員ご指摘の全国大会に出場するジュニアの保護者の旅費、宿泊費の補助につきましては、難しいと考えております。そのような中であって、市教育委員会といたしましては、より多くのジュニアがスポーツに対する興味や意欲を高めることができ、競技人口の増加や競技力の向上につながる取り組みを推進するとともに、地域の特色に応じたスポーツの振興策を図っていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 それでは、自主防災組織についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという自覚と連帯感に基づいて結成されたものでございまして、災害発生時に備えて平常時から自主的な防災活動を行う組織でございます。平成１９年４月には、市内の組織数は１１で、組織率は２０．６％でございましたが、各地区で説明会を開催し、結成を推進した結果、現在では組織数で６３、組織率で９６．６％となり、全地区での結成も間近になりました。

今年２月にチリ地震による津波が発生したとき、西予市にも津波警報が発令したことに伴い、明浜町と三瓶町の１万１，９１８人に避難勧告を発令して、防災行政無線や消防車両等で避難を呼びかけましたが、指定した避難場所に避難したのは４．２％の５０５人でございました。低い避難率ではありましたが、避難者を町別に見てみますと、自主防災組織単位で継続的に地震・津波避難訓練を実施しております明浜町が１２％の４７６人であったのに対して、自主防災組織を結成後、まだ一部でしか防災訓練を実施していない三瓶町は０．３％の２６人でございました。両町の避難率の差は、防災訓練を継続的に実施しているか否かが大きく関係していることは、明らかでございまして、改めて防災訓練を実施することの必要性を感じた次第でございます。

西予市全体の自主防災訓練の実施計画はあるのかというご質問でございますが、ご指摘のとおり、市内の自主防災組織が同時に防災訓

練を実施する方法もありますが、訓練機材等の準備や指導を受けることなどを考慮いたしますと、県内の多くの市町村が行っているように、公民館もしくは小学校校区程度の組織単位で、地区行事や学校行事などにあわせて行うほうが住民の方も参加しやすく、また参加者も多く、充実した訓練ができるのではないかと考えております。

自主防災組織の防災訓練を含む活動につきましては、市役所及び総合支所総務課の防災担当、公民館、消防署に対して相談、資料、情報の提供依頼や指導要請がありますが、今後も引き続き連携を図って支援してまいります。

地震等の災害が行ったら何がどうなるのか、どのような被害を受けるのか、何をどうすればよいのか、防災訓練の企画立案を行うことも大事な活動の一つでございます。まずは自分たちで防災訓練を実施していただきたいと考えておるところでございます。活動資金に対する市の補助金制度もご活用いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 3番兵頭学君。

○3番兵頭学君 それでは、再質問に入らせていただきます。

先ほどジュニア育成では、保護者の宿泊費等は当面できないということでしたが、例えば国体まであと6年になりますけど、特別措置としてそういう予算が組めないのかというのが1点と、今ほど総合防災の関係で、公民館、小学校区でやればという提案でございましたが、その中でもひとつここ最近新聞にもにぎわせておりますが、ツイッターという災害時に有効だということが今騒がれております。これは全国ある程度の市町村もその導入を検討をされておると聞いておりますが、西予市でもこういう地域性、特に西予市は500平方キロと大変広い地域でございます。災害当時は役に立たないらしいんですが、ある程度復旧した段階では、そのツイッターで情報交換ができるということですので、そこら辺検討されているのかどうか、また伺いたいと思います。

○議長 兵頭教育部長。

○兵頭教育部長 再質問にお答えします。

ジュニアの場合、全国大会出場に限らず多くの大会に保護者が同行されておりますことは十分理解しておりまして、その経済負担を推察するところでございます。ジュニアの全国大会出場に伴い、同行される保護者の経済負担につきましては、さまざまな競技大会においてさまざまなケースがあります。また、限られた予算で現在いろんな支援を行っているところでございますが、そういった状況の中で保護者の皆さんに負担をお願いせざるを得ないのが現状でございますが、今後愛媛国体に向けた総合的なジュニアの育成支援対策の中で、保護者の負担軽減につながる方策についても今後検討をさせていただきたいと考えております。よろしくご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 防災上のツイッターの利用についてのご質問にお答えしたいと思います。

本年5月に消防庁、それから7月に自治体で初めて気仙沼市がツイッターの導入を決定して運用しているようでございます。災害時の双方向の情報発信機能として、大変小回りのきくシステムだと考えております。消防庁を例にとってみますと、震度5以上の地震を想定した設定のようでございます。そうたびたびはない事例でございますので、平常時は報道資料を配信しているようでございます。それから、気仙沼についても、当然大災害のためのシステムでございますから、平穏なときにはイベント情報、それから気象情報等を配信しておるようでございます。ツイッターはインターネット上で140文字以内という短文方式の投稿サイト、簡易投稿サイトでございますので、ここ一、二年よく話を聞く名前でございますが、消防庁の例をとりますと、利用者をフォロアーというらしいですが、全国で2万2,000人でございます。西予市の人口に置きかえますと7人ということになります。情報で名前が先行しておりますけど、まだまだ利用者が少ないというのが現実かと思います。ただ大災害が起きた場合、担当一人で簡単な情報を発信できるという利点がございます。こういうものでございますので、今後の自治体の取り組み情報を見ながら対応できるかど

うかの検討は進めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長 3番兵頭学君。

○3番兵頭学君 それでは、最後に、今ほど教育部長のほうの返答をいただいたわけですが、私質問の中に、総合スポーツ立市構想の中の市長のという発言をいたしました。実は一般市民から見ますと、市長が掲げておる総合スポーツ立市構想、これは市長は総合型スポーツを考えられて発表されておりますけど、一般市民から見ますと、この総合型スポーツではなしに、スポーツのあらゆる面に支援をするというふうな解釈の市民が多いと思います。その辺のずれと申しますか、その辺を市長どのようにお考えか、所信を伺いたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、兵頭議員の再々質問についてお答えをさせていただきますが、スポーツ立市構想自身は、スポーツに親しんでもらおうという一つの意味を含めてスポーツ立市構想を私も唱えておるところでございます。固定的にというとらえ方で言ってるわけではありません。日常的にやはりスポーツを身近なものにしていきたいという考え方でありまして、その中の一つの項目で、総合型のスポーツクラブが日常的にやっていたかような流れの中にありやすいのかなということでは言っておるところではございます。

しかし、あらゆる面でスポーツをそういうように親しんでいただく状態をつくることによって、また、例えば今回の国体にしても、国体の誘致を何とか2種目獲得することができたのもそういうことを含めて唱えておったところによってなったのかなと思っておるところでありまして、やはり子供からお年寄りまでスポーツに親しむまちづくりをやっていくということが大きな目標でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 次に、14番藤井朝廣君。
藤井君。

○14番藤井朝廣君 平成22年最後の一般質問となりました。二宮議員のようにいい返答を引き出して帰りたいと思いますが、私は新庁舎内の市民ロビー及び外構の役割について伺いをいたしたいと思います。

西予市新庁舎におきましては、皆様ご案内のように、現在建設工事が進んでおり、宇和保健センターの改修工事や外構工事もあわせ、来年平成23年10月末にすべての本事業が完了すると聞いております。これらの工事のうち、新庁舎内の市民ロビー及び外構の活用方法について質問をいたします。

このたび建設される新庁舎は、昨今の厳しい市の財政状況を踏まえた設計となっております。市民に長く親しまれ、便利で快適な庁舎空間であること、市民が利用しやすい課のレイアウト、訪れる人だれにでも優しいユニバーサルデザインの導入、また西予市産材をふんだんに利用したぬくもりのある内装等、工夫を凝らされていると聞き及んでおります。

また、新庁舎は官庁としての役割を担うだけではなく、5町合併の象徴的な建物として、西予市だけではなく、広く地域のコミュニティーの核であることも望まれます。

また、このたびの新庁舎1階入り口付近には、市民ロビーが設置されると聞いておりますが、他の市では、市民ロビーに来庁される方々が、ゆっくりとくつろげるよういすなどを設置し、その市の特産品の展示、市民向けの情報公開コーナーの設置、またその市にゆかりのある画家や書家、彫刻家の作品などを展示している事例も多く見受けられます。

以上を踏まえ、そこでお伺いいたしますが、周辺地域の文化・情報の発信拠点としての役割をも持つ我が西予市新庁舎では、その市民ロビーのスペースの利活用の方法の計画は定まっておりますでしょうか、お尋ねをいたします。

また、外構工事につきましては、他の市でもモニュメント等を設置するなど事例も多くあり、庁舎の意匠面だけではなく、周辺環境整備を考慮し、かつ地域周辺の象徴的な建物であるように思われます。よって、西予市新庁舎も構築物としてだけではなく、訪れる方々の心を和ませる総合的な環境整備を目指した構想のご計画はありでしょうか、お尋ねをいたします。

庁舎本体工事以外の経費の歳出に関しましては、さまざまな観点から賛否両論の意見があるかと思いますが、市役所は市の象徴であり、また市民の憩いの場でもあります。このような庁舎のあり方を念頭に置いた上で、市としての構想はありでしょうか。市民ロビーの活用方法や外構に対して検討すべきでないかと思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

これで質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、藤井議員よりご質問のありました、まず新庁舎内の市民ロビー及び外構の役割について答弁をさせていただきます。

新庁舎内の市民ロビーにつきましては、市民の方の来庁が多い1階に、広さ約126平米の吹き抜けのある空間を確保し、訪れた市民の方々がゆっくりと過ごせるよう、市産材を利用したテーブルといすを配置し、市役所への用務目的だけでなく、市民の皆さんが気軽に立ち寄ってくつろいでいただけるようなスペースとなっております。

さて、ご質問のありました周辺地域の文化・情報の発信拠点としての役割を担う新庁舎における市民ロビーのあり方につきましては、現在の建設仕様として、ロビーの壁面に絵画等を展示できるピクチャーレールを備えておりますので、可能であれば、西予市のゆかりのある作家の方の絵画等を展示することができるのではないかと考えております。

また、これらの作品は、今後整備が予定されておる新病院や市が所有する美術館や公共施設等への展示も考えられ、新庁舎のみならず、広く市民の皆さんの目に触れる機会もあるのではないかと思います。それ以外にも文化の里を象徴するような埋蔵文化財の展示や市の観光をPRするコーナーの設置も考えられ、これについては、今後の運用の中で検討していきたいと考えています。

なお、当ロビーにつきましては、選挙期間中は期日前投票所が設置される予定となっております。

次に、外構の総合的な環境整備計画についてありますが、ご質問にありますように、他市においても外構の緑地の中にモニュメント等の設置を行い、市民の憩いのスペースとなっている例がご

ざいます。西予市においても、建物の名称板を初めモニュメント等の設置についても前向きに検討して、できるだけ地元在住の彫刻家の方の作品を主に設置できるような方向で準備を進めていきたいと考えております。

また、市民スペースや外構に展示する絵画やモニュメントについては、市だけでなく、広く市民の皆様のご意見を取り入れながら検討していきたいと考えています。

なお、ご指摘のありましたとおり、西予市の厳しい財政状況を考慮しますと、このような美術品に当たる物品の購入、確保方法については、熟考すべきであると思われます。考えられる方法につきましては、まず第1番目には、一般財源で購入するか、2番目は、市民や作家の方々からの寄附、寄贈、3番目には、展示スペースの提示をする、このような3つの方法が考えられると思います。例えば、2番目の寄贈、寄附につきましては、昨年オープンいたしました市立宇和島病院では、郷土ゆかりの作家の方から作品の寄贈を受けたそうでありますし、旧城川庁舎新築の折には、庁舎を訪れるすべての人のために、各部屋に1枚本物の絵を飾り、本物の美術への鑑賞眼を高めようというコンセプトのもとで、町内各種団体からの寄附を募ったところ、多くの賛同をいただいたと聞き及んでおります。このように今後西予市においても、市民有志の実行委員会による寄附、寄贈が期待できるのではないかと考えております。

また、第3番目の展示については、市民ロビーや外構に絵画やモニュメントの設置するスペースを市が提供し、作家の方が一定期間作品を展示できるギャラリー的なスペースを提示するものでございます。この方法をとりますと、周期的に展示する作品が入れかわるため、訪れる市民の方々の目を楽しませることができるのではないかと考えております。このようにご質問もありました市民ロビーや外構の活用方法及び絵画やモニュメント等の設置につきましては、市としましても今後前向きに考えさせていただくとともに、このための財源確保方法についても今後引き続き検討させていただくもので、市民の皆様方のご理解とご協力を願いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 14番藤井君。

○14番藤井朝廣君 そういう計画があるということ、少し安心をいたしました。

予算に関しましては、我々が話すことではないかもしれませんが、やはりある程度寄附を募ってでもあと足りないもの、それは一般会計でも組んでいただいて、私個人的にはやるべきだと思っております。というのは、早くしないと、来年5月にオープンするとすれば、我々の書くような字では書ありませんので、恐らく半年ぐらいかかるんでないかと思うんです。私の書もあれもモニュメントもお伺いしますと、まず6カ月かかると。大きさにもよりましょうし、号にもよりましょうしということなので、早くして、できればとし、今議会中にある程度の方角を示していただきたい。年明けてから検討します、検討しますと言いましたら、またこちらを忘れますし、検討もしなかったらいけませんので、とにかく今議会中に最終日でいいですから、ひとつやったと言えるような返答をいただきたいと思います。

それともう一点、藤中部長にお伺いしますが、できれば産建委員会の方は庁舎のほうへ視察をされたいと思いますが、されておりますか。

できましたら、完成してからではなく、我々もあとの議員もそうですが、希望者といいますか、今回たまたまあと半年ぐらいで、中間越したぐらいじゃないかと思いますが、進捗の工程を見ておりません。地域の方からどのぐらいできとんと、もうサッシ入れたのかなというようなことを再々聞かれますが、ごらんのように防音シートを張っとりますので、見たものは産建委員会のほかはいないと思いますので、できましたら、今回の議会中に30分か40分でいいですので、進捗状況、現場の中を見せていただくように交渉していただきたいと思います。お願いいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 先ほど藤井議員からいわれました議員の新庁舎建設現場の研修につきまして、12月6日に今度産業建設常任委員会がございます。その折に委員会では実施することとしておりますが、議員ご指摘のとおり、全議員を対象にした現場研修は計画しておりませんでした。今

考えてみるところによると、配慮が足りないなということで大変反省をしておりますのでございます。早急に議会事務局と日程を協議させていただきまして、現場研修の運びとさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、藤井議員の再質問でございますが、この議会中に何らかの絵画、モニュメント等々のあり方についていいですか、新庁舎に対するあり方について考えを示してくれということでございますが、確かに期間もそれだけの時間的なものもあると思いますので、今会期中に私どもの考えを出して、議員各位とご相談をさせていただいたらなとこのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩を行います。（休憩 午後2時19分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後2時30分）

ただいまから日程順に質疑を行います。質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

（日程3）

○議長 まず、日程第3、議案第110号「西予市支所及び出張所設置条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 それでは、質問いたします。

これは施行開始が来年の4月1日でございますけれども、市民にやはり周知徹底して、機能について周知徹底していただくようにまずお願いいたします。といいますのは、総合支所から支所にかかわる関係で、各支所が今度出張所にかわります。そして支所だと思ってるのが出張所にかわったと。そしてそれが同じ権限で同じような業務がなされてるんだったら何ら問題は市民には違和感がないんでしょうけれども、条例によりますと、多少変わっておりますので、その点を説明してい

ただいたらと、かように思います。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 まず、支所と出張所の機能についてですが、地方自治法では、支所、出張所の特に規定はございません。ただ判例実例がございまして、支所については、本当の事務所、事務所の総合的な仕事を一括して行う、地域限定という扱い方、出張所については、その一部事務、窓口事務という観念的に通例では使われておるということでございます。業務につきましては、名前が総合支所が支所に、支所が出張所に変更になる、名前がかわりますが、現在の業務についての変更はございません。ですから、俵津の場合でも、現在の支所が出張所という名前にはかわりますが、現行の業務は継続されるということになるかと思えます。

それから、業務の組織機構の内容につきましては、こういうふうに変更になりますという、もう既にきょう等でご相談しておりますが、広報用の原稿もできておりますので、十分期間を持って住民の皆様方に周知させていただきたいと思えます。

以上でございます。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第111号「西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第112号「西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井君。

○17番酒井君 この木質ペレットにつきましては、市長のおっしゃられる構想でありますバイオマス構想の一環であろうとこういうように解釈しております。私前回——今は現在厚生常任委員会でございますけれども、前回産業建設委員

会で審議をいたしましたときに、これの試算表及び決算表、そして材料の販売、そして仕入れ、そういうものを見させていただきましたが、今後あのとおりのようになされるのであれば、これは指定管理者を設置するようにいたしておりますが、私、今まで指定管理者を見てますと、非常に指定管理者を指定いたしますと、そこに丸投げというような、言葉は悪いですけども、そんな感じがいたしております。基本的にペレット製造につきましては、バイオマス構想の中で、本定例会におきましても、林業振興費の中でバイオマスペレット生産利用促進事業として7,539万8,000円、これが上がっております。これも附帯事業で、今後こういう形の、先般の産業建設委員会には、デイサービスセンターだけではなくに、いろんなところにペレットを今後供給していくという計画が出されております。これにつきまして、指定管理者でいいのか。そして、これは厳選して本気でやればいいのか、このあたりをお尋ねいたします。

なお、市民の中から、このバイオマス構想の中でペレットをやることにおいて、ほかの附帯のいろんな事業が入ってくる。そしてまた、これが環境につきましても、エネルギーにいたしましても、日進月歩技術の中で、これがいいのかどうかということをよく尋ねられます。これについては、やはり西予市の産材を利用してやるということだからいいんじゃないかということで可決をいたしました。ただし、指定管理者につきましては、前産建委員会の中でも、指定管理者の選定については、非常に厳しい形の意見を私は述べた記憶がございます。これにつきましては、独立採算制で意識を持ってやれる指定管理者を求めるということでございましたけれども、この件につきましてもご意見を賜りたいと思えます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの酒井議員のご意見でございますが、今回この木質ペレット製造施設を指定管理者で提案させていただいた理由といたしまして、公の施設を管理する場合には、直営と委託があるのは当然議員さんご存じだと思いますが、今回木質ペレットをやる上において、販売が伴います。営利が絡みますので、行政が事業体

としてなることは望ましくないというようなこと
もありまして、今回委託ということで指定管理
者で行うという提案をさせていただいたわけでござ
います。直営に比べて民間の場合に委託する場合
は、やっぱり専門家であります、熟知もされてお
りまして、やっぱり効率的でかつ弾力的な運営が
可能になるのではないかなという判断をしており
ます。先ほど酒井議員さん言われたとおり、各施
設を指定管理者でやられとる施設についてご指摘
をいただきました、前回。その中で、やっぱり指
定管理者でやる場合になっても、やっぱり市の施
設でやるわけですから、市としても責任はござい
ます。したがって、当然収支の面、それから管理
面につきましても、今後チェックを十分していかな
ければならないと考えております。そういう意味
合いで、今回ご理解をいただければありがたい
と思っております。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 指定管理者でございます
が、指定管理者の場合は、議会は指定管理者をし
ますと、議会に上がってくるのは報告だけという
ことに今後なるわけです。そのところをペレッ
ト工場を建てる時にどのようにして議会とか、
そういう細心の注意を払って、採算がとれるよう
な方向で、そしてバイオマス構想の一環としてや
れるかという質問をいたしておりますが、この状
態で指定管理者にするというのは、もう少し議会
も関与しながらしないと、市民のほうから私ども
に話があることについて、指定管理者にしたら、
もう実際のところはもう関与できないと。次にお
きます補正予算なんかに上がってきております生
産利用促進事業とか、そういう予算についてだけ
しかないということでございますので、指定管理
者の選択につきましては、本当に我が事のように
やれるような指定管理者を選んでほしいと思いま
す。

以上。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、この場からさせていただ
きますが、指定管理者の選定について議会が関与
するっていうのは、ちょっと難しい、制度上、難

しいと思います。これは容赦願いたいと思うわけ
であります、ただ指定管理者は年限的に、一般
的に3年ということになりますので、それがうまく
いかないいちゅうことになると、常に監視の目
が議会からも恐らく出てくると思います。その中
で次のときはだめだということにもなろうと思
いますが、その前段には、やはり行政としてもしっ
かりした対応として指定管理者をしていくとい
うのが一番私どもに求められているものだとい
うように理解をしておるところであります。

以上、答弁といたします。

○議長 17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 前回の産建委員会の中
にでも、実際の試算表を出したときには、最初
は赤字が出ないような試算表が出ておりました。
次までに計画が組んでこのように利用促進事
業が始まってきて、そしてある程度の赤字が
解消できるというような試算表が出てまいり
ました。今後これから何年度かはこれを進め
ていくにして、指定管理者をして来年の4月
からやるといたしましたら、来年度の赤字が
出る分については、最後でございます、お聞
きしますけれども、市のほうから委託料か
補助金かそういう方法で出される考えがあ
って当初予算に上げられるつもりかどうかを、
それだけお聞きして終わりにします。

○議長 三好市長。

○三好市長 当然ながら、私どもの西予市
の場合は、バイオマスタウン構想自身が、私
どもが今から西予市にとっては進めるべき
構想だと私は思っておりますわけでござい
まして、その段階で当初の年度から木質製
造が軌道に乗るというのは、当然考えられ
ないわけでありまして、だから側面的な支
援はある程度まで、議会の方々にもご了
承を受けてする必要がこれはあるんだと思
います。そのお金は、最終的には、市民の
皆さんに届くわけありますから、そうい
う観点で物事を考える。市の中のいわゆる
70%ある山をどう守っていくか、環境を
どう守っていくか、そして市の中の経済を
どう回していくかということになっていく
わけありますから、目の前だけの予算とい
う判断ではなしに、大きな目と大きな感
覚の中で一緒にご判

断をいただきたい、このように思っておるところであります。

以上です。

(日程 6)

○議長 次に、日程第 6、議案第 113 号「西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第 119 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの 7 件を一括議題といたします。

これより本案 7 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程 7)

○議長 次に、日程第 7、議案第 120 号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」から議案第 123 号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」までの 4 件を一括議題といたします。

これより本案 4 件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程 8)

○議長 次に、日程第 8、議案第 124 号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番二宮君。

○2 番二宮一朗君 1 点だけ。

先ほどの一般質問の中にもちょっとあったんですけれども、防災行政通信システムの件で、今回の中でいただいた資料の 9 ページですか、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進というところの (10) 過疎地域自立促進事業として防災情報通信システム整備事業 (三瓶) のところで、平成 23 年度 3,500 万円という予算が出ておりますけれども、先ほどの答弁の中に、野村のデジタル化という話が、平成 24 年ですか、あったと思うんですけれども、その事業については別の事業でやられるということで理解をしとってよろしいんでしょうか。1 点だけです。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ご指摘のとおりでございます。三瓶の 3,500 万円といいますのは、ソフト事業で実施しようと。防災行政無線ラジオ 1 個当たり 9,000 円から 1 万円を想定いたしておりますが、ラジオを導入しようという計画でございます。野村の計画につきましては、改めて大きな計画の中で取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

(日程 9)

○議長 次に、日程第 9、議案第 125 号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程 10)

○議長 次に、日程第 10、議案第 126 号「平成 22 年度西予市一般会計補正予算 (第 4 号) 」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

22 番大竹君。

○22 番大竹忠盛君 1 点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

児童措置費の関連で、子ども手当支給事業 1,200 万円余り予定をされておるわけですが、西予市で子ども手当の対象者が何人になっておるのか、おわかりをいただければお教をいただきたいと思えます。

関連をいたしまして、西予市の子ども手当の予算総額がどのようになるのか、このことについてもお尋ねをいたしたいと思えます。特に、また来年度からはこの給付内容も変わるというようなことを伺っておりますので、市の一般会計予算、こちらについても心配をいたしておるところでございますが、具体的には質問をいたしました 2 点についてお答えを願いたいと思えます。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 ただいまの大竹議員さんのほうのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、対象者でございますけれども、当初は3,857人、延べで3万8,570人を予定をいたしておりましたけれども、今回出生児童並びに単身赴任者と申しますと、実は単身赴任者、主たる生計維持をされておる方の単身赴任者、例えば西予市に単身で来られた方が、子供さんが松山市におられる場合は、西予市が負担をするというような要綱になっておりますから、出生児童、その単身赴任者の人数がほぼ確定をいたしました。その人数は3,950人ということで、93名の増ということになりましたので、今回1,203万8,000円の増額の補正をお願いをしております。

市の持ち出しということになりますと、大変これは複雑な要綱ということになっておりまして、3歳未満の厚生年金、そして国民年金の方々につきまして、それぞれ厚生年金の方につきましては、市と県が13分の1、それと国民年金の方は市と県が39分の10というような形でそれぞれの年齢層によって負担の割合が変わってきております。これは児童手当を踏襲をしておるものでございますけれども、中学生につきましては、今回子ども手当ということで10分の10の国の負担でございます。それを平均をしてみますと、市、県、約11.04%の負担になるところでございます。そして国が77.92%の負担でございます。それで、今回1,203万8,000円の補正を含めまして5億1,344万8,000円の予算になるかというふうに思っております。そのうち11.04%の市の負担割合でございますので、5,670万円程度の市の予算になるかと思っております。1人当たりの持ち出しということになりますと、1万4,354円程度になるかと思えます。

それで、余談ではございますけれども、昨日そして今日の新聞等で、3歳未満の上乗せということで7,000円の上乗せ、合わせて2万円というような話も協議をされておるようでございます。それで地方にも応分の負担を求めてくるのではなからうかというふうに思っております。現在でも3歳未満で約1,100万円強の地元市の負担がございます。また、今回の上乗せにつきましては、全額国庫負担で、私個人的にはやっていた

だきたいというふうに望むものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 8番宇都宮君。

○8番宇都宮明宏君 ページ数28になるんですけど、ここでバイオマスペレット生産利活用促進事業7,500万円強、これは2カ所のボイラーをペレット対応型に変更するということでございますけど、今後この2カ所以外で、またボイラーを変更する計画があるのかどうか。

それと、財源内訳でございますけど、これは大丈夫だろうと推測はするんですけど、県が半分くらい出していただいております。これももしここ以外のところを計画されるのであれば、こういう財源といいますか、県のほうで半分負担いただくような形になるのかどうか、2点お伺いいたします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ただいまの宇都宮議員のご質問でございますけれども、施設については、今のところ検討しておりません。ただバイオマスペレットを利活用することによります農業用のハウス等につきましては、今後検討していくということにしております。

○議長 7番松山君。

○7番松山清君 23ページの民生費の生活保護費ですが、2の扶助費で6,100万円の補正が組まれておりますけども、この段階でこれだけの大きな差異が出た理由というのは、入院等がふえたというご説明でありましたが、もう少し具体的にどれくらいふえたのかとか、こうこうでこれだけ補正しなくちゃいけない理由はもっとほかにあるんじゃないかというふうに思うわけですけども、その点についてお伺いしたい。

もう一点は、ただいまの宇都宮議員の質問と同じなんですけども、バイオマスペレット利活用事業ですが、この概要をもう少し具体的に聞きたいと思います。これは、クアテルメというご説明だったと思いますが、どういう基準でここが選ばれたのか、なぜここをやるのか、こういった規模の

ものをやるのかという——違った、ちょっとそこについてもうちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

○議長 上甲生活福祉部長。

○上甲生活福祉部長 今松山議員のご質問の6,100万円でしたか、扶助費の補正でございますが、この内訳ということでございます。先ほど言われましたように、最近入院医療やがん手術等による診療報酬内容がかなり高度化し、被保護者の増大による必然的な扶助費の増額が理由と考えられます。それで、21年4月には対象者が304人でしたが、22年10月には320人というふうな人数がふえたということとあわせて、実は21年度の医療の扶助費を22年度に繰り延べた金額が2,000万円そのうちにございます。あわせて6,100万円ということで今回補正を組まさせていただきました。

以上でございます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 松山議員のご質問でございますけれども、今回入れる施設は游の里の温浴施設でございます。中には健康センターとそれからデイサービスセンターがございます。ほんで健康センターのほうは、現在重油の700キロワットの熱量を要しております。デイサービスにつきましては、180キロワットの熱量をしております。これに見合う木質ペレットの用量でございますけれども、健康センターにおきましては、50万キロカロリーの木質ペレットの施設が必要になってきます。デイサービスにつきましては、20万キロカロリーの木質ペレットの施設が必要になっております。これは1キロワットにつきまして860キロカロリーだと思っております。内容的には、そのボイラーの改修でございます。これは老朽化によりまして、一番老朽化しておる、耐用年数が来ておる施設ということでございます。補助は2分の1でございます。

(日程11)

議長 次に、日程第11、議案第127号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第2号)」から議案第136号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)」までの10件を一括議題といたします。

これより本案10件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程12)

○議長 次に、日程第12、議案第137号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番酒井君。

○17番酒井宇之吉君 先ほどの質問と似たり寄ったりなんですが、指定管理者制度を設けるときに、これは理事者の判断でございますので、我々が議決案件でございますので言うことはございませんけれども、今イノシシとシカのほうに2種類になっとなりますけれども、猟友会さんやそういうことのいろんな話を聞いてみますと、なかなか採算が合うようにできないんじゃないかという形の心配が私のところに耳にいたします。その時点で指定管理者にしたときに、また同じような形で補助金、委託金で出していくという形の中には、最初のうちは非常に厳しい考え方を指定管理者の責任者は持っておるんですけれども、知らぬ間に、この条例を見ますと、5時から、定時から定時まで、土日は休み、祭日も休み、そういう形の自己経営の、自分の商店の経営的な感覚が薄れていくと、そういう心配をいつも横目でさせていただいております。その点につきまして、今後気をつけていただいて指定管理者のほうを厳選していただきますようお願い申し上げます。

お聞きしますけれども、補助金とそれについては、また予定どおり出されるということかどうかだけをお聞きします。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 今回の指定管理者につきましては、公募で行いたいと思っておりますし、指定管理

者の生産につきましては、十分経営状況、ほれから今後の計画、ほれから実施、そういうものをすべてかんがみてやりたいと思っております。先ほど市長のほうからもペレットのときに申しましたとおり、最初のときは赤字もあるかもわかりませんが、2年目になれば、その原材料が製品となって販売できます。徐々にそういうことが出てくると思いますから、支援のほうもだんだん少なくなってくるのではないかと考えております。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案28件については、お手元に配付しております各常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

(日程13)

○議長 次に、日程第13、陳情第17号「食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書」から陳情第24号「西予市立三瓶小学校仮校舎建設について」までの8件を一括議題といたします。

この陳情については、お手元に配付いたしておりますとおり、陳情文書表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

(日程14)

○議長 次に、日程第14、要請第2号「2010年 社会保障の拡充・改善を求める要請書」及び要請第3号「TPP交渉参加反対に関する要請書」の2件を一括議題といたします。

この要請については、お手元に配付いたしております要請文書表のとおり各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会においては、各議案及び陳情並びに要請について、十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会の審査の経過と結果について各常任委員長長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

12月17日は午後2時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時01分

平成22年第4回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成22年12月17日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成22年12月17日
 午後2時00分
 1.閉 会 平成22年12月17日
 午後3時03分

1.出席議員

1番 兵 頭 竜
 2番 二 宮 一 朗
 3番 兵 頭 学
 4番 明 智 祥 勝
 5番 井 上 勲
 6番 小 野 正 昭
 7番 松 山 清
 8番 宇都宮 明 宏
 9番 松 島 義 幸
 10番 元 親 孝 志
 11番 嶋 川 武 文
 12番 沖 野 健 三
 13番 森 川 一 義
 14番 藤 井 朝 廣
 15番 浅 野 忠 昭
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 昭 義
 20番 梅 川 光 俊
 21番 菊 地 ミスギ
 22番 大 竹 忠 盛
 23番 二 宮 元
 24番 坂 本 隆 重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 九 鬼 則 夫
 会 計 管 理 者 上 甲 悦 子
 総務企画部長 宇都宮 又 重
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 上 甲 憲 章

教 育 部 長 兵 頭 三 樹
 明浜総合支所長 上 田 甚 正
 野村総合支所長 河 野 数 義
 城川総合支所長 山 崎 秀 敏
 三瓶総合支所長 三 好 幸 二
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 河 野 敏 雅
 財 政 課 長 宗 正 弘
 企画調整課長 宇都宮 松 夫
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 岩 本 明 定
 議 事 係 佐 藤 陽一郎

1.議 事 日 程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 陳情第 5号 依津診療所存続について
- 2 議案第 110号 西予市支所及び出張所
設置条例制定について
- 議案第 111号 西予市過疎地域自立促
進特別基金条例制定に
ついて
- 議案第 112号 西予市木質ペレット製
造施設設置条例制定に
ついて
- 議案第 113号 西予市城川地域育英会
設置条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 114号 西予市三瓶地域育英会
設置条例の一部を改正
する条例制定について
- 議案第 115号 西予市公民館条例の一
部を改正する条例制定
について
- 議案第 116号 西予市老人憩の家条例
の一部を改正する条例
制定について
- 議案第 117号 西予市隣保館条例の一
部を改正する条例制定
について

議案第	1 1 8 号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	補正予算（第 3 号）
議案第	1 1 9 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 3 4 号 平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第	1 2 0 号	西予市遊子川財産区議会設置条例制定について	議案第 1 3 5 号 平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第	1 2 1 号	西予市土居財産区議会設置条例制定について	議案第 1 3 6 号 平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）
議案第	1 2 2 号	西予市高川財産区議会設置条例制定について	議案第 1 3 7 号 西予市獣肉処理加工施設条例制定について
議案第	1 2 3 号	西予市魚成財産区議会設置条例制定について	陳情第 1 7 号 食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書
議案第	1 2 4 号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	陳情第 1 8 号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情書（意見書あり）
議案第	1 2 5 号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について	陳情第 1 9 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書（意見書あり）
議案第	1 2 6 号	平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）	陳情第 2 0 号 内需を拡大して安定した雇用の創出を求める陳情書（意見書あり）
議案第	1 2 7 号	平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）	陳情第 2 1 号 最低保障年金制度創設を求める意見書提出の陳情書（意見書あり）
議案第	1 2 8 号	平成 2 2 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	陳情第 2 2 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書（意見書あり）
議案第	1 2 9 号	平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	陳情第 2 3 号 （仮）林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書
議案第	1 3 0 号	平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	陳情第 2 4 号 西予市立三瓶小学校仮校舎建設について
議案第	1 3 1 号	平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	要請第 2 号 2 0 1 0 年 社会保障の拡充・改善を求める要請書
議案第	1 3 2 号	平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	要請第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する要請書
議案第	1 3 3 号	平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計	

3	発議第	1号	西予市新市立病院建設特別委員会の設置及び付託について	議案第	116号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
	発議第	2号	西予市議会改革特別委員会の設置及び付託について	議案第	117号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
	選任第	3号	西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任について	議案第	118号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
	選任第	4号	西予市議会改革特別委員会委員の選任について	議案第	119号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
追加	議案第	138号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第12工区）変更請負契約について	議案第	120号	西予市遊子川財産区議会設置条例制定について
	議案第	139号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第13工区）変更請負契約について	議案第	121号	西予市土居財産区議会設置条例制定について
	意見書案第	22号	環太平洋連携協定（TPP）に関する意見書（案）の提出について	議案第	122号	西予市高川財産区議会設置条例制定について
	議員派遣について			議案第	123号	西予市魚成財産区議会設置条例制定について
				議案第	124号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について
				議案第	125号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について
				議案第	126号	平成22年度西予市一般会計補正予算（第4号）
				議案第	127号	平成22年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）
				議案第	128号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
				議案第	129号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
				議案第	130号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
				議案第	131号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算（第3号）
本日の会議に付した事件						
1	陳情第	5号	依津診療所存続について			
2	議案第	110号	西予市支所及び出張所設置条例制定について			
	議案第	111号	西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について			
	議案第	112号	西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について			
	議案第	113号	西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について			
	議案第	114号	西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について			
	議案第	115号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について			

議案第	132号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	要請第	2号	2010年 社会保障の拡充・改善を求める要請書
議案第	133号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	要請第	3号	T P P 交渉参加反対に関する要請書
議案第	134号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	3 発議第	1号	西予市新市立病院建設特別委員会の設置及び付託について
議案第	135号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第3号)	発議第	2号	西予市議会改革特別委員会の設置及び付託について
議案第	136号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	選任第	3号	西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任について
議案第	137号	西予市獣肉処理加工施設条例制定について	選任第	4号	西予市議会改革特別委員会委員の選任について
陳情第	17号	食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書	追加 議案第	138号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第12工区)変更請負契約について
陳情第	18号	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情書(意見書あり)	議案第	139号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)変更請負契約について
陳情第	19号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書(意見書あり)	意見書案第	22号	環太平洋連携協定(T P P)に関する意見書(案)の提出について
陳情第	20号	内需を拡大して安定した雇用の創出を求める陳情書(意見書あり)	議員派遣について		
陳情第	21号	最低保障年金制度創設を求める意見書提出の陳情書(意見書あり)	開議	午後2時00分	
陳情第	22号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書(意見書あり)	○議長	ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。	
陳情第	23号	(仮)林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書		本日の議事日程は、お手元に配付をしております。	
陳情第	24号	西予市立三瓶小学校仮校舎建設について		(日程1)	
			○議長	日程第1、陳情第5号「依津診療所存続について」を議題といたします。	
				藤井厚生常任委員長の報告を求めます。	
				藤井委員長。	
			○藤井朝廣厚生常任委員長	厚生常任委員会審査報告書。	

9月定例会において継続審査となっておりまして陳情第5号「俵津診療所存続について」、去る12月6日に審査を行いましたので、報告を申し上げます。

先般、当該西予市明浜地区診療所の見直しについて、俵津地区内の各種団体長による意見交換会が開催され、その意見の集約として市当局に対しパブリックコメントが提出されております。

厚生常任委員会といたしましては、本陳情をこれまで慎重審議してまいりましたが、いま一度今回提出されたパブリックコメントを精査し、慎重に審査していく必要があると考え、継続審査と決定いたしました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

平成22年12月17日、厚生常任委員会委員長藤井朝廣。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

陳情第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

（日程2）

○議長 次に、日程第2、議案第110号「西予市支所及び出張所設置条例制定について」から議案第137号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」までの28件と陳情8件及び要請2件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、菊地総務常任委員長の報告を求めます。
菊地君。

○菊地ミスギ総務常任委員長 総務常任委員会審

査報告書。

総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る12月3日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案9件、陳情2件に対し、12月6日に委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、陳情第18号「住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」について慎重に審査いたしました。地方主権改革が推進される中、今の地方自治体が優先して取り組むべきことは経済的自立を目指すことで、地域経済の自立戦略や循環性、安定性を求めていくことが重要と解され、時代にそぐわないと判断されるため、全会一致で不採択に決定いたしました。

また、陳情第24号「西予市立三瓶小学校仮校舎建設について」は、学校再編が進められる中、三瓶小学校の仮校舎を建設しないで蔵貫小学校、二木生小学校を再利用して対処するという内容ですが、両校は8キロメートル離れており、三瓶小学校の児童を蔵貫小学校と二木生小学校に分けることになると、学級編制上さまざまな問題が発生し、学校行事や授業にも支障を来すことになります。また、学校設置届の位置変更（学校教育法上）にも問題があり、実質一つの学校として機能しない結果が危惧されるため、全会一致で不採択と決定いたしました。

議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項の概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第126号「平成22年度西予市一般会計補正予算（第4号）」の情報推進課所管に関連する質疑で、ケーブルテレビ工事の進捗状況を確認したところ、宇和、明浜、野村（惣川地区、大野ヶ原地区を除く）については、幹線工事はすべて終了して順次引き込み工事を行っている状況にあり、三瓶、城川、野村（惣川地区、大野ヶ原）については、平成23年2月28日の工期に向けて工事をしている現状との答弁でした。

また、西予CATVの補助金はどのようになっているのかとの質疑に、西予市から人件費や維持管理費等の支援として年3,500万円を5年間補助する計画であり、ことしがその3年目に当たるとの説明がありました。さらに、補助が終了する3年後、西予CATVの経営が自立できる見通しはあるのかとの質疑に対し、今後の加入率が収

支を大きく左右するので、市街地でどれだけの加入者を確保できるかがかぎとなるとの答弁でした。西予CATV及び市当局が今後一層の加入率向上に努力していただくよう期待しております。

以上、委員長報告といたします。

平成22年12月17日、総務常任委員会委員長菊地ミスギ。

○議長 次に、藤井厚生常任委員長の報告を求めます。

藤井君。

○藤井朝廣厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案12件、陳情3件、要請1件について、12月6日に審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。

陳情第19号「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書」、陳情第21号「最低保障年金制度創設を求める意見書提出の陳情書」、陳情第22号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書」、要請第2号「2010年 社会保障の拡充・改善を求める要請書」、この4件については、いずれも全会一致で不採択といたしました。議案12件は原案のとおり全会一致で可決決定をいたしました。

これより審査過程において、委員より出された主な質疑内容、特徴的な意見について、その概要を抜粋して報告を申し上げます。

初めに、議案第116号「西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」、今後、施設の使用料を徴収する目的外使用の場合について説明を求めたところ、60歳以上が使用する場合以外は目的外使用になるという答弁に対して、憩の家は地域コミュニティの重要な役割を担っており、施設の使用目的やその団体の年齢層等をかんがみ、ケース・バイ・ケースで弾力性を持って対応するとのことと可決決定いたしました。

次に、議案第126号「平成22年度西予市一般会計補正予算（第4号）」について、生活保護扶助事業の説明を求めたところ、高額医療の件数

が例年より極端にふえたため、増額補正を行ったとの答弁でありました。

これに対しまして、原因をしっかりと追求して、今後の対応につなげるようにとの意見がありました。

また、高齢者介護施設のスプリンクラー設置について、市内における設置率の質疑があり、義務化された面積275平方メートル以上の11施設のうち3施設が未設置であるが、来年度中に補正予算で対応するとの答弁でありました。

次に、議案第127号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算（第2号）」について、売り上げが伸びていることを踏まえ、現在の施設稼働率と老朽化している施設の方向性の質疑があり、稼働率は、オート部分は夜間も稼働し、能力的には100%に近く、ロス率を下げるように努力している状況で、施設についてはこのまま維持していくとの答弁に対して、重要な施設なので、施設のことはしっかり検討課題として取り組むようにとの意見がありました。

次に、議案第129号「平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、惣川診療所にISDN回線を設置するとなっていますが、もうすぐ光通信が開通する今となつてなぜこの時期にという質疑があり、現在のカルテ等を野村病院に送れるように対応するため、情報量もISDNで対応ができるので、このシステムで継続していく予定であるとの答弁でした。

また、12月7日に野村老人憩の家の現地視察を行い、地域にとって重要な施設であることを再確認いたしました。今後も机上の議論をする際、その現場に足を運び、肌で感じていくことを積極的にしなければならないと痛感いたしました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

平成22年12月17日、厚生常任委員長藤井朝廣。

○議長 次に、兵頭産業建設常任委員長の報告を求めます。

兵頭君。

○兵頭学産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

去る１２月３日の本会議において、常任委員会に付託されました議案９件、陳情３件、要請１件に対し、１２月６日に委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、９議案をすべて原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

また、陳情第１７号「食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書」と陳情第２０号「内需を拡大して安定した雇用の創出を求める陳情書」の２件は、具体性に欠ける陳情で不採択とし、陳情第２３号「（仮）林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書」は、災害時における避難ルートの確保、林業の活性化などにつながることから採択と決定いたしました。

なお、要請第３号「ＴＰＰ交渉参加反対に関する要請書」については、関税を撤廃し完全な貿易自由化になれば、日本の農業は壊滅の状態になることは明白であることから採択と決定いたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項の概要をご報告申し上げます。

議案第１２６号「平成２２年度西予市一般会計補正予算（第４号）」建設課所管分について、市道石城地区１０１号線改良事業２，３９０万円の減額の説明を求めたところ、この工事はＪＲ石城駅横の踏切を改修するための設計委託費を計上していたが、ＪＲとの折衝を重ねる中で、不確定部分に時間を要し、設計協議が遅延したことにより、契約ができず繰り越しになるため、当初予算へ計上することになり、市道馬地惣財久線改良工事８００万円と市道安尾線改良工事１，５９０万円に予算の配当がえを行い、事業の進捗を図ったとの説明があり、委員から、石城駅の踏切改良は何年来の懸案事項であるため、早急に対応するよう要望がありました。

次に、がけ崩れ対策事業について、年に二、三カ所しか工事ができていない。要望が出ている地区はたくさんあるようだが、その対応はどのようにしているのかとの質問があり、申請があれば現地調査を行い、早急な対応が必要な場合以外は先着順で対応しているとの説明でした。

次に、商工観光課所管分について、中町が重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けたが、現在

のアスファルト舗装の色はふさわしくないのではとの質問に、舗装を実施するに当たり、地区関係者などで協議し決定している色であり、現状を改修することは難しいが、路面改修が必要になった時期が来れば、電線の地中化なども含めて今後の検討課題といたしますとの答弁でした。

関連して、８月から始まった観光達人育成事業で、研修生５名の研修内容の説明を求めたところ、週１回、講師を招いての研修を来年３月まで行い、旧５町のことを案内できるガイドリーダーを目指しているとの説明でした。

次に、農林水産課所管分の議案第１１２号「西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について」、市内における木質ペレットを利用できる施設はどの程度計画しているかとの質問に、游の里、新庁舎、多田にできる農業用ハウス、学校施設、家庭用ペレットストーブなどを計画しているとの説明でした。また、ペレットと灯油のコストの差の説明を求めたところ、熱料は化石燃料の約２分の１程度で、灯油１リットル８０円とした場合、ほとんど変わらないとの説明でした。

次に、議案第１３７号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」、建設地の下流にはほたるのさがあるが、水質管理はどのようにしているのか説明を求めたところ、当初、合併浄化槽で検討したが、獣肉の血が流入するので処理しきれないことから、公共下水道に接続する計画に変更したため、下流域の蜚などへの影響はないとの説明でした。

最後に、委員から、木質ペレット製造施設及び獣肉処理加工施設の指定管理者の選定については、生産加工から販売まで任せられ、委託料、補助金が少なくて済む経営感覚のすぐれた指定管理者を選定するよう行政に強く要望するとの意見がありました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成２２年１２月１７日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。
これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

まず、議案第１１０号「西予市支所及び出張所設置条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１１０号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１１１号「西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１１１号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第１１２号「西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１１２号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１１３号「西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第１１９号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの７件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１１３号から議案第１１９号までの７件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第１２０号「西予市遊子川財産区議会設置条例制定について」から議案第１２３号「西予市魚成財産区議会設置条例制定について」までの４件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに

賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１２０号から議案第１２３号までの４件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１２４号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１２４号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１２５号「八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第１２５号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第１２６号「平成２２年度西予市一般会計補正予算（第４号）」について採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１２６号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第１２７号「平成２２年度西予市授産場特別会計補正予算（第２号）」から議案第１３６号「平成２２年度西予市病院事業会計補正予算（第４号）」までの１０件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１２７号から議案第１３６号までの１０件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１３７号「西予市獣肉処理加工施設条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第137号は原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第17号「食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書」から要請第3号「ＴＰＰ交渉参加反対に関する要請書」までの10件を採決いたします。

まず、陳情第17号「食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書」から陳情第22号「後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書」までの6件は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第17号から陳情第22号までの6件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第23号「（仮）林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第23号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第24号「西予市立三瓶小学校仮校舎建設について」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、陳情第24号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、要請第2号「2010年 社会保障の拡充・改善を求める要請書」は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、要請第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に、要請第3号「ＴＰＰ交渉参加反対に関する要請書」は委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、要請第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

（日程3）

○議長 次に、日程第3、発議第1号「西予市新市立病院建設特別委員会の設置及び付託について」、発議第2号「西予市議会改革特別委員会の設置及び付託について」の2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、7名の委員で構成する西予市新市立病院建設特別委員会及び8名の委員で構成する西予市議会改革特別委員会を設置し、これに付託し、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。

お諮りをいたします。

発議第1号及び発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。よって、本案については、7名の委員で構成する西予市新市立病院建設特別委員会及び8名の委員で構成する西予市議会改革特別委員会を設置し、これに付託して、審査が終了するまで継続存置することとし、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、選任第3号「西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任について」及び選任第4号「西予市議会改革特別委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

選任第3号「西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、1番兵頭竜君、2番二宮一朗君、3番兵頭学君、4番明智祥勝君、5番井上勲君、21番菊地ミスギ君、24番坂本隆重君の7名を指名したいと思います。

選任第4号「西予市議会改革特別委員会委員の選任について」は、委員会条例第8条第1項の規定により、6番小野正昭君、7番松山清君、8番宇都宮明宏君、10番元親孝志君、11番嶋川武文君、12番沖野健三君、17番酒井宇之吉君、19番山本昭義君の8名を指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名を西予市新市立病院建設特別委員会委員に、また8名を西予市議会改革特別委員会委員に選任することと決定いたしました。

ただいま選任されました各特別委員会委員の皆さんは、会議室において委員会を開催し、正副委員長を互選の上、その結果を議長に報告願います。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時34分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後2時43分）

各特別委員会の互選の結果を申し上げます。

まず、西予市新市立病院建設特別委員会委員長に24番坂本隆重君、同副委員長に2番二宮一朗君、次に、西予市議会改革特別委員会委員長に19番山本昭義君、同副委員長に7番松山清君、以上のとおりそれぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時44分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後2時46分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第138号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第12工区）変更請負契約について」及び議案第139号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第13工区）変更請負契約について」の2件と意見書案第22号「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書（案）の提出について」及び議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、4件を

本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 追加日程第1、議案第138号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第12工区）変更請負契約について」及び議案第139号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第13工区）変更請負契約について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 議案第138号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第12工区）変更請負契約について」、議案第139号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第13工区）変更請負契約について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市情報基盤整備事業につきましては、市内のテレビ難視聴地域の解消及び高速通信網の整備を目的とし、センター設備として情報の光送受信機の設置及びスタジオ設備の整備、伝送路の整備として光ファイバーを敷設するものであり、平成22年度の完成を目指し、事業を進めているところでございます。

まず、光伝送路施設整備工事（第12工区）は、野村町、予子林、惣川地区において光ファイバー資材材料及びクロージャー類の敷設など伝送路整備を発注するもので、去る6月29日に議会の議決を受け、請負代金1億7,272万円で四国通建株式会社宇和島営業所と契約を締結し、現在施工中でございます。

本工事につきましては、発注後、電柱所有者への許可申請を行ったところ、許可条件として、風の影響による他線との絡み事故の防止対策を求められましたことから、電柱間距離が長い24カ所については単独支柱の新設を行い、地形の影響により単独支柱の設置ができない箇所につきましては伝送路の迂回を行うこととした結果、3,930万8,000円を増額して、請負金額2億1,150万8,000円とする工事変更請負契約仮契約を、去る平成22年12月13日に締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、第13工区につきましては、城川

地区の伝送路整備を行うもので、第１２工区と同日に議会の議決を受け、請負代金３億９，３７５万円で株式会社ＮＴＴ西日本四国と契約を締結し、現在施工中でございます。

１３工区につきましても、１２工区と同様、風の影響による他線との絡み事故を防止する対策のため、４１カ所について単独支柱の設置及び伝送路の迂回が必要となりました。

設計を見直した結果、２，９５８万５，０００円を増額して、請負金額を４億２，３３３万５，０００円とする工事変更請負仮契約を、平成２２年１２月１３日に締結したもので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、２議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより２件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

１７番酒井君。

○１７番酒井宇之吉君 工事の設計途中で、こういう条件が出てきたということはよくわかります。ただし、予算の内訳はどういうようになってるかを、増額された予算の内訳はどういうようになってるかをお尋ねをいたします。

○議長 宇都宮総務企画部長。

○宇都宮総務企画部長 ただいまの質問についてお答えします。

細かい数字は現在持ち合わせておりませんが、２２年度への事業費１３億５，０００万円程度で全工区の予定をしておりました。入札減、それから三瓶地区において予定しておいたファイバー延長距離が短かったということで、１０億７，０００万円程度で総額済むんじゃないだろうかというのが現在の見通しでございます。したがって、今回の増額にかかわらず、予定していた補助金等の範囲内で終了できるんじゃないだろうかというのが現在の状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第１３８号及び議案第１３９号の２件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託

を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論を終結といたします。

これより議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

議案第１３８号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第１２工区）変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１３８号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第１３９号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第１３工区）変更請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第１３９号は原案のとおり決定をいたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第２、意見書案第２２号「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。

産業建設常任委員会に提案理由の説明を求めます。

３番兵頭君。

○兵頭学産業建設常任委員長 意見書案提案理由の説明を行います。

意見書案第２２号「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書（案）の提出について」提案理由のご説明を申し上げます。

ＴＰＰは、原則すべての関税撤廃を目指すハイレベルな協定であり、特に米国や豪州などの農産物輸出大国が参加表明しており、農業、農村への影響は非常に大きいと予想されます。農水省によると、ＴＰＰ参加による関税の完全撤廃により、

食料自給率は１４％程度まで落ち込むとの試算もなされております。関税を撤廃し、完全な貿易自由化になれば、日本の農業は壊滅の状態になることは明白であり、将来に大きな禍根を残すことにつながるものと大変危惧するものである。よって、国においては、ＴＰＰに関してはより慎重な対応を行うよう強く要望するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

平成２２年１２月１７日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

○議長 兵頭産業建設常任委員長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。

意見書案第２２号については、会議規則第３７条第２項により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

意見書案第２２号「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書案第２２号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第３、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付をいたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派

遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたします。

三好市長から定例会閉会のあいさつがありません。

三好市長。

○三好市長 平成２２年第４回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本年３月の第１回の西予市議会定例会の会期中のことでしたが、日本弁護士連合会の会長に明浜町田之浜ご出身の宇都宮健児氏が選ばれたというニュースが突然飛び込んでまいりました。西予市にとっても大変喜ばしいことだったので、西予市民を代表する形で、議会閉会に際してのごあいさつの中で、氏のご活躍を祈念申し上げた記憶がございます。その宇都宮氏に関する話題を不思議な縁で感じつつ、本年最終議会の閉会あいさつで取り上げさせていただきたいと思ひます。

ご承知のとおり、去る１２月１１日、氏におかれましては大変お忙しい中、日程を調整いただき、三瓶高校、これは三瓶高校の設立９０周年の記念の特別講演でありましたが、そのときに幼少時の貧しさとともに楽しかったふるさとの思い出、ご両親への思い、弁護士の道を目指すに至った大学時代の出来事、なかなか独立できず、いそ弁として過ごした１２年間など、氏の人となりの一端をかいま見るようなお話を拝聴いたしました。ご自分も決して世渡りがうまい性格ではないと評価されておりましたが、サラ金やヤミ金、悪徳商法、そしてその背景にある暴力団までも相手にした被害者救済活動の揺るがぬ信念が、会場の若者たちに大きな感銘を与えたものと思います。若者たちが郷土の偉大な先輩の話を胸に刻み、人とのかかわり、社会とのかかわりの中から、日本

社会から失われつつある弱者へのいたわり、不正を許さない強い気持ちを培ってほしいものでございます。

そもそも弁護士の使命は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することにあると言われておりますので、ある意味で行政のあるべき姿に通じる分野もございます。

私も講演終了後に対談する機会をいただきまして、その話題については広報2月号でご紹介させていただきましても、ここに改めまして宇都宮健児氏が日弁連2万8,800人のトップとして一層のご活躍をいただくことを祈念するものでございます。

さて、16日間に及んだ平成22年の第4回定例会でございますが、上程いたしましたすべての議案につきまして、本会議及び各常任委員会におきまして慎重にご審議を賜り、いずれも原案のとおり可決いただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

国の予算編成は、法人税減税等の財源問題が絡み、おくれぎみであり、新年度の事業にも影響があるかと思いますが、西予市においては市民が喜び、輝き、納得いただける市政を目指しまして、来年も一步一步着実な市政を進めてまいりたいと思います。

季節はいよいよ厳冬の季に向かってまいりましたので、議員の皆様におかれましては、どうかご自愛をいただき、来るべき新年が皆様にとりまして輝かしい年になりますことをご祈念申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長 これをもって平成22年第4回西予市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時03分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成 2 2 年第 4 回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 1 0 8 号	西予市新庁舎電気設備工事変更請負契約について	22.12. 2	原案可決
議案第 1 0 9 号	西予市二及漁港利用調整施設の指定管理者の指定について	22.12. 2	原案可決
議案第 1 1 0 号	西予市支所及び出張所設置条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 1 号	西予市過疎地域自立促進特別基金条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 2 号	西予市木質ペレット製造施設設置条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 3 号	西予市城川地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 4 号	西予市三瓶地域育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 5 号	西予市公民館条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 6 号	西予市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 7 号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 8 号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 1 9 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 0 号	西予市遊子川財産区議会設置条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 1 号	西予市土居財産区議会設置条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 2 号	西予市高川財産区議会設置条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 3 号	西予市魚成財産区議会設置条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 4 号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 5 号	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合規約の変更について	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 6 号	平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 7 号	平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 2 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 8 号	平成 2 2 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 2 9 号	平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 0 号	平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 1 号	平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 2 号	平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 1 3 3 号	平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 4 号	平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 5 号	平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 3 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 6 号	平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 7 号	西予市獣肉処理加工施設条例制定について	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 8 号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第 1 2 工区）変更請負契約について	22.12.17	原案可決
議案第 1 3 9 号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事（第 1 3 工区）変更請負契約について	22.12.17	原案可決
陳情第 5 号	依津診療所存続について	22.12.17	継続審査
陳情第 1 7 号	食の安全・安心と食料自給率向上、農業の再生を求める陳情書	22.12.17	不 採 択
陳情第 1 8 号	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める陳情書（ 意見書あり）	22.12.17	不 採 択
陳情第 1 9 号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書（ 意見書あり）	22.12.17	不 採 択
陳情第 2 0 号	内需を拡大して安定した雇用の創出を求める陳情書（ 意見書あり）	22.12.17	不 採 択
陳情第 2 1 号	最低保障年金制度創設を求める意見書提出の陳情書（ 意見書あり）	22.12.17	不 採 択
陳情第 2 2 号	後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める陳情書（ 意見書あり）	22.12.17	不 採 択
陳情第 2 3 号	（仮）林道長谷～田之筋線建設に関する陳情書	22.12.17	採 択
陳情第 2 4 号	西予市立三瓶小学校仮校舎建設について	22.12.17	不 採 択
要請第 2 号	2 0 1 0 年 社会保障の拡充・改善を求める要請書	22.12.17	不 採 択
要請第 3 号	T P P 交渉参加反対に関する要請書	22.12.17	採 択
意見書案第22号	環太平洋連携協定（T P P）に関する意見書（案）の提出について	22.12.17	原案可決
発議第 1 号	西予市新市立病院建設特別委員会の設置及び付託について	22.12.17	原案可決
発議第 2 号	西予市議会改革特別委員会の設置及び付託について	22.12.17	原案可決
選任第 3 号	西予市新市立病院建設特別委員会委員の選任について	22.12.17	議長指名
選任第 4 号	西予市議会改革特別委員会委員の選任について	22.12.17	議長指名
	議員派遣について	22.12.17	承 認